

第 6 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 4 日 開 会

平成 28 年 3 月 14 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 6 7 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○請願第1号の上程、委員会付託	13
○散会の宣告	13

第 2 号（3月7日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
工 藤 幸 子 君	17

中 館 文 雄 君	2 0
西 野 耕太郎 君	3 3
松 本 啓 吾 君	4 4
○散会の宣告	5 1

第 3 号（3月8日）

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○職務のため出席した者の職氏名	5 4
○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
滝 田 勉 君	5 5
夏 堀 嘉一郎 君	5 8
川守田 稔 君	6 4
久 保 利 樹 君	7 3
○散会の宣告	7 8

第 4 号（3月9日）

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 2
○出席議員	8 3
○欠席議員	8 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
○職務のため出席した者の職氏名	8 3
○開議の宣告	8 4

○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	84
○議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託……………	88
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	88
○議案第20号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	90
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	91
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	93
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	95
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	96
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	99
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	102
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	103
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	105
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	107
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	108
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	109
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	110
○議案第36号から議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	111
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	117
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	123
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	124
○常任委員会報告……………	125
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件……………	125
○散会の宣告……………	126

第 5 号（3月14日）

○議事日程……………	127
○本日の会議に付した事件……………	128
○出席議員……………	128
○欠席議員……………	128

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 9
○開議の宣告	1 3 0
○議案第 1 号から議案第 1 8 号の委員長報告、討論、採決	1 3 0
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○日程の追加	1 6 7
○町長追加提出議案提案理由の説明	1 6 7
○議案第 4 9 号から議案第 5 1 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○閉会の宣告	1 7 0
○署名議員	1 7 3

平成 2 8 年 3 月 4 日（金曜日）

第 6 7 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第67回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年3月4日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第1号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」を国への提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君

健康福祉課長	福田 勉 君	農林課長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西村 久 君	建設課長	工藤 良夫 君
会計管理者	板垣 悦子 君	医療センター事務長	佐藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市場 長	中野 弘美 君
教 育 長	山田 義雄 君	学 務 課 長	夏堀 常美 君
社会教育課長	赤石 裕之 君	農業委員会事務局長	中里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから、第67回南部町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る2月26日に議会運営委員会を開催し、第67回定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告させていただきます。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、議案は平成28年度各会計予算18件、条例の制定など22件、本年度補正予算8件であります。

平成28年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することになりました。

そのほかの案件として、陳情1件、常任委員会などの報告がございます。

陳情につきましては、所管の常任委員会に審査を付託することになりました。

また、一般質問は8名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月4日から14日までの11日間としました。

なお、会期中5日、6日及び12日、13日は休日のため、10日、11日は予算特別委員会のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

ます。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、滝田 勉君、6番、西野耕太郎君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月4日から3月14日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日から3月14日までの11日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました11日間の会期中、5日、6日及び12日、13日は休日のため、10日、11日は予算審査のため休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの6日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員から平成27年度随時監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告1件、議案は平成28年度予算18件、条例等22件、平成27年度補正予算8件、ほかに陳情1件、常任委員会報告などがございます。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第67回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

平成27年度も、残すところ、僅かとなりました。

今年度を振り返りますと、年度当初は、春先の低温による農作物への影響が心配されましたが、その後は持ち直し、おおむね順調な収穫につながったことは、何よりなことだと思っております。

6月には、全国的な問題である人口減少へ取り組むため、「南部町まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、青年代表や子育て女性代表を含む、17名のアドバイザーの方々から、貴重なご意見を頂戴し、このたび「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。総合戦略には、基幹産業である農業を中心とした産業振興やグリーン・ツーリズムの継承などを掲げており、重点事業と、数値目標を盛り込んだものであります。

具体的な施策としましては、新規就農者の支援や、中学生までの医療費の無償化と小中学生の給食費無償化の継続、農業観光と地域資源を融合させた、新たな観光メニューの充実などでありまして、将来的な数値目標としては、「国立社会保障・人口問題研究所」で公表しております、当町の2060年の人口、7,177人に対しまして、各種施策により1万71人とすることを目標としております。

これらは、あくまで戦略でありますので、今後、どう実行していくか、それが大事だと考えております。

10月に行った健康宣言は、全町民が「達者」で、健康長寿を目指していくという、これから町が進むべき方向を示し、町内外に表明したものであり、「鍋条例」を存分に活用しながら、健康に対する町民の意識を高められるように、平成28年度当初予算にも、関連予算を計上させていただいております。

年が明け、1月5日には、多くの町民やご来賓のご出席をいただき、合併10周年記念式典を盛大に開催することができました。元気で活力のある「まちづくり」に向けて、決意を新たにしたところであります。

2月には、南部町商工会の合併10周年記念式典が開催され、関係各位が、その節目を祝いました。

「プレミアム商品券の発行」や「買い物弱者に対する支援」など、町と商工会が連携しなければ実現が難しい事業や、より高い効果が期待できる事業も多いと思っております。

町の発展のためには、町だけではなく、農業団体や商工業者等の各種団体、地域の方々などと、互いに協力していくことが必要でありますので、これからも活発な意見交換を行い、より良い方向を目指して参りたいと考えております。

防災の面から振り返りますと、10月の暴風により、農作物をはじめ、家屋等に被害が発生しました。また、一月には、南部町で震度5弱の地震が発生したほか、暴風雪の影響で、ビニールハウスの倒壊や、長時間の停電が発生するなど、予測が難しい自然の驚異と、日頃からの災害への備えの大切さを感じさせられました。

このたび、福地第1分団の水槽付き消防ポンプ自動車を新しく更新し、配備いたしました。町民の安心・安全を守るため、地域防災の要である消防団の装備の充実につきましては、今後とも計画的に取り組んで参りたいと考えております。

さて、このほど、全国で唯一の町営市場である、南部町営地方卸売市場が、開設50年を迎えました。平成27年1月から12月までの年間販売額は、11年ぶりに30億円台を突破し、約32億

円に達するなど、節目を祝うにあたり、二重の喜びとなっております。これも、農家の皆様をはじめとした関係各位のご尽力によるものであり、感謝申し上げる次第であります。

新聞等でも取り上げられておりますが、台湾や香港など、国外への、国産りんごの輸出が好調なことも要因の一つではないかと思われますので、町としまして、さらなる農業所得の向上のため、海外輸出の支援など、農業基盤の強化の促進に取り組んで参りたいと考えております。

今年の成人式では、202 人の若者が大人の仲間入りをしました。「郷土と地域社会の発展に、貢献できるように努力したい」と、堂々と宣言した新成人に、私だけではなく、多くの出席された方々が頼もしさを感じたものであります。

南部町は、熱意を持った若者から、経験豊富な先輩方まで、たくさんの人材が揃っております。町民の皆さんと意見を出し合う住民参加こそが、町の元気につながるものだと信じているところでありますし、その土台や仕組みを考え、流れを作ることも私たちに課せられた重要な役割であると思っております。

平成 27 年度の年度末にあたり、事業や業務の点検をしっかりと行い、新しい年度に向かっていけるよう、職員一同、気を引き締めて職務にあたる所存であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について、順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第 1 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります、平成 27 年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）として、売上金の増額が見込まれることから、受託販売収入として 4 億円、受託販売手数料として、2,800 万円、合計 4 億 2,800 万円を追加補正し、これにより平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの歳入歳出予算の総額を、36 億 9,100 万円とし、平成 28 年 2 月 10 日付で専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくとともに、承認を求めるものであります。

次に、議案第 1 号、平成 28 年度南部町一般会計予算から、議案第 18 号、平成 28 年度南部町名久井岳財産区特別会計予算までの当初予算についてご説明いたします。

まず最初に、議案第 1 号、平成 28 年度南部町一般会計予算であります、平成 28 年度当初予算につきましては、本町の歳入の 50%以上を占める、地方交付税の合併特例措置の縮減期間が始まり、大幅な減額が見込まれる中ではありますが、人口減少に歯止めをかけることを最重要課題の一つとして、「総合振興計画」及び、このほど策定した「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策を確実に実行していくために、今までの慣習や前例にこだわること

なく、全ての事業において、その手法や手段を再構築し、地域活性化及び町民福祉の向上に資することを基本姿勢として、編成を進めてまいりました。その結果、予算の総額は、97億1,000万円となり、前年度と比較しますと

2億4,000万円の減、率にして2.4%の減となっております。

主な事業といたしましては、2款、総務費に、地域の集会施設について、3つの施設を新築するなど、地域集会施設整備事業として9,024万9,000円を計上しております。また、総務費とは別に教育委員会費であります。管理施設聖寿寺館跡に関する管理施設の新築を予定しております。公共施設等の更新、長寿命化などを、長期的かつ計画的に行い、公共施設等の最適配置を実現するための公共施設等総合管理計画策定業務として1,452万6,000円。

3款、民生費に、子育て支援事業の一つとして、中学生までの医療費無償化事業を継続するために4,980万円。

4款、衛生費に、昨年行いました健康宣言に伴い、すべての町民が健康で明るく幸せに暮らせる社会づくりの実現に向けての健康戦略事業などとして365万3,000円。

6款、農林水産業費に、新規就農者支援事業補助金として348万円。

8款、土木費に、定住促進を目的とした、住宅用地造成測量設計業務として3,000万円。

9款、消防費に、ポンプ自動車の更新事業として2,160万円屯所の更新事業として4,018万4,000円。

10款、教育費に、子育て支援事業の一つとして、小中学生の給食費無償化事業を継続するために6,472万7,000円などを計上させていただいております。

次に、特別会計につきましては、予算額と前年度との比較のみ説明させていただきます。

議案第2号、平成28年度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、

予算総額1億7,146万7,000円、前年度より1,182万円の減、率にして6.4%の減額となります。

議案第3号、平成28年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計につきましては、予算総額8,057万3,000円、前年度より232万2,000円の増、率にして3.0%の増額となります。

議案第4号、平成28年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額30億6,500万円、前年度より4,000万円の減、率にして1.3%の減額となります。

議案第5号、平成28年度南部町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額26億6,461万1,000円、前年度より3,831万円の増、率にして1.5%の増額となります。

議案第6号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額

3,279万3,000円、前年度より170万4,000円の増、率にして5.5%の増額となります。

議案第7号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額1億9,124万7,000円、前年度より192万1,000円の増、率にして1.0%の増額となります。

議案第8号、平成28年度南部町病院事業会計予算につきましては、収益的支出の予算額を14億5,600万円とし、前年度より3億2,150万円の増、率にして28.3%の増額となります。

議案第9号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額2億3,490万円、前年度より330万円の減、率にして1.4%の減額となります。

議案第10号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額2億6,400万円、前年度より1,250万円の減、率にして4.5%の減額となります。

議案第11号、平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、予算総額32億5,100万円、前年度より3億900万円の増、率にして10.5%の増額となります。

議案第12号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、予算総額3億9,420万円、前年度より2,591万2,000円の減、率にして6.2%の減額となります。

議案第13号、平成28年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算につきましては、予算総額4,850万4,000円、前年度より100万円の増、率にして2.1%の増額となります。

議案第14号、平成28年度南部町大字平財産区特別会計予算につきましては、予算総額51万円、前年度より20万円の減、率にして28.2%の減額となります。

議案第15号、平成28年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算につきましては、予算総額1,700万4,000円、前年度より110万円の減、率にして6.1%の減額となります。

議案第16号、平成28年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算につきましては、予算総額3,085万4,000円、前年度より100万円の減、率にして3.1%の減額となります。

議案第17号、平成28年度南部町大平財産区特別会計予算につきましては、予算総額197万7,000円、前年度より11万5,000円の増、率にして6.2%の増額となります。

議案第18号、平成28年度南部町名久井岳財産区特別会計予算につきましては、予算総額2,652万5,000円、前年度より200万円の増、率にして8.2%の増額となります。

本職からは以上、概要のみの説明とさせていただき、平成28年度の各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号、南部町名誉町民の決定についてであります。南部町名誉町民条

例に基づく名誉町民について決定いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

推挙される方は、住所、静岡県浜松市中区富塚町 2132 番地の 181、氏名、川守田三次郎氏、大正 13 年 5 月 10 日生まれ。

川守田氏について、南部町名誉町民条例施行規則の規定により、南部町名誉町民選考委員会に諮問したところ、委員全員の賛成により「名誉町民の称号を贈るにふさわしい者」として答申を受けたものであります。

なお、同意されますと、合併後の南部町では最初の名誉町民となります。

次に、議案第 20 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 21 号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合について、県に準じて改めるものであります。

次に、議案第 23 号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 24 号、南部町行政不服審査会条例の制定について及び、議案第 25 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。行政不服審査法が平成 28 年 4 月から施行されることに伴い、新たに南部町行政不服審査会を設置する必要が生じたこと、その他、関係条例の規定の整理等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 26 号、南部町職員の降給に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の改正に伴い、職員の意に反した降給を行うにあたり、必要な条例を制定するものであります。

次に、議案第 27 号、南部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の改正に伴い、公表すべき事項が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 28 号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法及び学校教育法の改正及び、いわゆる小中一貫校の創設に伴い、字句を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 29 号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、集会所として使用していない、福地地区の小松沢集会所を削除し、平成 27 年度に新築した名川地区の広場集会所と鳥谷ふるさと館を追加するための、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 30 号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員が任命によるものとなったことに伴い、その報酬及び費用弁償を監査委員等の例に合わせて定める他、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員の報酬を、その都度協議して定めることにするなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 31 号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。学校教育法の改正に伴い、字句を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 32 号、南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。物価統制令に基づき、知事が、公衆浴場入浴料金の価格を一部改正したことから、町内入浴施設の入浴料金を改正するものであります。

次に、議案第 33 号、南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現在、使用していない医師住宅 2 棟を、定住対策事業として活用するための、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 34 号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。除害施設等の水質基準について、国の基準を引用するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 35 号、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いわゆる番号法においてマイナンバーを利用できることが定められている事務に、乳幼児医療費給付に関する事務など、町が、独自にマイナンバーを利用する事務を加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 36 号から議案第 38 号、指定管理者の指定についてであります。平成 28 年 3 月 31 日に、指定期間が満了する施設、及び新築した集会施設の指定管理者を指定するものであります。期間は、総務課所管施設に関しては、他の集会施設の指定期間と合わせるために平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間としており、その他の施設に関しては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

次に、議案第 39 号、南部町過疎地域自立促進計画についてであります。いわゆる過疎法が、

一部改正され、平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長されたことに伴い、平成 28 年度から平成 32 年度までの「南部町過疎地域自立促進計画」を策定したことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 40 号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団における、平成 28 年度の設置団体負担金額の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 41 号、平成 27 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 6,555 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 109 億 3,581 万 1,000 円とするものであります。

主な補正要因としましては、2 款、総務費に、国の交付金を活用した、移住促進 P R を目的とする「お試し住宅」に関する事業と、買い物弱者を支援する「宅配事業」に係る事業費として 2,883 万円を増額し、3 款、民生費に、年金生活者等に対して臨時的に給付を行う事業費として 1 億 547 万 7,000 円を増額し、公共施設整備基金に 3 億 7,960 万円を積み立てたほか、各種事業費の確定などにより、歳入歳出予算計上額を調整したものであります。

次に、議案第 42 号、平成 27 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。決算見込みによる後期高齢者支援金や介護納付金の減額など、歳入歳出それぞれ、1 億 1,062 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 30 億 2,937 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 43 号、平成 27 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。決算見込みによる保険給付費の減額など、歳入歳出それぞれ、3,646 万 2,000 円を減額し、予算の総額を、26 億 8,325 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 44 号、平成 27 年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。決算見込みによるサービス収入の減額など、歳入歳出それぞれ、35 万 2,000 円を減額し、予算の総額を、3,073 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第 45 号、平成 27 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。決算見込みによる基盤安定負担金の減額など、歳入歳出それぞれ、356 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 8,575 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第 46 号、平成 27 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。決算見込みによる工事請負費や補償補填及び賠償金の減額など、歳入歳出それぞれ、1,170 万円を減額し、予算の総額を、2 億 5,650 万円とするものであります。

次に、議案第 47 号、平成 27 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であ

りますが、決算見込みによる委託料の減額など、歳入歳出それぞれ、871 万円を減額し、予算の総額を 2 億 6,779 万円とするものであります。

次に、議案第 48 号、平成 27 年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）であります。決算見込みによる臨時職員の賃金の減額など、歳入歳出それぞれ、1,003 万 4,000 円を減額し、予算の総額を、3 億 8,867 万 3,000 円とするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、関係課長より詳細にご説明をいたしますので慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、教育委員会教育長の任命、農業委員会委員の任命、人権擁護委員の候補者の推薦についての人事案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎陳情第 1 号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） 日程第 5、陳情第 1 号を議題とします。

本日までに受理した陳情 1 件は、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

なお、総務企画常任委員会は 7 日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3 月 7 日は午前 10 時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時39分)

平成 2 8 年 3 月 7 日（月曜日）

第 6 7 回南部町議会定例会会議録
（第 2 号）

第67回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年3月7日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

14番 工 藤 幸 子

1. 明るい挨拶について

9 番 中 舘 文 雄

1. ふるさと納税制度に関わる当町の現状と取り組みについて

2. 観光政策の課題とイベントや地域産業を生かした観光事業の取り組みについて

6 番 西 野 耕太郎

1. 圏域内における公共交通体系の整備について

2. 環太平洋連携協定（T P P）における農家に対する県の取り組みと町の対応について

1 番 松 本 啓 吾

1. 高齢化社会に向けての今後の町の対策と福祉・介護に関する計画等について

2. 地域包括ケアシステム構築に関しての町の取り組みと今後の計画について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 松 本 啓 吾 君

2番 久 保 利 樹 君

3番 夏 堀 嘉一郎 君

4番 坂 本 典 男 君

5番 滝 田 勉 君

6番 西 野 耕太郎 君

7番 山 田 賢 司 君

8番 八木田 憲 司 君

9番 中 舘 文 雄 君
 11番 夏 堀 文 孝 君
 13番 根 市 勲 君
 15番 馬 場 又 彦 君

10番 工 藤 正 孝 君
 12番 沼 畑 俊 一 君
 14番 工 藤 幸 子 君
 16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	赤 石 裕 之 君	農業委員会事務局長	中 里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第67回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告のあったものだけを認めます。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。

これから通告順に順次発言を許します。

14番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（14番 工藤幸子君 登壇）

○14番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。

早速でございますが、さきに通告をしておりました明るい挨拶について、挨拶の励行の実現指導はどのようにしておられるのか、町長にお伺いいたします。

ことしも春の訪れを予感させるころとなりました。間もなく春本番、子供たちの声もにぎやかになり、晴れ晴れとした空気に包まれます。しかし、いつの時期が訪れようが庁舎内の空気はどうしてこのように挨拶どころか暗い雰囲気になっているのかと、折に触れときどき考えさせられます。考えてみるに、これからも自治、あるいは文献等々言われることもあるとは思いますが、役所や役場の職員の権限が強くなるのではと思われます。これは町民にとっては余りよいことと思えないのではないかと思います。

しかし、歴史を振り返ってみますと、町民の相談役や物事が発生すればまとめ役の庄屋様がお

られました。今もその名残がありますが、それらが現在の地方公共団体となり、役場職員はその事務所で働いている町民であり、一般町民と同じ立場であると思います。つまり、自治体イコール役所ではなく、役場は自治体の事務所なのであります。自治体は町民と同じ地域社会に住んでいる人たちで、明るい社会をつくる先導者なのであります。だから、事務所の職員も同じ町民なのです。

庁内にも朝の挨拶を交わしましょうと掲げている看板があり、さらには、学校の校門近くに立ち並び先生や生徒たちが朝の挨拶を励行しています。町民は小さいときから明るいまちづくりを心がけているのです。職員は忙しい毎日だけれども、朝の挨拶ができるはずです。常に朝の挨拶は欠かしたことがないとおっしゃっている町長さんですので、職員には、仕事場に町民が見えたら明るい笑顔で、一番の仕事は明るい笑顔であると理解が必要であるかもしれません。町民が声をかけても何をしに來たのだらうと席を立とうとしない職員であっては、町の発展は望まれません。町民が喜んで役場の事務所に出入りでき、町民みんなに職員が優しく親切であると、役場に出入りやすく「役場に行ってきたーす」となるような、役場をそんな事務所にするために今、町長は職員にどんな指導をしておられるのかお聞かせいただきたく、ご答弁をお願いする次第であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員にお答えを申し上げます。

まず、具体的に申し上げる前に結論から申し上げますと、私も工藤幸子議員と同じ思いで、職員には、就任以来いわゆる挨拶、接遇についてずっと指導してきたところであります。

今回の明るい挨拶について、挨拶の励行の実現指導はどのようにしているのかというご質問でございますが、まず平成25年4月、南部町職員接遇向上マニュアルを全職員に配付いたしました。これは合併当初からすればよかったのだらうと思いますが、それ以前にも就任以来、就任当初の全職員への訓示、毎月の課長会議等々でまず挨拶についてしっかりしてほしいということを言い続けてきましたが、一生懸命している職員、また、やはりしっかりまだ挨拶ができていない職員がいるということで、25年に接遇マニュアルをつくってさらに徹底してほしいということで配付をいたしました。このマニュアルは、挨拶を含む接遇の指針として職員が自分を振り返るために

作成したものであり、昨年10月には全職員がいわゆる自己採点を行い、その結果をもとにした改善を指示したところであります。

また、平成26年3月に策定した第2次南部町行政改革大綱では、職員改革を改革の柱に据え、職員の資質向上のため接遇に関する研修に取り組んでいるところであり、昨年11月に町独自で開催しました接遇研修においては44名の職員が受講しております。ただ、44名ですので、先般も課長会議で言いましたが、やはり全職員がしていくようにしていかなければならないというふうにも指示しております。

今後も職員の接遇徹底についてしっかりとしていかなければならない。今回、工藤幸子議員さんから挨拶についてご質問がありましたが、他の議員さんからも同じようなご指摘をいただいてもおりました。そういうこともしっかりと我々認識して、全職員がしっかりと挨拶できるように、挨拶だけではなくやはり、町民の方々は来なれている方、なかなか特に用事がないと来ることもない方々が来たときに、どこの課に行っていかわからないという町民の方々がいるわけですので、今までも指導しているのは、この課ですよというだけではなく、間違っただけで来たときにはその関連する課にしっかりと案内していくべきだと、こういうことも指導しておりますが、もう少し徹底していかなければならないと思っております。

これからも定期的に研修会を開催することはもちろんであります。まずは私を含め課長、課長補佐級、いわゆる幹部職員が率先して挨拶を実践し、そのことによって部下がしっかり上司を見ているわけですので、まずは我々管理職がしっかりと実行していくということが大事であると思っております。

ことし4月から始まる人事評価制度におきましては、当町独自の評価項目として挨拶を加えることとしております。仕事は当然のこと、挨拶がしっかりできていれば全体の評価に影響するというものでありまして、これは当町独自で挨拶を加えるということを行ってまいりたいと思っております。この制度は単なる職員の評価手段として位置づけるのではなく、挨拶の指導を含めた人材育成の1つとして活用してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げました1つは、課長会議は毎月開いて徹底するわけでありまして。そこから職員のほうにまたそれぞれの課長たちが指示していくということで、なかなか全職員が一堂に会するという部分が少ないものですから、私が指示したことがストレートにしっかりと部下のほうまで伝わっていればいいんですが、ときにはやはり伝え方というのはそれぞれ課長によっても異なるところもあるのではないかと考えていまして、そこをしっかりと全職員に指示が徹底するように今後していかなければならないと思っております。

そしてまた、就任以来言い続けてきたのは、我々の給料はどこから出ているのかということを常に職員は考えなければならない、町民の皆さんの税金で我々は給料をいただいているんだと、このことを忘れなければ、おのずと仕事も挨拶もどうすればいいかというのは当然もう考えなくても出てくるわけでありますので、そういう話もさせていただいております。

今後もしっかりと住民の皆さんからも職員の挨拶も変わったなと思っていただけるように、そしてまた評価もいただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） ただいま町長さんから前向きないいご答弁をいただきました。

この挨拶に関しては、別にしたくないからしないというのではなくて、自分以外の課長さんとかそういう上司の方々が一生懸命下を向いて仕事をしているのに、自分だけ「おはようございます」と言い難い部分もあって遠慮しているのかなと、そんなこともありますので、統一してこういうふうなときにはみんな一斉にというくらい、1つの目的をそこに立ち上げるほうがいいのかなとそんな感じもしておりますので、どうぞ今後ともよろしく、挨拶に関してはいろいろと研究をなさっていい雰囲気はこの役場が醸し出せるような役場にしてほしいなと思っております。そういうふうなものも実感できるような役場も、隣接ではありませんけれどもそういうところの役場を見てまいりましたので、なるほど、こういうふうにすればいいんだなということも考えて帰ってきて皆さんにお話ししているわけで、ですから、やはり一本の筋の部分をつくっていただきたい、このように思います。

大変前向きないい答弁でございましたので、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

続きまして、9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。きょうは、地域の中心となって活躍されている婦人会の皆さんに本会議を傍聴においでいただきましたことは、議会はもちろん議員としても大変ありがたいことであります。緊張感を持ちながら質問してまいりたいと思います。

南部町誕生11年目を迎えての初めての定例議会であります。10年を節目として町政の果たす役割として、地方自治法第2条にうたわれている、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの条文があります。このことを胸に、二元代表制の一翼を担う私ども議会の責任も重要でありますし、また議員といたしまして果たす役割もいま一度自分自身に言い聞かせながら、住民に開かれた議会を目指す活動を積極的に推し進めるべき必要性を念頭に入れながら質問に入らせていただきます。

私は、本定例会に臨むに当たり、第55回定例議会でも取り上げられた事項であります。国で定めたふるさと納税制度の活用が自治体の取り組み方によって、地域の経済効果もさることながら、具体的なまちづくりに大いに生かされているという実態が多くの報道等を通じて報じられております。そこで、当町のふるさと納税の取り組みの実態と今後の課題と取り組みについてお聞きするとともに、合併後11年目を迎えた当町であります。合併以降人口も3,000人以上減少しました。社会現象の変化とともに、町を取り巻く環境も変化しますし、いろいろな面で改革や改善は必要だと思っております。その中でも今回取り上げますのは、従前同様に実施されているイベントや祭りの持ち方、あわせて行政のかかわりのあり方と考察を深めながら、通告にしたがいまして順次質問してまいります。

初めに、ふるさと納税制度に関わる当町の現状と取り組みについてであります。自分の選んだ自治体を支援する、応援する目的により制度化されたと理解しておりますが、納税金額を高めようとそれぞれの自治体が工夫して取り組んだ結果が、報じられておりますように返礼品の拡充が優先し、それを目当てに納税者、納税額がふえて、先日発表された報道では、宮崎県都城市の納税額35億円以上を筆頭に、10億円以上の納税額を発表した自治体が数多くあり、人口3,900人ぐらゐの高知県奈半利町でも12億8,749万円の納税額を発表しております。自治体によっては、取り組み方法を工夫してさらなる増額を見込んでいるとのことでもあります。

返礼品の確保は各自治体の特産品や地元の農産物等が充てられており、地元業者または生産者の販路拡大や所得にも貢献され、経済効果も出ていると報じられております。一方、返礼品とは別に、納税額を活用し、自治体の取り組む事業を明確化し、納税者と交流を持ちながら地域活性化やまちづくりの姿を見せようとする取り組みを検討され始めている自治体もあります。

当町の26年度までの納税額は、資料によりますと22年度118万円、23年度128万円、24年度132万6,000円、25年度46万円、26年度29万円と確認しておりますが、当町よりも人口の少ない自治体でも10億円から20億円の納税額を確保している現状を見ますと、この制度の活用のためにさらなる検討が必要と思ひ、次の項目について質問いたします。

1点目は、27年度の予想される納税額についてお尋ねいたします。この点は、通告後に発表された補正予算書に164万8,000円が計上されておりますが、もし変更があればその数字でも結構でございます。

2点目は、他自治体の取り組みと成果をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

3点目は、当制度に積極的に取り組み、町の活性化やまちづくりに生かしていくべきと考えますが、当町における課題と取り組みについてお尋ねいたします。

次に、観光政策の課題とイベントや地域産業を生かした観光事業の取り組みについてお聞きいたします。

第48回定例議会でも取り上げた問題であります。行政の窓口一本化は、担当課の統合により改善されましたが、南部町が誕生し10年の歳月が流れ、その間に3,000人以上の人口減少が起っております。そのような減少にもかかわらず、従前と変わらず分離型のイベントや祭りが行政からの委託事業として開催され続けております。もちろん、農業を観光の目玉として進められている四季の祭りのように、町外からの交流人口増に効果のある事業や地域の伝統行事や郷土芸能をみずから伝承し、地域活性化やコミュニケーションを図るために活動している行事は、大いに支援をし推し進めるべきと考えますが、やはり町を代表するイベントや祭りは、分散型ではなく統一を考えるべきだと思います。地域住民を中心として開催されるイベントや祭りは、行政がかかわるのではなく地域住民の自主運営に任せるべきであり、必要に応じて財政支援等の検討にとどまるべきだと思います。これまでも町を代表するイベントや祭りの検討をすべきとの声は寄せられていたと記憶しております。多くの町民が参画できるイベントや祭りを統一して開催し、そこには経済効果も期待される内容を検討すべきと考えるものであります。

また、果樹の里 南部町であります。年間を通じて訪れてくれる来町者への感謝の念を込めて、農業、商業、工業、全ての人がかかわる南部町の産業まつりを、町内外の交流人口増とともに経済効果にも結びつく企画として統一して開催すべきと思います。

町誕生10年を経過し、人口減少社会が現実となった今、町民の融和や町の活性化、また地域の産業を生かしたまちづくり等、いろいろな課題が山積みですが、さらなる町の発展には、継続も大事ですが、前進のためには効果ある改革も必要との思いから、次の項目について質問いたします。

1点目として、現在のイベントや祭りの取り組みについて、提言や意見書が寄せられているが、今日までにどのような検討がなされているのかお尋ねいたします。

2点目として、町を代表するイベントの確立や農産物を中心として開かれる産業まつりを、繰

り返しになりますが、農業、商業、工業と連携し、南部町産業まつりとして内容を検討して統一すべきと考えますが、政策として取り組む考えがないかお尋ねいたします。

ふるさと納税制度のように、国の制度を活用するには自治体の条件や立地条件や特有の事情もあり、同じ効果を期待するのは難しいかもしれません。しかし、取り組みによって効果を上げている自治体がある以上、当町も前向きに取り組む必要があると思います。

また、観光政策については、地域の活性化のため、また交流人口増加のためにも当町の重要な政策と考えます。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員にお答えを申し上げます。

まず最初に、ふるさと納税の件でございますけれども、本来ふるさと納税、それぞれの自治体のまちづくりを応援しようという趣旨のもとで実施されたわけでございます。当初は返礼品等々というのは最初はなかったと思いますけれども、その後、それぞれの自治体の特産品を生かしながら返礼品を送ると。それがあ部分では過剰になっている部分もあるように感じておりますが、ただ、しっかりとその歳入の中で入ってきている実態があるということは、我々も参考にしなければならないと思ってございます。

まず、27年度ふるさと納税寄附金の予想、寄附額についてであります。2月1日現在において81件、135万5,000円の寄附をいただいております。平成27年度の予想額としましては、約85件の140万円ほどの寄附金を見込んでございます。先ほど中舘議員さんからそれぞれの年度の寄附金額が紹介されましたけれども、今までは大口の方々があったりして100万円前後ぐらいの額に達していましたが、現在は、ほとんどの方々が1万円の方々が大半を占めております。そこで、私どもの返礼品のいわゆる品物は果物を中心とした返礼品ということで、大体1万円いただいて3,000円から4,000円ぐらいの金額ということになってございます。

他自治体の取り組みと成果に対する当町の認識と今後の課題と取り組みについてでございますけれども、先ほども申し上げました寄附を多く集める自治体の先進自治体では、ふるさと納税を自治体の魅力をPRする手段として活用しており、自治体独自の返礼品を企画し多額の寄附を受けているところがございます。大体一番人気は、肉類の返礼品が非常に人気があるように認識してございます。そしてまた、返礼品の還元率の高いものや電化製品など高額商品による特典競

争が過熱し、ふるさと納税制度の趣旨が忘れかけられていると考えられる実態も出てきているように感じております。

特には、寄附金、いただいた額よりも多い返礼品を送っている自治体もある。これは数カ所ですけれども、そうなりますと、果たしてふるさと納税の意味というのはどうなのかなと、そういう部分も疑問も感じますが、しっかりとそれぞれの自治体の特産品を生かしながら、その中で多くの方々がやはり当南部町にもご寄附をいただければと思ってございます。

現在、当町で行っている返礼品の送付事業は、当町の魅力である、先ほども申し上げました果物を中心としながら、ニンニクなどの農産物を送付してございます。

今後の課題としましては、加工品の充実や食品以外の返礼品として例えば宿泊施設等の利用券、農業体験等への招待など、バラエティーに富んだ魅力ある品目の選定を検討してまいりたいと考えております。また、今後は民間企業が運営するふるさと納税専門サイトを活用し、全国へ情報を発信するとともに、同サイトからインターネット上で寄附申し込み、返礼品選択、クレジットカード決済を一括で行えるようにし、手続の簡素化を図りたいと考えてございます。

次に、観光政策の課題とイベントや地域産業を生かした環境事業の取り組みについてでございますが、まず現在のイベントや祭りの取り組みについて提言や意見書が寄せられているが、今日までにどのような検討がなされているかのご質問でございます。当町のイベント開催関係につきましては、5月上旬の南部町春まつりからスタートしまして、途中にはそれぞれのイベントがございます。そして、秋の産業まつりなどの収穫祭を行いながら、2月上旬開催の南部地方えんぶり、極寒祭を最後に1年間の祭り、イベントが終了となります。これらにつきましては、平成18年1月の合併前からのイベントを継続して行っているものでございます。

これまでの取り組みの検討内容であります。平成22年5月には南部町集中改革プランを作成しており、この中で農業関係各種イベントの開催方法、開催時期の見直しを検討しております。関係課の調整はここで行われております。庁内ではこれまでに各実行委員会と観光協会が協議を重ね、平成21年度に検討委員会を設置しております。しかし、協議は行いまして、地区ごとの祭りの特徴があり条件等も違いがありますので、その調整の困難から見直しの具体的決定には至っていない状況であります。

昨平成27年度の例であります。南部まつりと南部サマーフェスティバルを従来は2日間の開催として行ってまいりましたが、ことし初めての同日開催をいたしました。終了後には合同の実行委員会反省会を開いておりますが、やはり賛成の方と反対の方、両意見が出ております。何回か繰り返して経過を見ながら判断することになっており、今後の同日開催決定までには至って

いない状況であると聞いております。今後、関係方面との検討を重ね、町全体の最善の方法は何か探ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ議員の皆様方からもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、町を代表するイベントの確立や農産物を中心として開かれる産業まつりを、農業、商業、工業と連携し、南部町産業まつりとして内容を検討し統一すべきと考えるがというご質問でございますが、現在、南部町では農産物を主としたイベントを名川地区、南部地区、福地地区の3会場で開催しております。

まず、南部町、ながわ産業祭りの状況でございますが、ながわ産業祭りは、名川地区と南部地区の農家の方々や産直団体、J A八戸や町商工会の工業部会など関係団体による実行委員会を組織し開催しております。内容といたしましては、農産物の販売が中心ですが、商業者等による飲食物の販売や工芸品の販売などもございます。また、町商工会の工業部会による親子木工教室などが開催されております。

次に、なんぶりんご市についてであります。南部地区の農業組合、J A八戸、町商工会、町営市場、卸、中卸組合などの関係団体で実行委員会を組織し、南部町営地方卸売市場と南部町民体育館前の2会場で開催しております。なんぶりんご市は、リンゴを主体としたイベントであり、町内外から贈答用や家庭用リンゴを買い求める多くの買い物客で会場がにぎわい、リンゴのほかにはゼネラル・レクラークや野菜などの販売も行われております。また、市場会場では、中卸組合の方々が出店するほか、町商工会のふれあいフェスタの同時開催、八戸市からりんご市の会場までフルーツバスを運行するなど、非常に集客が多く活気のあるイベントとなっております。

次に、ふくち特産品まつりですが、こちらは南部町健康増進公社が事務局となり、バーデハウスふくちのPRを目的としながら、福地地区の産直団体や福地商協といったバーデハウスふくちの施設利用団体のほか、J A八戸女性部、青年部、福地なまず養殖出荷組合などの団体で実行委員会を組織し開催しております。内容といたしましては、農産物の販売はもとより各団体による飲食物の販売などが行われております。また、三戸部、歯科医師会のPRコーナー、なまず養殖出荷組合によるナマズの展示などが行われております。

中舘議員さんは、本当に町内で行われているイベントほとんどに顔を出していただいている議員さんでございまして、それぞれ今申し上げた内容等も既に把握している方でございます。今、申し上げましたそれぞれの地区の実行委員会のいわゆる構成団体が、それぞれながわ産業まつり、なんぶりんご市、ふくち特産品まつりと、個性、組織に違いがありますので、なかなか1つにして取り組んでいくという、理想的には私もそうなってほしい、いずれそうしていかなければ

ならないと思ってございますが、それぞれの祭り、イベントが地区に定着し、それぞれの構成、かかわっている方々が違いますので、どのようにして1つにしていく場合にやっていけばいいのか。これは今までもそういう検討委員会で話もしたんですが、まずは本当に1つにしてお祭りをやるとなったときに、今やっているいわゆるイベント、1回まず全部をゼロにして、そして新たに考えていくというぐらいにならないと、1つに集約する場合、では会場はどこになるのか、何をメインにするのか、それぞれ参加されている方々の思いというのも当然あるわけでございますので、非常に難しい課題だとは思ってございますが、今後も関係団体の方々とまず、さらに検討はやはりしていかなければならないと思ってございます。最終的に今の形になっていくのか、やはり1つに集約できるような話し合いにもっていけるのか、関係団体の方々にさらに今後の南部町のイベントとしてどうあるべきか、これは検討してまいりたいと思ってございます。

それぞれ今申し上げました地区、定着している部分、そういうのがありますので、きょうもそういうイベントに積極的に参加されている南部地区の婦人会の皆さんでございますので、そういう各種の団体さん等々からも意見を頂戴しながら、そしてまた祭りの実行委員会、観光協会さん、商工会さん等々、検討課題として取り組んでいきたいと思ってございます。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） なかなか難しいことは私も、自分自身そう思いながらも、これは絶対なし遂げなければならないという思いから、再度質問したものであります。

先にふるさと納税の問題ですけれども、町のホームページを私も見ました。農産物、ナシとかリンゴとかそういうものをやっているというのは見えていますけれども、せっかくの果樹の里 南部町ですけれども、もうちょっと特色のある返礼品、この前見た方もいると思いますけれども、テレビでも放送されておりました。北海道の上士幌町が15億円以上のふるさと納税があったと。その原資として約9億円は使っているそうです。町からの業者から買い上げ、その他に9億円、ただ6億円残ったと。それをこの町では、保育園無料化にして10年ただで保育園の子供たちに金をかけ全てかけるというのと、そのほかにもいろいろなことがあって、そういう事業で積極的にやっている町村もありますし、見ますと本当に、さっき町長の答弁がありましたように、牛1頭返礼品、500万円以上何か納税した人には牛1頭を返礼品としてやるという、山形でしたか秋田でしたか、何かそういう話も出ていましたけれども、そこまでやらなくても、これはもう少し工

夫して、ふるさと納税額を上げる工夫はさらに必要だと私は思っております。

南部町でも、例えばグリーンツーリズムに来てくれている町外の方々があります。町外の方々を受け入れた農家と来た方とのただ単なるその交流だけではなくて、それがまた町全体にも波及効果のあるような、そういう事業にもこれは結びつけていくべきだろうと思っております。それからまた、関東南部会でしたか、南部町出身の方々もそれぞれの地域で活躍されている方々もありますし、PRの仕方がもうちょっと事細かくやる必要があると思います。では、その辺をもう一度確認の質問をします。

それから、いろいろなをやっているところを見ますと、本当に工夫しています、自治体が。どういうふうにしたら自分たちの町に目を向けてくれるか、そこからスタートなんですよ。黙っていても金をくれるわけじゃありませんから、この町の出身者がやっぱりふるさとを応援したいと、気持ちをいかにかき立て上げられるかというのが、我々の仕事でもあるでしょうし、また、行政のほうへ、担当者にもう少しその辺を検討してもらって、PRとともにこちらに目を向けてもらえるような何とかPRの仕方というのを考えてもらいたい。

それからもう一つは、例えば南部町、昨年、横浜市のある区と協定を結んだということもやっています。ですから、あるところでは、アンテナショップを東京またはそういうところにふるさと納税の金を使って開設して、その交流の窓口にするということも企画検討している自治体もありますので、ぜひその辺は本腰を入れて、もう一度町長から答弁を、その辺の取り組み、意気込みをひとつ聞かせてもらいたいというのがふるさと納税についてです。

それから、観光政策のほうですけれども、これは2年、3年前の答弁のときも町長も一本化するのが必要だと思うという答弁をいただいていたものですから、その後、もう少しはリーダーシップを発揮してもらって統一せいと、このまま分散型ではなくてそういう動きもあっていいだろうなと思っていましたけれども、この質問書を考える前に担当課のほうに行きましたら、進んでいないということでしたので、あえて同じ題材で質問することにしました。

やっぱり統一すべきです。分散型、今、例えば農産物の産業まつり、合計100何万かの補助金が町から出ています。ただ、それが3つのところにあげていますから、30万円ぐらいずつしかいっていないという計算になっています。それではやっぱりせっかく浄財を使って補助しても、ではその効果がどのようにあらわれているかといったら、私はなかなかあらわれていないんだろと思うんです。やっぱり1つにまとめて100万円、200万円の補助金を出して、これを使って産業まつりを統一してやるというほうが効果があると思いますし、その後の町の経済効果に私は絶対結びつく、そう思っています。ただ、私が見ていますと、生産者個人と販売先の方との交流は確

かにあるかもしれませんが、税金を使って事業を補助していく以上は、その効果は町にはね返ってくる、そういう事業にやはり特化していく必要があるだろうとの思いから質問しているものであります。

ちょっと私の持論が長くなりましたけれども、担当課長、窓口一本化にした効果というのはどの程度あらわれているか、まずこれは1つお聞きします。

それから、今まで国際交流だとかグリーンツーリズムだとかそういう形で来ている方々、それに対して、例えば南部町のイベント、祭りにまた呼びかけて来てもらっていることがあったかどうか。あるか。というのは、私がなぜこういうことを言うかといいますと、さっき町長に紹介してもらいましたけれども、私は、町内の私が目にとどめたいイベントや祭りにできるだけ行って実態を見ようということで行っています。南部祭りにも3年、4年、かみしも着せられて行列にも参加していますけれども、やはり観光客が少ないと。やっている方が一生懸命やっているのはわかりますけれども、やはり祭りはやるばかりじゃなくて観光客を動員するというのが1つの、その中に経済効果があらわれてくるだろうと私は思いますので、その辺を見ますと、今の方たちでいきますと人口がどんどん減っていく中で続けていくというのは、いずれはそういう問題が絶対発生してくると思いますから、今まで町に訪れてくれた方々にどういう形でPRして来てもらっているか、その辺のもし実例があれば紹介ください。

それから、南部地区で今、聖寿寺館跡が、平成5年から発掘調査しながら、あそこを史跡公園として将来は町外の方々も呼び寄せる公園にすべきだということで相当な金、期間、金をかけての整備が進められている途中ですけれども、やはりこれは、将来は南部町を代表するイベント会場に私はなるだろうと思っています。いつ行ってもあそこに昔の装束を来た案内人がいて観光客を迎え入れるような、それぐらいまで力を入れてもいいような、日本全国を調べても有数な場所だそうですから、そういうことも考えますと、これは南部地区だけの問題ではなくて南部町全体としてやはり取り組むのが、あと何年後かにはやっていかなければならないイベントの1つだろうと思っていますけれども、そういうことを考えますと、今のような分散型を今までどおり、今までどおりというよりも、やはりどこかにまとめる。例えば、南部地区は南部の地名の発祥の地、そのイベントに統一していくような1つの考え方、例えば福地地区のジャックド祭りは、たしか私も何年かといいますか、議員になってから来ていますけれども、それなりのにぎわいを持って、町を代表するような祭りになっていることは確かだと思います。これはこれとしてさらに広めていくことも大事だと思います。

それからまた、昔から言われていますけれども、剣吉で行われている秋祭り、これは山車の祭

りとしては恐らく全国でも珍しい山車だということで注目されている山車祭りです。山車の上で手踊りを踊る。これはたとえば代表する、だから、その辺を考えて、各地区特徴のあるものは力を入れてこれからもやっていかないとけないと思いますけれども、そういうところにやっぱりだんだん集約しながら、そういうのをぜひひとつ町長、もう一度検討、指示して、担当者もまたあわせてその辺を心にしてやっていく必要があるだろうと思います。

もう一つ、さっき聖寿寺の話をしましたけれども、聖寿寺は、恐らく今の社会教育課の担当職員だけでは発掘調査をする、まとめる、それに精一杯だと思います。それを観光資源としていかにやっていくかと。やっぱりそこに担当職員がいて、今から準備企画し、どういう形でそういう史跡をPRしながら町のイベントにしていくかということを研究させる、それぐらい人員配置もしながらやっていくぐらいの私は重要なことだろうと思いますので、質問になったり意見としてもごちゃまぜですけれども、さっき言った何点かをひとつそれぞれ担当者、また町長の考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初にふるさと納税でございますが、先ほども申し上げました。今までの取り組みからさらに専門サイト等を活用しながら、そしてまた、返礼品のほうもふやしていきたいということで、今うちの職員が受け付けをし、市場のほうに発注をし、そして発送するという、他の仕事をしながら今やっている状況でございます。そういうスタイルを仮にNPOさんとかどこかの団体に受け付けをしてそれ以降をしっかりとお願いできるような形もつくればいいのかと。今、職員のほうも70名以上削減して、そういう状況で仕事内容は合併当時と量は変わっていない、ただ職員は70名減っているという中で取り組んでおりますので、全てを役場で受け付けをするのではなくて、やはり別な手段というのもあると思いますので、そういう部分も少し前向きに検討して取り組んでいきたいと思っております。

それから、祭り関係でございますけれども、いわゆるそれぞれの地区の大きな秋祭り、またジャックド祭り、南部祭り等々ここににつきましては、非常にそこを一本化にというのは歴史もあったりする部分ですので、厳しいな、難しいなと実際思っておりますが、農、商、工の産業まつりについては、全く可能性がないわけでもない。ただ、課題的には相当やはり議論するといろいろな議論が活発に出てくるんだろうと思っております。そうゆう中でどのようにまとめていけば1つのいわゆる産業まつり、農、商、工できるか、少しこれは関係団体と話し合いをさせて

いただきたいと思います。ただ、非常に壁は厚いのか、高いのかとも感じておりますが、まず議員の思い、また、やはり非常にイベントが当町多い、毎週、1週間おきにイベントが開催されるような状況でございますので、やはりそういう部分も考慮しながらどのように一本化にできるのか、これは少しお時間をいただきたいと思います。と思っています。

ちょうど聖寿寺館跡関係もございましたので、今般の議会のほうにいわゆる管理棟の予算を含めて6,000万円ほど計上してございます。そしてまた、将来的には緑地公園的な計画で今進めておりますけれども、おおよそ土地を買い発掘調査をして、その後埋め戻しをしてという順番で進むわけでございますが、10億円ほどの総予算になっていくと思っています。また、非常に歴史、私はいつも職員に言うんですが、聖寿寺の歴史と法光寺さん、ここも勝るとも劣らないぐらいの歴史のあるお寺でございます。そういうのを2つ、本当に800年の歴史を持つ聖寿寺館跡、また、近在の法光寺さんと、こういう部分をミックスさせて歴史のまちでもあるという部分に取り組んでまいりたい。ということから、新年度管理棟をつくり地域の地区の方々にひとつ管理をお願いできればと思っています。専属の職員も置ければいいんですが、先ほど言った、もう本当に今も職員ぎりぎりの形でやっているの、なかなかそこまでの専属の職員は配置が厳しいと思いますが、やはり地域の方々からもご協力をいただいていくことによって、そういうことも可能になってくるなと思っています。

また、窓口一本化等々については、やはり1つの課で行いますので、連携自体は以前よりは高まっていると思っていますが、ここについては、実際担当している課長のほうからも具体的な効果等々があれば答弁いたしたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 中舘文雄議員の質問にお答え申し上げます。

最初に、グリーンツーリズムの質問がございましたけれども、その件につきましては、イベントには参加しておりません。といいますのは、グリーンツーリズムのほうでこちらに来るときの日程が、ちょうどお祭りに必ずしも合っているものでございませぬ。向こうの日程で参りますので、それには参加できていないという状況でございます。

あと、お祭りのほうにつきましてはなんですけれども、先ほど最初に町長のほうで答弁申し上げましたとおり、それぞれの地区でやり方、内容が違いますので、なかなか話し合いはしてもちょっと一緒にできないという状況がございませぬ。参加者、いわゆる来町者、祭りにいらっしゃる方

たちの人数につきましては、県のほうに報告も出すわけなんですけれども、そんなに大きな変化はないというような状況で現在まで来ております。でも、先ほど言いましたとおり、いずれは統一に向かって話し合いは進めていかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） ふるさと納税の先ほどの中館議員の町のホームページを見たがもっと特色あるというご意見でございましたけれども、今、町のほうでは4月からホームページを新たに更新する作業を進めております。その中で、ふるさと納税関係も現在、画面とかはございませんけれども、返礼品の画像とか園地も含めて町全体のPRも兼ねたホームページということで更新してございます。

あと、2月にふるさと納税制度について、これをテーマにして課長会議を持ちました。その中でやはり町のPRを位置づけてやるべきだろうということで、町のほうでは現在のPRの梱包の箱とか包装紙とかもさらに見栄えのいい、そういうものに変えていったほうがいいのではないかというご意見もございまして、これから検討を進めていくところでございます。あと、ふるさと南部会、あと横浜市栄区でのPR活動等もさらに進めていきたいということと、ホームページ上から直接申し込みできるような仕組みも立てていくということで検討しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 中館議員にお答え申し上げます。

まず、イベントですけれども、PRの仕方ということでございますけれども、PRの仕方、農林課でながわ産業まつり、なんぶりんご市、そして福地の特産品まつりでございますけれども、PRの仕方につきましては、新聞の折込チラシとかラジオの放送、そしてまたポスターなどの媒体を使いPRしてございます。やはりイベントをやるためには、各イベントの共通の課題ということで、多くのお客様を集客するためにはどうしたらよいのかということが一番の課題でございます。そしてまた、リピーターしてくれるお客さんがあるかということなんですけれども、やはりそれぞれ出展されている方々にはそれぞれ特徴がありますし、来てくださるお客さんはほとん

ドリピーターということでリピーターの客はふえていると考えてございます。

統一開催についてですけれども、まず実行委員会がございますので、その方々と効果があらわれるための現状の問題点等を出し合いながら、どのような開催がベストなのか話し合いをしながら、着地点を見出すことになると思います。これから検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問はございますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） これは合併という過程を経た町村では絶対出てくる問題で、なかなか話し合いが簡単には、うちの方はやめて皆さんでどうぞということはなかなかないということは私も承知の上での質問なんです、やはりでも南部町という1つの町となってもう10年以上たつわけですから、やっぱり南部町を代表するイベントというのは、これから絶対検討して立ち上げていかなければならないだろうと思います。

それからもう一つ、話の中でやっていなかったこのイベント、観光の場合はもちろん来た方から金を落としてもらいますからということでしょうけれども、企画実行委員会、企画の中で町に対する経済効果というものをどれだけ重要視して検討しているかということを経最後に聞いて質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） お答えを申し上げます。

まず、先ほども言いましたけれども、イベントではやはりお客さんが来なければどうしようもないと思います。また、来てくださって気持ちよく帰っていただけるお客さんは、またその地元、例えば八戸でも十和田からでも来ていただいた方々によかったことをPRしてくれると思います。そういうふうなPR、そしてまただんだんそれが広がっていけば、ますます効果があらわれるのではないかと。また、実際販売していますと、目標金額も定めていますし、結構売れ行きはあると認識してございます。

やはりリピーターが大切だと思います。それによって、来てくださったお客さんが農作物以外のものでも知り得た情報を発信していただくということが、すごく効果としては大きいのだと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで、午前11時20分まで休憩をいたします。

（午前11時08分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

6 番、西野耕太郎君の質問を許します。西野耕太郎君。

（6 番 西野耕太郎君 登壇）

○6 番（西野耕太郎君） 私は、多分午後になるのかなと思っておりましてちょっと安心していたんですけども、午前中になりました。通告にしたがいまして行いたいと思います。

第67回定例会において一般質問の機会を与えていただいた馬場議長、根市議会運営委員長に感謝を申し上げます。議員となり初めての質問であります。できる限り町長を初め理事者の皆様に理解できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

南部町は合併して10周年を迎え、1月5日には合併10周年記念式典が盛大に挙行されました。町政のためにこれまでご尽力をいただいた町長、理事者、委員の皆様を初め関係各位に心から敬意を表したいと思います。

工藤町長は、合併して最初の町長選挙に当選してから今日まで町政に携わり、この間いろいろな施策を打ち出してきており、この行政手腕は高く評価することができ、町政に係る決意には心を打たれるものがあり敬意を表するものであります。

南部町は、新たなまちづくりのため大海原に船出をいたしました。大型客船の南部丸には1万9,000人のお客様とそれを動かす乗組員が乗り込み、大海を航海することとなりました。船長の町長、1等航海士、航海士、機関長は理事者の皆方で職員は乗組員であります。航海は順風満帆とは限らず、嵐のときもあり、また船内でもいろいろなことがあるでしょう。船は船長だけでは進むことができず、航海士や機関長の指示が必要で、また乗組員のお客様サービスが一番重要であると思っております。目的地に着くまでにお客様にどれだけ満足させることができるかが要求

されます。船長や機関長、航海士の皆様が一生懸命かじをとっても、乗組員が一緒になって進まないで転覆や座礁をすることがあり、大変なことになります。職員や理事者の皆様には、新たなまちづくりのために町長と一丸となって取り組んでほしいと願うものであります。

それでは、通告にしたがいまして私は２点について質問を行いますので、答弁についてよろしくをお願いいたします。

まず、１点目は、圏域内における公共交通体系の整備について質問いたします。

八戸市、南部町、三戸町、田子町では、市町村ごとにコミュニティーバスのバス事業を行っておりますが、定住自立圏や連携中核都市圏構想計画の中で連携して取り組むことにより、交通弱者のためになるのではないかと考え、町にお伺いします。

現在のコミュニティーバスは町内の路線を運行する事業となっておりますが、乗り合いバス事業者と連携が競合しない圏域内の八戸市、南部町、三戸町、田子町の高校や病院などの主要な施設を結ぶ路線を設けることにより、高校生や通院している方々、さらには買い物をする人にも利便性が図られ、また４市町と町で行うことにより経費節減にもなると考えますので、質問いたしました。

２点目の質問でございますが、ＴＰＰにおける農家に対する県の取り組みと町の対応についてであります。

前回の第６６回定例会で山田議員も一般質問しておりますが、私は今回農業の分野について質問いたします。ＴＰＰを国は３年をめどに発効すると言っており、農林水産業の経営安定を図るためにいろいろな事業を行って対応するとしておりますが、県の取り組みに対する町の対応についてであります。県は１月２０日、第３回本部会議において、ＴＰＰ発効により県内農林水産物の生産額が２９億７,０００万円から５８億４,０００万円の減少、米を合わせると８１億８,０００万円の減少の試算額を発表しました。生産者の不安や懸念の解消をするに当たり、生産基盤の強化、担い手確保、販路拡大等を目的に事業展開をするとしております。県の取り組みと町の対応についてであります。特に町では町独自の減少の試算額をつくってあるのかどうか、お伺いいたします。

以上の２点について、町長を初め理事者の答弁についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） まずは、我々職員を含めて激励をいただきまして感謝を申し上げたいと

思います。今後もしっかりと愚直にまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、西野耕太郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、圏域内におけるコミュニティーバス等のバス事業の連携についてのご質問であります。各自治体で実施しているコミュニティーバス事業の連携については、各自治体とも既存の鉄道、いわゆる駅や路線バスによるサービスが行き届かない交通空白地域の解消や地域活性化促進、通学・通院等の住民ニーズに対応することを目的に運行し、運行ルートや発着時間を決定しているものでございます。需要に応じたサイズのバスを使用しているものと理解してございます。

コミュニティーバスの連携についてでございますが、国道を主として走る幹線については、現在のように民間事業者による運行、自治体の集落間を結ぶ路線はコミュニティーバスによる運行として区分した場合、現在の運行本数の維持、運行ルートの構築及び経費負担など多くの課題もございます。また、定住自立圏内で取り組んだ場合、他の自治体の方向性などもございますが、町としては1つの問題提起として考えてまいりたいと思います。西野議員さんからいわゆる近隣市町村とのコミュニティーバスとの連携ということの質問だと思いますが、まず南部町は他の自治体と比較した場合、運行ルートがきめ細かくなっております。幹線道路以外も走行しておりますが、他の自治体は基本的には主要幹線を縦断的に運行していることから、きめ細かな運行ルート編制の必要性が近隣と共有できるか、広域的についての不安もございます。

と申しますのは、私どもの町内のコミュニティーバス、駅の列車に合わせた時刻、また、朝に学校、病院等にを考慮した運行ということになっております。恐らく三戸町さん、田子町さんもそれぞれの自分の町のところの主要場所と言えましょうか、そこに合わせて恐らく運行されていると思っております。ですから、私どものいわゆる南部地区のほうから三戸に行く場合に、私どものバス、駅発着合わせながら行ったときに、ではそれを延長して三戸町さんのコミュニティーバスに合わせてもらえるかどうか。恐らく隣の町は自分たちが運行しているものに、私どものほうに合わせてもらいたいとか、そういう課題はあると思っております。

バスにつきましては、毎年関係町村、関係団体の協議会、ここで協議をされて了承を得て運行していくということになってございますので、他町村との連携のみならず、町内においてもやはりいろいろな変更、要望とかも来ます。そうしますと、同じバスが運行していた場合、Aから乗る方はちょうどいい、今度B地点から乗る方はもう少し早めてほしいと、いろいろなご要望があるわけでした、正直全員の方々にどうしても合うような編制は難しいというのも実際のところでございます。そういう中で、一応協議会のほうに近隣町村の運行がどういう状況になっているのか

も確認をしながら、全部が連携できなくても何本かでも連携できる可能性、時間帯があるのかどうか、そういう部分はしっかりと少し勉強しながら進めてまいりたいと思っております。

また、八戸市を中心とした圏域8市町村で形成している定住自立圏の公共交通計画に基づき実施している八戸圏域定住自立圏路線バス上限運賃化事業でございますけれども、路線バス利用者は平成23年10月実施後、増加に転じ、減少傾向にあった運送収入にも歯どめがかかるなど効果が上がっていることから、この事業につきましては、引き続き圏域市町村と連携して取り組んでまいりたいと思っております。ワンコイン500円で八戸から乗れる、これはそれぞれの自治体が当然負担をしながら取り組んでいるわけでございますが、大体圏域内で9,000人ほどの方々が利用しているということでございますので、ここはしっかりと継続できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、T P Pにおける農家に対する県の取り組みと町の対応等についてでございますが、その中に2点ございます。まず、環太平洋連携協定、いわゆるT P Pにおける農家に対する県の取り組みと町の対応についてお答え申し上げます。

議員ご案内のとおり、T P P発効により、国は農林水産の経営安定を図るため各種補助事業を導入して対応することとしており、県の取り組みとしましては、昨年10月7日にT P P協定に関する情報収集や必要な対策を部局横断的に検討する青森県T P P対策本部を設置し、ことし1月20日には第3回目の本部会議が行われております。会議では、青森県が試算したT P P発効による青森県の農林水産物に及ぼす影響は、約30億円から58億円の範囲で生産額減少が見込まれると公表され、県のT P Pへの対応方針が決定されたところでございます。この対応方針での農林水産分野での取り組みは、T P Pによる本県農林水産業への影響を最小限にとめ、県産農林水産品の輸出を拡大するため、県独自の施策の充実強化を図るとともに、国の総合的なT P P関連政策大綱に基づく政策の十分な活用を図る。あわせて、総合的なT P P関連政策大綱において検討の継続項目となっている事項について、本県の農林水産業者が取り組みやすいものとなるよう、関係機関と連携しながら国に対して次の3項目を掲げ積極的に提案していくとし、平成27年度2月補正予算及び28年度当初予算に県のほうで発表しております。

まず、1つ目でございますけれども、信頼、人とのつながりを生かした一層の販売拡大として県のほうで3億900万円強、2つ目として高品質、安全・安心の磨き上げと将来を見据えた産地形成及び生産基盤の強化として112億円ほど、3つ目として本県農林水産業を支える担い手の育成を掲げ、4億500万円ほどの予算を県が計上しております。

また、県の対応方針としては、国への要請として農林漁業者や関連産業にかかわる県民は、依

然としてT P Pに対して不安・懸念を抱いており、T P Pの影響を図りかねているため、引き続き次の3項目も要請していくこととしております。

まず1つ目としては、T P Pの合意内容や影響、効果についての具体的かつ丁寧な説明が必要であると、2つ目は、農林水産業が食料の供給はもとより、国土の保全などの重要な役割を担っていることについての国民的な理解の醸成、3つ目としましては、人口減少など国内の環境変化を踏まえた対策、その他のさらなる対策の検討を実施していただくよう要請していくこととしております。

県では、国の事業を積極的に活用するとともに、必要に応じた県単独の事業もしっかり検討していくこととしております。現在は、国のT P P対策事業として創設した産地パワーアップ事業の青森県事業実施方針の作成に取り組んでおります。

町の対応としましては、県が作成する青森県事業実施方針に基づき、町の産地パワーアップ計画を作成することとしてございます。この事業は、いわゆる農機具等々リースでお支払いをしながら活用するという事業でございまして、具体的な部分がまだ、何年リース、そういうのはまだ県のほうから示されておられません。ただ、町のほうも県から来るのを待っているだけではないので、今、農林課のほうでちょうど回覧でパワーアップ事業の要綱が今配布されてございます。これはあくまでも申し込みではなくて、意向調査という形で大体どのぐらい希望されるのか。その後、県のほうから正式な通達があり、正式に町のほうでまた申し込みをとるということで、この事業については私も、今ちょうど農家の方々も改良組合の方々が総会の時期でありまして、いろいろご意見もいただいております。ある組合の中では、リース後買い取りができない、これが非常に、なぜ買い取りができないんだという率直なご意見もありましたし、また、昨日のある改良組合さんの農家の方は、逆に、5年ぐらいすると農機具はもう使えなくなって修理ばかりにかかってしまうと。その年数はいいんじゃないかと。同じ農家の方々でもやはり考え方の違いもあるなというふうに感じておりました。いずれにしても、私はこのT P Pの支援というのであれば、農家の方々が本当にこの事業で助かるいい事業だと思ってもらえるような内容にしなければならないと思っておりますので、今後、買い取りできない理由はどういう理由なのか、そういう部分も県等々からお聞きをしながら、よりよい支援事業に町としてもしてまいりたいと思っております。

また、28年度の県の事業では、ジュノハート——サ克蘭ボでございます——を核としたさくらんぼの里活性化事業も盛り込まれており、この事業は産地化を図るため、計画的な改植や苗木増殖技術を初めとした栽培技術向上研修等を実施するものであり、ジュノハートのブランド化に

期待しているところでございます。当町では、ジュノハートにつきましては昨年も苗木等の購入補助金として180万円計上し、補助金の額は3分の2まで以内として手厚く補助してございます。28年度も同じく3分の2補助で予算を計上させていただいております。ただ、1つだけ懸念されるのが、私どももいわゆる県のほうでは当初千本ぐらいの苗木が販売されるだろうと。できれば半分の500本は農家の方々が購入できるようにということで500本分の予算を計上しましたが、実際、聞き取り調査等々を行った結果、これははっきりした数字はないんでしょうが、大体百二、三十本ぐらいではないかなと。購入された団体への方々からも聞きました。何としても、我々は予算をしっかりと計上して支援したいわけですが、苗木屋さんから購入が非常に難しいということで、先般は県の県民局の課長さんには、いわゆる青天の霹靂、この米は津軽地区を中心として、いわゆる我々県南地域のほうには合わない、津軽中心の米であると。しからば、サクランボ、ジュノハートについては、我々県南が力を入れている地域である、そこは配慮して苗木のほうをやはりさくらんぼの里としている南部町、特にこれは頭に入れていただきたいということも話をさせていただきました。いずれにしても、新年度も何本確保できるのか、これをできるだけ多くの方々が購入できるように町としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

続いて、国の27年度補正予算でございますが、担い手育成、経営強化支援事業が1月20日に成立しました。これにより県から事業に対する要望調査の取りまとめ依頼が1月22日にございまして、22・23日の2日間で町内の農家世帯に対しパンフレットの回覧を行い、事業の周知と要望者の取りまとめを行いました。

事業内容としましては、融資を活用して農業機械や農業用施設を整備する場合、最大で2分の1の助成を受けることができます。県への報告期限は2月1日でございます。非常に短い期間でございまして農家の方々の対応は厳しいものとなりましたが、南部町の要望農家数は14戸、事業費は1億622万5,000円となり、補助金の額は事業費の2分の1以内であるため、今回の議会へ歳入歳出それぞれ5,310万8,000円を補正予算として計上いたしました。これは何せ期間がない中での調査ということで、どの分の配分になるのか、町としても補正を組むときはわからない段階で、まずは満額ついた場合の予算ということで5,000万円ほど計上をさせていただいております。

この事業についての国の予算が、国全体が53億円ということでございます。それを超えた申請額となっているところで、予算以上に全国から要望が出ていると。この事業の成果目標は、売上高の10%以上の拡大を図る、10%より上げていただきたい、または、経営コストの10%以上の削減を図っていく、どちらかの目標を定めてくださいということでございます。どちらかを選択し、目標として経営面積の拡大や農業の6次産業化など8項目からなり、事業採択においては、配分

基準ポイントの高い農家が有利となるとされてございます。国では県を通じて市町村から要望のあった事業採択の可否に時間を要しておりましたが、ちょうど議会の開会日、開会した午後、夕方農林課のほうから連絡が私にありまして、県を通じて事業配分の連絡を受けたと。

配分の内容ですが、要望農家14戸のうち配分となったのは2戸、事業費は3,742万円で補助金の額は事業費の2分の1以内の1,870万円ほどとなって、残念ながら12戸の要望については難しい状況となっております。これは、もともと県を通じて町に入ってきたときに、国の予算額が53億円となると、これを単純に47都道府県で割ると1億ちょつとにしかない計算になります。そうしますと、それを青森県全体40市町村で単純に割った場合、これは250万円から300万円ほどぐらいしかつかないものではないかと。そうすると、希望した農家の1戸ぐらいしかないのではないかと懸念をしてございました。案の定、やはり我々が求めている部分とは違いがござい。ただ、これは国のほうでそのポイント、申請した方々の内容のポイントで選ぶということでございますので、我々には2戸が決定になりますという通知になると思ってございます。

町では、県から採択通知があり次第、早急に申請者へ、連絡することとしており、採択になった農家の方には年度中に見積もり徴取、農業機械購入契約締結、農業機械の納入、支払い等、短期間で事業を行っていただくこととなっております。非常にこれもハードルが高い、3月中に資金のめどをつけ、そしてまた購入し、納入までしなければならないということで、支援については我々も感謝を申し上げますけれども、繰り越しにしなければならないという、本当に取り組むほうも、受ける農家さんもこれは大変だなと思っております。本当にただ支援をしているのではなくて、本当に農家の方々がよかった、安心して申し込みができると、そういう期間というのを本当に与えていただきたいと思ってございます。

少し長くなりました。今後、町のほうとしても今後の傾向を見ながら、今までも当町においては国・県の事業において2分の1に満たない場合は、例えばほとんどが3分の1補助なわけですが、町のかさ上げ、独自に支援を行って、まず半分は補助で農家の方々の負担軽減になるように努めているわけでございます。ただ、今回のように14戸の方々の部分をでは町がクリアできるかというと、これはもうクリアできない部分でございます。

この担い手農家育成事業とさっきのパワーアップ事業の違いというのは、同じ2分の1補助になります。片や一括で購入するものに対して2分の1、パワーアップ事業はリース、借りる部分についての半分、2分の1は補助する、またお金を借りる場合についても支援するということで、パワーアップのほうでも農機具等々、ハウスのパイプ等々も該当にはなっておりますが、買い取りになる部分とリースになるという違いがこの2つの事業だとおもっております。いずれに

しても、私どもも農業を中心としながらの南部町でございますので、今後、町としての支援策、当然予算を見ながらになりますけれども、考えながら進んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 町長、答弁ありがとうございました。

コミュニティーバスの事業は、市町村の地域公共交通会議で町長がおっしゃっておりましたとおり、地域のニーズに即した乗合運送サービスの形態、サービス水準、運賃等を定めて、公共交通計画に沿って協議しながら行っていると思っております。

平成26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されましたけれども、今後は新たな地域交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成して、持続可能なネットワークサービスを進めるようにということを示しておりますけれども、この中で公益性の確保も含めてということがありますので質問した次第なんですけれども、町長が言っていましたとおり、私どもの路線をコミュニティーバスはわかっているんですけれども、つもりですけれども、ただいま言ったとおり、南部町のバスが三戸町に境界を越えていくというようなシステムにはなっていないわけで、駅から駅をつなぐようなスタイルをとっているわけなんですけれども、私の言いたいのは、町長も先ほど言っていましたとおり、例えば通学の時間帯とか通院の時間帯、全部の路線をそういうふうにしるかそういうことではなくて、ある路線のものを通勤、通学、通院に当たる時間帯あたりに、例えば例とするならば、バーデパークを出て名農高を通過して、南部町の医療センターを通過して、三戸の駅前に行き、三戸の中央病院に行き、三戸高校に行くとか、そういう交通形態ができないのかなと。これが反対のものもあっていいのかなと。というのは、やはり三戸の病院に行きたい町民の方々もいると思われますので、そういうようなコミュニティーバスがこれから運行できたらいいのではないかなというふうに思って質問をした次第であります。これは八戸市に対してもそういうことで、今現在やっているものを見ますと市町村内でのあれなんですけれども、それを越えて、それは今の路線バス事業者と競合しないような形でつくっていかねばならないというのは私もわかっているつもりですので、その辺はどういうふうにすればいいのかは、やはり協議会を設置してその市町村とやったらいいのかということで質問をいたしました。

次に、T P Pでございますが、町長が言っていましたとおり、繰り返しになりますけれども、

県は補正予算と28年度予算で、農林水産分野で85事業、約122億9,000万円ほど、それから特に果樹の予算として見ますと、リンゴ、特産果樹の生産基盤強化として13事業、約14億6,000万円ほど計上しているように見ていましたけれども、町長も先ほど言うておりました。サクランボの新品種、ジュノハートの産地化に向けてサクランボの活性化事業232万4,000円を計上しておりますけれども、これはまさしく町長、南部町のためにつくった予算だと私は理解しているんですけれども、要するにジュノハートを産地化にすると、先ほど町長が言いましたとおり、青天の霹靂は津軽地域でないと栽培できない、それにかわるものとして特産果樹の中のサクランボを知事が何んとしてもジュノハートを産地化に向けないといふのであれば、私とすればこの232万4,000円の予算はちょっと少な過ぎるのではないかと。逆に言えば、もっと多くして、もちろん苗木が、町長言いましたとおり、今年度1,000本の予定がそんなになかったということも私も聞いておりますけれども、産地化とするのであれば、やはりその辺はこれから特産果樹としての、リンゴ以外であれば特に南部町はサクランボはもちろん県下でございますし、いろいろなもので県下でございます。これに対してもやはりいろんな意味で予算を入れていかないと、これもT P Pに関しては大変ではないのかなと。

何を言いたいのかといいますと、さっき町長もおっしゃいましたとおり、国は1月4日国会を開会しまして、急遽27年度予算、このT P Pの予算を補正を組んでやった結果が、今、南部町では2戸がクリアしたと。国は実際にそのT P Pも含めてですけれども、青森県の農林水産業がどういうふうな実態であるのかというのを本当にわかっているのか。特に、県南地域についてですけれども、全てがこれをクリアするというのは大変ハードルが高いと。やはり農家自体の経営面積は、この地域はそんなに大きい地域ではないわけですので、やはりこの青森県に即して、特に県南、県南だけがというわけにはいかないのかもしれないんですけれども、やはりちょっと国のハードルが高過ぎる。ポイント制にしてもそうですけれども、14戸申し込んだうちの2戸しかクリアできなかったといふのであれば、何のためにやっているのかわからないと思いますので、この辺についてもちょっと残念でなりません。やはりもう少し国自体に対して農家の経営というものを見ていただきたいなど。特に、私も前は町の職員でございましたので、特に農林課が長いんですけれども、そういうのを国にも県にも言うてきているつもりであつたんですけれども、まだわかっていないのかなというふうな気がしておりました。

このT P Pに対抗するためには、やはり高品質の生産が必要であります。担当課は、国・県の情報をいち早く的確にキャッチして、やはり農家に知らせること。それから、例えば職員、課長みずからでしょうけれども、今言ったみたいに、いや、ここは合わないのではないかなと、県と

か国に対してのハードルが高過ぎますのであれですけれども、県とよく話し合いをしてやはり取り組む事業を考えていただきたいと思います。町長からも情報がありましたけれども、新年度において特に目玉とするような事業があったら、担当課長、教えていただければと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初に、コミュニティーバスの連携でございますが、私も先ほども申し上げました。少し勉強させていただいて、先ほども西野議員もおっしゃってありました全部のというのは、もうこれはかなり無理があるだろうということはご理解いただけたと思います。

1つが今、私ども南部町のコミュニティーバスが、例えば三戸の駅で、今度折り返してその路線だけの行き来ではなくて、また別なほうの路線に今度はそのバスが行っていると。ほとんどのバスがそういう状況でございますので、行って同じところを戻るというのではなくて、それが今度例えば鳥舌内のほうにその後行くとか、そういうふうにある程度バスもフル回転してございますので、それを延長していくとなると、増便するか、今までの路線、乗客数にもよりますけれども、そこを廃止にしていかなければならないのか。新たに導入すると、延長をかけるとどのぐらいかかるのか、そういう部分も少し勉強させていただきたいなど。議員おっしゃっている、本当に理想はやはりそういう形でいけばいいかと思っておりますので、勉強させていただきたいと思えます。

T P Pにつきましては、先ほど2団体が採択になる予定だと。これは団体さんなんです。個人の方は全部採択にならなかったと。リース、パワーアップ事業のほうは個人の対象になりますけれども、これも今意向調査をとって最終的に希望額が出てきた場合に、果たしてまたどのぐらい採択になるのかというのは、これは今後の件になりますが、しっかりと要望はしてまいりたいと思っております。

それから、ジュノハートにつきましては、苗木のほうの補助を計上しておりますが、農家の方々とも個々お話をしておりましたら、苗木を買って次はコルト台とか台が必要になってくると。ここの台について町も考えてもらえないかというふうなお話もいただいておりますので、これは購入費の補助金額の中でやれるかどうか。もし必要であれば補正を組むか、いずれにしてもそういう部分も、我々も県内ではサクランボの町というふうに取り組んでいる町でございますので、そういう部分は果物の中でも1つの中心的なサクランボでございますので、農家の方々に対する

支援のほうも前向きに検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 今、西野議員から目玉になる事業はということでございますけれども、国では28年の秋までをめどにしてということで、T P Pにかかわる戦略というのを秋までに決めるということで12項目ほど上ってございます。県でもその12項目の出方を見ながら対応していくということになりますし、当然、町もそういう形になります。今現在わかっているのは、産地パワーアップ事業ということで、これが一番先に青森県実施方針を作成しなければならない。これは、県のほうでは4月過ぎまでかかるということで、それを作成するために意向調査ということを進めてございます。それが作成されると、南部町の地域農業再生協議会というのがありますけれども、今までは水田再編、減反のほうの担当の協議会なんですけれども、そちらのほうで水田、果樹、畑作、花卉も含めた産地パワーアップ計画を作成するということになります。そうなりますと、果樹の関係者、畑作の関係者、花卉の関係者の方々と協議をしながら、どのように進めていけばいいのか、中心となる経営体を決めていくという形になります。そこから産地パワーアップがスタートします。

あと、今のポイントということで、去年から農業の経営体育成事業ということで前からありました3割の機械の補助、3割といえば結構な補助率なんですけれども、結構その3割というのだけ聞けばすごいんですけれども、そのポイントというところで難しいハードルがございます。6次産業を進めているのかとか、海外に輸出しているのかとか、それから雇用をしているのか、法人ですかとか、そういうふうなちょっとクリアが難しい、やっている方もいるんですけれども、全てをやっているというところではなくて難しい部分がありますけれども、今後これらを農家の方に周知しながら進めていかなければならないと思います。補正のほうでも、やはり小規模な農家の方にはやはり不利なポイントということになってございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 町長からる答弁いただきました。私も産地パワーアップ事業の回覧を見ましたけれども、果たしてこの経営、我々の地区であの面積をクリアできる人が本当にいる

のかなと。なかなかリース事業でありながらも難しいのではないかなと。ちょっとハードルが高いと。今、農林課長が言いましたけれども、経営面、個々の農家の方々は経営面積がやはりそんなに大きい面積ではないわけですので、国の補助事業を全てというのはなかなか無理なのかもしれないところがありますので、やはり県独自の施策の中の補助事業等もこれからは考えていただかなければ、ＴＰＰに関してはやはり難しいのではないかと考えております。というのは、国の補助事業は今全て面積が、水田を10ヘクタール経営しなければならないとか、果樹を10ヘクタールやっていなければならないなんていうことになる、なかなか難しいというのがこの地域の本音だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いろいろな面から農家の方々も情報を得ておりますけれども、やはり誤った情報を聞いている方々もありますので、やはり担当課は正しい情報を知らせていただいて、誤った情報を知らせることのないようお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで西野耕太郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後0時6分）

○議長（馬場又彦君） 休憩を解き、会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） 初めての一般質問ということで、お聞き苦しい点多々あるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。全国的に超高齢社会と言われる総人口に対する高齢者比率の拡大は、少子化のあおりも受け、厚生労働省の試算どおり増大しています。65歳以上の人口は現在3,000万人を超えており、国民の約4人に1人とも言われ、

2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

南部町においても例外ではなく、65歳以上の人口は6,551人、住民の約3人に1人となっています。町財政と直結する介護保険料についても、第5期保険料基準額では5,400円だったものが、第6期保険料基準額では7,000円と増加しており、第6期保険料基準額は全国で14番目と上位となっています。町としても新たな視点や切り口での仕組みづくり、取り組みが必要なのではないかと考えています。

そこで、町を取り巻く福祉政策について2点質問いたします。

まず1つ目に、高齢化社会に向けての今後の町の対策と福祉・介護に関する計画等についてです。

政府においても、1億総活躍社会のスローガンのもと、介護離職者ゼロを目標に掲げ、在宅介護の負担軽減やいわゆる行き場を失う介護難民をケアするため、特別養護老人ホームなどの福祉施設の増加を計画しています。しかし、私個人の見解としては、無作為に箱物施設を増加させても財源や個人負担において痛みを伴うだけで、高齢者に関する予測グラフの軌道を修正するのは難しいと考えています。利用町民のアンケート等をより一層強化したり、それに基づいた民間の有識者意見を取り入れるなどの委員会組織の設立など、次期の計画策定に向けて策定手順に現在とは異なる何らかの新しい試みやバージョンアップが必要と考えていますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目に、地域包括ケアシステム構築に関しての町の取り組みと今後の計画について質問いたします。

個人が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、環境設計体制の構築を国は進めています。予防的視点からは、ケアマネージャーや地域包括支援センターが出発点となりますが、現状の多くは医療機関から在宅、または他サービスへ移ることが多いと聞いています。そのような方々を包括的にケアできるよう、国では地域ケア会議や医療と介護の連携、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加等を推進しています。

そこで、現在、医療センターを含め、町にある官民含めた医療介護サービス事業者が情報や意見を交換できる環境はどのようなものがあるのでしょうか。また、そのような環境を利用町民が知る環境はあるのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員にお答え申し上げます。

初めに、1点目の高齢化社会に向けての今後の町の対策と福祉・介護に関する計画等についてのご質問でございますが、松本議員おっしゃるとおり、現在、国におきましては、1億総活躍社会の実現に向け緊急に実施すべき施策の1つとして、介護離職者ゼロを目標に掲げ、介護サービス基盤の整備強化を初め、介護サービスの人材育成や介護支援体制の充実、健康寿命の延伸などを推進しているところでございます。

介護サービス基盤の整備強化につきましては、利用できる介護サービスの種類がふえ、介護サービスを利用する人にとりましては大変便利になる一方で、少子高齢化の進行と介護給付費の増大の影響から、介護保険財政への圧迫や介護保険料として納めていただく町民の皆さんの負担が大きくなることにつながると考えております。

当町の介護サービスの提供体制につきましては、三戸郡内では比較的充実している状況でございまして、国で推進する介護サービス基盤の整備強化について申し上げますと、当町の介護サービス基盤は、どちらかと言えば充足していると考えているところでございます。ちなみに、近隣の町村と比較して答弁申し上げたいと思いますが、三戸郡、全三八の例は表にありますけれども、一番類似、人口としても同じぐらいの五戸町さんの状況と当町の比較でございますが、在宅サービスを実施している事業所が五戸町さんが20事業所、当町は42事業所、それから施設サービスの定員数でございますが、五戸町さんが163定数。当町は320。それから、居住系サービス、いわゆるグループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者受専用住宅等を居住系サービスとなっておりますけれども、五戸町さんが181定員数、当町は247定員数というふうに、ほぼ同じ人口規模の五戸町さんと比較しても約倍というふうになってございます。他の三戸さん、田子町さん、新郷さん、階上さん、比較しても当然倍以上の事業所またはサービス施設定員数になってございます。

現在は、平成27年度から29年度までを計画期間とした第6期南部町介護保険事業計画に基づき高齢者福祉及び介護保険に関する事業を進めているところでございますが、次期策定の計画におきましては、サービスの充実だけではなく、介護給付費を抑制していく対策やサービスを必要としない元気な高齢者をふやす対策を推進し、町民の負担が大きくならないような対策をこれまで

以上に盛り込むことも必要だと思っております。

介護給付費を抑制していく対策としましては、介護が必要な人に適切な質及び量のサービスを提供するため、介護給付費の適正化事業をさらに強化していくことが重要でございます。

また、サービスを利用しない元気な高齢者をふやす対策といたしましては、介護予防事業に重点を置き、地域による介護予防教室の実施などによりまして、高齢者の皆さんが生きがいを感じられる地域づくりを進めていくことが肝要でございます。

これらの対策を計画に盛り込み実施するためには、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんへのアンケート調査をより一層強化したり、有識者の意見などを取り入れる委員会等を設立したりすることも1つの方法であると考えてございます。次期の計画につきましては、国から示された計画策定の手法を踏まえつつ、これまでの策定手法を見直し、当町独自の施策を実現できるよう策定してまいりたいと考えてございます。

利用を希望される方々は、当然そういう施設待機待ちの方々もおられるでしょうし、ふやしてほしいという要望、また介護給付費、それを今度は保険料として納めていく側に立ったときは、安いほうが当然いいとなるわけでございますが、ここはどうしても充実していくと介護保険料と連動していくというのも、松本議員さん、そういう関連のお仕事もされておりましたので十分ご理解できると思いますが、非常にそのバランス、町としてもそういう部分、充実と保険料のバランス、ただ、今7,000円に現在なっております。これは、施設関係については他の自治体よりも多い状況でもあるということも上げられると思っております。いずれにしても、先ほど申し上げましたいろいろな町民の意見、そしてまた専門的な有識者の方々の専門的な立場からのご意見、こういうことを聞きながら次の計画をつくっていくということは、大変いい結果にもつながっていくと思っておりますので、今後そういう形で進めていきたいと思っております。

続きまして、2点目の地域包括ケアシステム構築に関しての町の取り組みと今後の計画についてお答え申し上げます。

まず、医療センターを含め、町にある官民を含めた医療介護サービス事業者が情報や意見交換できる環境についてでございますが、当町におきましては、地区ごとに担当保健師を配置し、それぞれの地区の保健推進委員や民生児童委員、行政委員などの方々と連携しながら、支援を要する住民の情報提供を図っているところでございます。その上で支援が必要な方に対しましては、適用したサービスの調整を行うため、保険、医療、福祉の各分野が連携し、それぞれの関係者が検討し合う地域ケア会議を週1回開催しております。

地域ケア会議の構成メンバーは、地区担当保健師を初め、地域包括支援センターや医療センタ

一、社会福祉協議会の職員のほか、多様化する高齢者や障害者などの皆さんのニーズに応じ、ケースによりましては民間の福祉施設の職員や地域を見守るほのぼの交流協力員、場合によっては民事訴訟の専門である司法書士などの方々も出席する他職種連携の場となっております。

地域包括ケアシステムは、高齢者の皆さんの尊厳の保持と自立生活支援を目的とし、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援、サービスの提供体制を目指すものでございます。

国におきましては、地域包括ケアシステムを構築するための手法として、地域ケア会議を重要視しているところでございます。当町におきましては、この地域ケア会議における連携をより一層深め、この町で暮らしていきたいという住民の皆さんの願いに応えるため、切れ目のない保険医療福祉のサービス提供体制を確保し、今後とも引き続き地域包括ケアシステムの構築を強化してまいりたいと考えております。

また、平成37年には団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定者数の大幅な増加が予想されております。住みなれた地域で生活を継続するためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援を柔軟に組み合わせて提供する仕組みを日常生活圏域単位で構築していく必要がございます。このため、国におきましては、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、全国一律の基準に基づいたサービス事業が展開されているこれまでの介護予防事業から、地域の実情に応じて多様化させ、各市町村がより効果的かつ効率的に実施することができる新たな介護予防事業として、新しい介護予防、日常生活支援総合事業へと移行することとしております。新しい総合事業では、在宅医療、介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進のためのこれら3種の事業を実施していくことになりますが、当町におきましては、平成29年度から在宅医療、介護連携の推進と生活支援サービスの体制整備の2事業を29年度から、30年度からは認知症施策の推進の1事業をそれぞれ実施していく計画としており、28年度からはこれらの事業開始のための準備作業に本格的に入るものとしております。

次に、利用町民が知る環境についての質問でございますが、先ほど申し上げました地域ケア会議を含めました地域包括ケアシステムの構築につきましては、健康センター内に設置しております地域包括支援センターが主導して実施していくものでございます。この地域包括支援センターの業務内容につきましては、これまでも町広報紙や町ホームページに掲載しているところでございますが、今後とも引き続き広報紙やホームページ等を活用いたしまして、その業務内容や役割等につきまして周知していくとともに、さまざまな情報の発信も行っていきたいと考えております。

すので、よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。私も南部町におきましては、充実した施設環境があるというふうには認識しております。南部町には、老健、特養、グループホーム、サ高住、有料、デイサービスなど多くの施設があります。そのおかげで、本人を初めご家族が安心して暮らせる環境がこの南部町には整備されていると私は思っております。そのような環境の中でも、私も経験上、多くの困っている事例を目の当たりにしています。1つ例を挙げさせていただくと、病院から退院してくださいと言われるのですが、その方が昼夜たんが絡むなどで呼吸が安定せず、喀痰吸引が必要だったり、経口摂取が困難で経管栄養だったりといった介護度が高く、ケアを多く必要とする方からの困っているといった声を聞いております。

現在、南部町では、結構介護度の軽い方が入れる施設が多くあるんですけれども、こういった介護度が高い人の行き場がなくなっているという声を多く聞きます。青森県においても、喀痰吸引の資格を持った介護士が、介護士でもできるのは口腔内までのため、しっかりとした喀痰吸引ができず看護師が対応せざるを得ないという状況です。福祉施設は重度者を優先的に入居させるためなかなか入居ができなかったり、民間の有料老人ホームでは24時間の喀痰吸引や経管栄養対応ができないところが少なく、できる有料老人ホームは料金が高額であるといった実態であります。

こういった事例を単純に特養待機者と位置づけてしまうと、本来そんなに必要のないところに箱物施設の環境を与え、財源を逼迫する可能性があります。町民のニーズに対し、安全に安価に対応できるよう、既存サービスのあり方を見直し、新たなサービスの試みにより、何か南部町独自の全国に先駆けるような仕組みで町民の福祉環境が充実することを願っております。

2つ目の包括ケアシステムなんですけれども、こちらのほうでも1つ例を挙げさせていただくと、現在、病院退院後や独居老人が入居施設先を探す場合、ケアマネージャーやご家族が施設に電話したり、歩き回って空き家があるか確認する、日曜日などの休みは相談員等がいないため、日中の仕事を休んで対応するといった状況があります。もし施設間の協力体制が構築され、どの施設で現在どのぐらいのあきがあるか、こういった方が待機者としているか、自分の施設で対応困難であれば他施設で対応可能かどうかを共有できる環境があれば、またそのような環境をケアマネージャーやご家族が知ることができれば、現在起きている問題解決の1つになるのではない

かと思っております。先ほどの会議は保健師とか医療センターなどを交えて会議をしているんですけれども、年に1回から2回、官民一体となって風通しよく情報交換ができるような連絡会議等が発足できれば、南部町医療福祉で盛り上げる新たな試みの一助になるのではないかと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） いろいろまた事例もいただき、ありがとうございました。次期の計画等においては、現在の状況をしっかり分析をして、今議員からもありました介護度の高い利用者の受け入れが少し厳しい状況ではないかと、そういう部分もしっかり分析をしながら、また専門的な方々も交えてと先ほど答弁しましたが、入っていただきながら、第6期の計画を進めていくことによっていわゆる介護保険料がまたどのぐらいになるのか、そういう部分も積算をしながらということになるわけですが。官民、年一、二回でも一緒になって問題を解決して、南部町の新たな計画に反映できればということでございますが、担当課のほうにも十分検討していただいて、いろいろな部分でご意見をいただくということは決して悪くないと思っておりますので、いろんな情報をその場で提供してもらいながら、いい次期の計画につながっていけばと考えております。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） まず、1点目の計画の件についてでございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、介護度の高い方等々の情報分析とこれまでのやり方を見直しまして、次期の策定時には十分分析をいたしまして計画を策定してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の包括ケアに関してでございますが、先ほど松本議員から、例えば日曜日はちょっと対応できていない等々ご指摘がございましたが、地域ケア会議の構成メンバーが現在のメンバーでいいのか、さらには、違う職種の方も構成メンバーに入れるのも含めまして、再度検討して情報の共有といいますか、他職種の情報共有を拡大していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） あとよろしいですか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。南部町の施設と行政以外の施設、民間でもいろんな法人等があって、それぞれの特色があったりして、協力体制を築くという上にはいろいろな壁があるかとは思いますが、やはりそれぞれの施設にはそれぞれの特徴があって、それによって利用者、高齢者が目的に合ったところの施設に進むのに対して、切れ目のあるケアだとよろしくないなとは私個人、ずっと思っていた部分がありますので、何とか発信、この前の10周年でも医療センターの院長が医療センターを中心に官民が一体となったケアができればいいということもおっしゃっていただきましたので、できれば風通しがよくて高齢者の方々に切れ目のないケアができるような体制ができれば、南部町に住んでよかったなと思われるのではないかと思いますので、いろいろとご協力のほうよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月8日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時25分）

平成 2 8 年 3 月 8 日（火曜日）

第 6 7 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第67回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年3月8日（火）午前10時開議

第1 一般質問

5番 滝田 勉

1. 公職選挙法の改正について

3番 夏堀 嘉一郎

1. 庁舎建設調査業務について

16番 川守田 稔

1. 補助金に頼らないまちづくりについて

2番 久保利 樹

1. 新規就農者支援事業の申し込み実績について

2. 南部町内の中学生を対象とした若年健診について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	赤 石 裕 之 君	農業委員会事務局長	中 里 司 君
選挙管理委員会委員長	中 野 正 美 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第67回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に順次発言を許します。

5番、滝田 勉君の質問を許します。滝田 勉君。

（5番 滝田 勉君 登壇）

○5番（滝田 勉君） おはようございます。

私は、1年生議員で、初めての一般質問をさせていただきます。

それでは、通告しておりました公職選挙法の改正について、3点質問いたします。

選挙年齢を現在の二十から18歳以上に引き下げる公職選挙法が、夏の参院選から適用されます。年齢が変更されるのは、25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりと伺っております。このことにより、日本では約240万人が新たに有権者に加わることになります。ちなみに、世界では9割の国・地域で選挙年齢を18歳以上としています。1つ目の質問は、南部町の18歳から19歳の有権者数と年代別の有権者数を伺います。

次に、18歳選挙権について、新聞、テレビ等でいろいろな取り組みが紹介されています。例えば、教育の場においては、模擬選挙をしたり、国・地域づくりについての討論会を開いたりさまざまな工夫を凝らしています。青森県では新年度から、未来を担う主権者育成事業を展開するようであります。高校生の模擬議会の開催とか小中学生を対象とした授業の実施など、若者の投票意識の向上のために独自のアイデアで力を入れていくようであります。そこで、2つ目の質問

は、町の教育の場ではどのような取り組みを考えているのか伺います。

最後に、国・県・町で抱えるさまざまな問題が数多くあります。例えば、若者の雇用、県外への流出、少子化、後継者の減少など、このような問題を食いとめるには若者の力が大きく影響すると思います。若い有権者にもっと政治・選挙に関心を持ってもらうためにも、町選管の具体的な対応、取り組みがあれば伺いたいと思います。

以上、3点について質問します。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、滝田 勉議員にお答えを申し上げます。

まず、私からは総体的な部分をお話を答弁させていただいて、具体的な部分は、選挙管理委員会が所管になっておりますので、委員長のほうから答弁するようにしたいと思います。

まず、公職選挙法等の一部改正により、平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から選挙権年齢が満18歳以上に改められることとされており、町といたしましてもより一層、若者の政治意識の高揚、投票率の向上対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

選挙権年齢の引き下げに伴う町としての具体的な対応、取り組みにつきましては、まず、総合振興計画を初めとするまちづくりに関する各種計画の策定において若者の意見を反映させながら、各種委員の任命に当たっても積極的に若者を登用してまいりたいというふうに考えてございます。

投票率につきましては、青森県は直近2回の国政選挙において全国最下位となっており、県においても、今回の法改正を機に最下位からの脱却を目指すさまざまな取り組みをスタートさせております。

また、当町における投票率でございますが、昨年の青森県議会議員一般選挙及び青森県知事選挙の直近2回の県内選挙において、他の市町村と比較しても低い投票率となっております。参考に、県知事選挙においては40市町村中32位、県平均よりも下回っております。また、県議会一般選挙におきましても40市町村中22番目にと、これもまた県平均を下回っておりました。

このような状況の中、南部町明るい選挙推進協議会と連携を図り、主に若者層をターゲットにした投票率向上対策に係る事業を展開していこうという趣旨のもと、平成28年度の当初予算の選挙啓発費として明るい選挙推進協議会補助金を61万円計上してございます。町といたしましても、

将来の町を担う若者の積極的なまちづくりへの参画を促し、政治への興味・関心を高める対策を講じてまいりたいと考えてございます。

なお、冒頭申し上げました他のご質問等については、町選挙管理委員会が所管になってございますので、引き続き中野委員長からお答えいただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（中野正美君） 町選挙管理委員会からお答え申し上げます。

まず、町の18歳から19歳の有権者数と年代別の有権者数についてお答え申し上げます。

先に、年代別の有権者数についてですが、当町の平成27年12月1日現在、12月定時登録における選挙人名簿登録者数は1万6,503人となっており、そのうち20歳代は1,395人で全体の8.45%、30歳代の方は1,718人で10.41%、40歳代の方は2,297人で13.92%、50歳代の方は2,735人で16.57%、60歳代の方は3,416人で20.70%、70歳代の方は2,482人で15.04%、80歳代の方は2,006人で12.16%、90歳代の方は441人で2.67%、100歳代の方は13人で0.08%となっております。

18歳選挙権に係る公職選挙法の改正の施行日である本年6月19日を基準日とした場合、12月定時登録以降、3月及び6月の定時登録における新規登録者を含め、18歳は209人、19歳は174人、20歳は92人の合計475人の方が年齢要件を満たし、新たに有権者に加わる見込みとなっております。

次に、教育の場での取り組みについてお答え申し上げます。

高等学校などの教育現場においては、総務省と文部科学省が連携して作成した高校生向け副教材を活用し、政治的教養を育む教育を進めていくこととしております。また、高等学校及び小中学校においては、選挙の基本的な仕組みを生かしていただくため、県選管や町選管による選挙出前講座での模擬投票などを通して、選挙の重要性、政治参加への啓発を図ってまいりたいと考えております。

最後に、具体的な対応、取り組みについてお答え申し上げます。

町選挙管理委員会におきましては、広報紙やホームページなどを活用した選挙制度、政治参加に係る定期的な啓発や、学校の生徒会選挙における投票箱や記載台などの選挙物品の貸し出しや運営に係る事務的なサポートなどを初め、投票率の向上対策も進めつつ、将来の町を担う若い有権者の積極的な選挙・政治・まちづくりへの参加を促すための新たな対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。滝田 勉君。

○5番（滝田 勉君） 答弁いただいた有権者数のほかに、その割合まで調べていただきまして、ありがとうございました。

新たに加わる有権者はふえますけれども、全体の割合では逆ピラミッド型が進んでいるようです。間違いなく減少傾向が進んでいきます。投票率の向上のためには、ますます政治・選挙に関心を持っていただくことが重要となります。町で今現在、計画、実行されていることは今後も前向きに進めていただきたいと思います。そして、町独自の発想に期待をしております。

私は、今回の質問で、教育の場での取り組みが一番大事のように思います。政治について、時間をかけて少しずつ理解をしてもらう。例えば、小・中・高校と、学年・年齢に段階的に打って、国とか町が抱える具体的な問題をうまく授業の中に取り入れて政治に少しでも興味を持ってもらう、若者世代が政治に関心を持つことにより、ほかの年齢層にも刺激になり、投票率向上につながるのではないのでしょうか。

若者世代は、10年、20年後の未来を生きる当事者であります。今回の質問は若い人を対象とした質問となりましたが、男性も女性も、若者からお年寄りまでそれぞれの世代がよさを生かし合う共同参画社会により一層向かっていくためにも、今回の公選法の改正をきっかけに政治に関心を持ってもらい、投票率の向上を目指し、未来の南部町を町民が一体となってしっかりと考えて進むよりよい社会づくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上のことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで滝田 勉君の質問を終わります。

次に、3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。

議席番号3番の夏堀嘉一郎であります。

第67回定例会において通告しております次の1件についてお聞きします。

庁舎建設調査業務についてであります。平成18年1月1日に合併してから、早いもので10年を経過し、新町建設計画をもとにまちづくりが着々と実行されてきたものと推測されます。

また、昨年度、新庁舎建設計画の調査費が予算化され、現在業務を進められているとのことが平成27年11月16日の総務常任委員会で報告されましたが、今なぜ、まだ使える庁舎があるのに新たに新しい庁舎を建設しなければならないのか。

「合併して10年たって、町内の人口が約3,000人も減少していて、財政的にも節約していかなければならないこのご時世に、今なぜ新しい庁舎が必要なのか」「町名や庁舎の位置等の決まり事をちゃんと聞いたから合併に賛成したのに、それなのに新しい庁舎の建設とか、自分たちのわからないところで物事が動いてしまっていて、これからの先行きが不透明で不安だ」、これらは、約10年前の当時の首長様たちからのこの町村合併の経緯や内容の説明を受け、合併に賛成し、今まで生活してきた町民たちの声であります。私のところにこのような内容の町民の声が多数届いております。このような町民の声が上がっているこの状況の中で、どうしてもこの事業を推進しなければならないとのことであれば、全町民に対して住民アンケート等の手法を用い、町民の意見をきちんと酌み取った上で事業計画を判断していくという段階が必要であると私は思います。

また、平成18年1月1日、合併協定書に基づき3町村が合併いたしましたけれども、その合併協定書の内容の中に、3番、「新町の名称は南部町とする」、4番、「新町の事務所の位置は現福地村役場の位置にする」と記載してあります。その3町村で取り決めに交わした合併協定書に記載してある最重要事項について、今回のように調査の段階であろうと、合併協定書の変更の可能性が少しでもあるのであれば、事前に全町民にその説明をし、承諾を得ることが必要であると私は思います。

この事業をこのままのスタンスで推し進めてしまうと、合併に期待をし、賛成した町民たちの公文書、合併協定書の内容が知らず知らずのうちに変更され、結果的に事後報告になってしまい、多大な不安をかけてしまうことになりかねません。ともすれば、この流れのようなスタンスで物事を決めていくことになれば、合併協定書3番の町名までもが変更してしまう可能性が生じてしまいます。当時、同じく取り決めに交わした「南部町」という名前自体も、簡単に変更できてしまう可能性を残してしまうことと同等だと私は思います。

しかしながら、もう既に調査費ということで予算化し、業務を行っている現状を踏まえたと、全町民へこの事業についての説明は十分にはなされていないということは否めないものと思いますが、その当時、協定書を信頼し、合併に賛成した町民に対し、事前に説明して承諾を得て実施したのかどうか、また、その内容と結果についてお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、一回答弁をさせていただきながら、大分誤解されている部分もあるなと思っていましたので、そういう部分もちょっと説明したいと思います。

まず、庁舎建設調査業務でございますが、現在、南部町庁舎執務環境等調査業務を業務委託しております。業務期間は平成27年11月9日から平成28年3月15日までで、業務内容は次の3項目となっております。1つ目は、各課ごとに事務室面積、机、書棚の大きさ等を調査する現在の窓口及び執務空間の現状把握であります。2つ目は、分庁舎方式を継続した場合の住民の利便性や業務の効率化等に関する検討及び改修費等の概算工事費の算出であります。3つ目は、統合庁舎を建設する場合の庁舎面積、敷地面積の検討及び概算工事費の算出であります。

また、ことし1月には、庁舎執務環境のアンケート調査を全職員対象で実施しております。その結果も業務委託の検討資料として活用しております。平成27年度は、町内全世帯の町民アンケートを実施したいと考えております。

今後は、業務報告書とアンケート調査結果を検討資料とし、議員の皆さんと一緒に、分庁舎方式を継続していくのか、統合庁舎にすべきか、町民の意向、利便性も考慮し、検討したいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

まず、この調査費でございますが、今年のこの27年度当初予算において約100万円ほどの計上、予算計上をお願いをいたしました。これはあくまでも、建設に向かったの調査ではなく白紙の状態で、ただ、現在かなりのそれぞれ分庁舎の修繕等も出てきております。そういうもろもろ含めて、まずは議論はしていくべきじゃないのか、このままずっと今の方式でいいのかどうか、こういうことを議論していくために、100万の調査費ですから具体的な細かい部分の調査ではありません。ただ、どのぐらいの面積が必要になっていくのか、どのぐらいの予算が必要になってくるのか、また現在の庁舎を修繕しながらやっていくにはどのぐらいなのか、こういうことも私は議論もしないほうがおかしいのではないかなと思ってございます。そういうことで、調査費については、当時の前議員の皆様、全会一致で了承いただいて、今進めているところでございます。先ほども言いました3つの方式、今の部分のスペース、職員たちが不便を感じていないか、そういう庁舎、そして継続した場合の修繕費等々の概算の予算、またもし統合した場合の面積、予算等々。

これは今、非常に効率的な部分もあります。役場の庁舎の仕事を考えた場合、一つは、やはり

本庁舎に来るに20分以上かかる。そして決裁をもらうに、非常に前の来客が時間が延びた場合、ずっと職員たちは待っている。戻るとまた1時間かかると、そういう不効率な部分もある。そういう部分もしっかりと議論をしながら、議員の皆さんとしっかり協議していきましょうということでございます。先ほど申し上げました、しっかりと住民の皆さんからもアンケートの調査をし、その調査内容をまた検討しながら進めていくという段取りでございます。

そしてまた、合併当初決まっていたのではないかと。これは、合併の時点、そのときに、町名はどうしますか、これは南部町にしましょう、本庁舎はじゃどこに置きますか、福地の庁舎にしましょうと。これは永遠に続くのではないんです。ご理解いただけたと思いますが、どこの町村も庁舎建設になったときには場所の移動があるわけです。そうすると、そのときに当然、議会に諮って条例を変えて、本庁舎はどこどこになりますよと。ですから、その合併当時、これは永遠にそこに置く、また永遠にそこになるのかもしれませんが、そういうことを決めて調印した合併ではないということをまずご理解いただきたいと思います。ここに、合併したときには決めなければならない、当然その後変更があれば、その都度これは変わるわけでございます。この庁舎問題に限らず。そのために議会に諮って議決をもらっていくと、こういうことでございますので、ここはまず、夏堀議員もご理解を賜りたいなと思ってございます。いずれにしても、非常に大きな事業でございますので、これはもう慎重にいかねばならないと、そういう思いでございます。

そして、もう一点は合併特例債、これは合併10年間、合併したときには特別な予算が来ております。また、借りることができる。それが当初は合併10年間でございました。その延長が、いわゆる3・11の震災によって震災を受けたところはもう10年、やはりこれは津波の影響があったところでございます。我々のところは津波の影響がないわけでございますので、他の合併したところは5年間延長しますよということになったわけでございます。そうしますと、平成32年度まで合併特例債が活用できる。

きょうは傍聴人の方々もお見えですから、詳しく合併特例債を説明したいと思いますが、仮に10億借りたら、7割の7億円は後に交付税で町に入ってくるわけでありまして。ですから、まずそういう部分、逆に将来の子供たちに負担を将来に与えない、そういうのも我々は考えていかなければならない。この32年度が過ぎてしまうと、庁舎は全部町の予算といわゆる借金をして、まあ、借金というより、基金もありますから全部建てるのも可能なんです、全額で。ただ、そこは自治体というのは、借りて返済を軽くしていく、10年、20年、そういう年数で払っていくというやり方をしてございます。ですから、この合併特例債、7割が後で町に戻ってくる、そういうのも考えなければならない。それでも全額、町が全部払って、やっぱり今の分庁舎でいく、いったほ

うがいいのか。財政的に考えていけば、これは間違いなく合併特例債を活用したほうが、将来の子供たちにも負担を与えない、そういう合併特例債という財政的な部分もございます。

ですから、そういうもろもろを、一つの目線からだけではなく、いろいろな角度からやっぱり検討して、そして最終的にどうしていくのか、これはしっかりと議員の皆さんとこれから議論をしながら最終的な判断をしていかなければならないと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 先ほど、町長のほうからご答弁いただきましたけれども、合併特例債のことですが、まことしやかに、建設費は合併特例債の活用期間が5年延長されたことから、それを活用することができれば当町の負担も少なくて済む、また合併して10年がたったので、町の建設計画も見直し、合併特例債を利用して新しい庁舎を建設しようということがちまたではささやかれています、私は疑問に思っております。借金を抱えている国からのそれらの財源も、いわば借金だからです。直接的に町民への負担はないように感じますが、間接的に、そして段階的に、私たち町民も含め全国民へ影響してしまうことになります。要するに、私たち町民は、その財源分を町税で納めることがなくても、国税で納めなければならない結果になります。

私は、一地方議員の立場として、発言の範囲を越えてしまっているかもしれませんが、町民への負担が、特に若い世代や子供たちの世代にただ先延ばしになっただけの結果になってしまわないか懸念しているところでございます。本当に必要としているものは何かを見きわめ、次世代の方々にそれらを気持ちよく継承してもらえるようにするためにも、我々の責任感というものが今真剣に問われているような気がしております。私が掲げた公約の「未来の子供たちに笑顔を」に向けて、追求してみた結果の疑問点となります。

先ほどの町長の答弁とかぶるところがございますけれども、この事業についてこれからどのようなスタンスで臨むのか、町長のお考えをお聞きます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほども答弁でも、今後の進め方について答弁したつもりでございますが、その中でさっき、町民アンケート、私、27年と何か申したみたいで、今、副町長から確認されました。28年度、いわゆる新年度において、町民の皆さんからも調査をしながら進めてまいり

たいと思っています。

これは、もう本当に白紙の状況で、当然メリットもあればデメリットもあるでしょう。そういう部分もしっかりと我々は周知させていただきながら、皆さんがどういう考えを持っているのか、そしてこれは全世帯、家族でもぜひ話し合っていたきたいなと、こう思っております。そういう中で、恐らく家族の中でも議論がいろいろ分かれるだろうと思っています。

そういう中で、いろいろな意見もいただきながら、その結果を分析をしながら、議員の皆さんとまた判断していかなければならないということでございますので、これは本当に私も軽々な考えで進められるものでもない、こう思っておりますので、しっかりと手順を踏んで、そういう中で最終的には現在の、やはり今までいったほうがいく、まだ当分いったらいいんじゃないかという結果になるのか、またやはりこの機会に、合併して南部町一つ、そういうふうな中において庁舎も1つにして統合していくべきじゃないかというふうになっていくかもしれません。

ただ、いずれにしても、我々もしっかり、先ほども言いましたが、分庁方式の場合のメリット・デメリット、また統合したときのメリット・デメリット、当然、窓口サービス、これを全てなくしていくということではこれはないわけでありまして、まずそういう部分もしっかりとお知らせをしながら、しっかりと議論はしていきたいなと。それぞれ議員の皆さんもお考え、これはあると思います。これは当然あってしかるべきだと思っておりますので、ここは私どもも真剣に議論をさせていただきながら、どういう方向がまず最終的にはいいのかということで進めていきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 町長のほうから答弁いただきました。合併に期待した町民に対して、先ほども28年度中に町民アンケートを行うというふうな答弁もいただきましたので、私はそのような形で進めていただきたいと思っております。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

次に、16番、川守田 稔君の質問を許します。（「議長、ちょっとトイレに行きたいので、休憩をとっていただけないでしょうか。よろしいですか」の声あり）

暫時休憩します。

(午前10時37分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(午前10時40分)

○議長（馬場又彦君） 16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

(16番 川守田 稔君 登壇)

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

傍聴の皆さん、たくさんおられる中で、余りこういう経験がないものでちょっと緊張しております。お見苦しい点をご容赦いただきまして、質問に耳を傾けていただきたいと思います。

私は、補助金に頼らないまちづくりというその姿勢について、町の姿勢について質問をしたいと思います。それは、補助金に頼らないというその姿勢というのは、来るべきそういった世の中がもう来ているのであろうと、そういう非常に切迫したような所感があるものですから、多分そういうことを前提にこういった質問をすることは、非常識でもないことなんだろうなという価値観からであります。

では、質問に移ります。

地方交付税の減額が現実のものとなりました。平成28年度、新年度の当初予算においては約8,500万ほどの減額になっているとのことであります。政府の緊縮財政を背景とした地方自治体の慢性的な金欠状態というのが、来るべき未来なのかなと危惧するものであります。そのような中で、政府の政策はしきりに地方に対して自立を要求していると感じられます。本当ですと、地方がひとり立ちするのであれば、今以上に十分な道路網ですとかさまざまなインフラ整備の充実というのが不可欠なわけですが、そういったことは余り無頓着のようであります。

恨み言ばかりを言っていてもしようがないのですけれども、地方自治体の運営は採算性を十分に意識した、そういった姿勢へと変換されることを暗に要求されていると思います。これは今に限ったことではないのですけれども、これまで採算性のある経営というのは、自治体に限らず、企業にかかわらず、自治体においても当たり前のことであったように思うのですけれども、ここに至って、そういう発想の転換というのが遅きに失したのではないかなという、後悔に似たような思いもございます。こういった状況について、町当局はどのようにお考えになっているのかもあわせて伺いたいと思います。

そういう状況に対して、これからどういうふうな姿勢で臨んでいくのか、財源的にどういうふうな姿勢で臨んでいくのか、国が頼りにならないのであれば、それ以外の資金の導入ということを実際に考えなくてはならないのではないかと、そういう視点に立っております。例えば、銀行などからの起債の、町債としての起債の増額、P F Iなどの民間資金の導入ですとか、最近はやりのクラウドファンディング、ふるさと納税もその一つの手段かと考えます。また、独立行政法人が独自に持っている補助金の枠、そういったものもどのように獲得していくのかというのも一つの手段かと思われます。先示されました「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中には、産・官・学・金ですか、そのような概念が取り入れられておるようですが、非常に具体的にはどのようなアプローチを試みるつもりでおられるのかお伺いします。

また、町内の商工業者についても、町からの補助金に頼らない経営の体質改善というものを図っていく必要があると考えますが、町当局はどのようにお考えでしょうか。これは町全体の体質改善が必要であると思うのですけれども、そのための地盤整備が必要になってくるかと思えます。どのようなプロセスをお考えでしょうか、お伺いするものであります。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、事前に通告いただいております補助金に頼らないまちづくりについて、その中で3点ほど、金融機関からの起債の増額について、クラウドファンディングなどの活用について、P F I的な取り組みについて等でございますが、まず、金融機関からの起債の増額についてでございますが、地方債は大規模な事業を実施するに当たり、その財源を公的資金や市中銀行などから借り入れておりますが、平成28年2月現在、借り入れ期間10年の利率でございますが、地方公共団体金融機構などの公的資金は0.1%、市中銀行は0.451%と、市中銀行のほうが0.351%高い利率となっておりますので、借り入れの際は公的機関から借り入れたほうが後年度の利息を算定した場合有利であり、極力利率の低い資金を手当てしていきたいと考えております。

合併し10年が経過しました。普通交付税の合併算定替の終了により、平成27年度交付税をもとに試算した結果、平成33年度までは約8億4,000万円の交付税の減額が見込まれております。今後も、大規模事業などは計画的に実施しながら、地方債を借り入れる際は過疎対策事業債、これ

もさっきの合併特例債と同じ、7割が後で合併交付税として算入される、これが過疎対策事業債でございますが、など交付税措置の有利なものをまず優先し、かつ、借り入れ先の利率を比較し、採用していきたいと思っております。

次に、クラウドファンディングなどの活用についてであります。クラウドファンディングとは、インターネットを活用して、事業、企画、目標金額、募集期間を紹介し、賛同を得た不特定多数の方から活動資金を調達する方法であると認識しております。また、資金の提供者には見返りを求めない寄附型、商品を提供する購入型、ベンチャー企業等からの投資型で対応しているようございまして、県内でもまだほとんどの自治体が活用しておりません。ただ、むつ市が、銀行さん等を経由しながら一部取り組みも、一部の部分ですがされているということでございます。具体的な内容を明示して資金を集めるということは、賛同していただいた方の地域への愛着、地域資源の見直しにもつながるものと想定されます。今後は、先行している自治体の事業例やメリット・デメリットなどについて調査してみたいと考えてございます。

次に、P F I 的な取り組みについてであります。これは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法としまして、県内では給食センターの整備に活用している自治体があると聞いております。町商工会でも昨年度、調査・研究に着手しており、町職員も参加したところでございます。今後も、定住促進を軸とした住宅の必要性などとP F I での整備をあわせ検討するための研修等には積極的に参加してまいりたいと考えてございます。

今後、普通交付税の減額などにより、非常に厳しい財政運営を余儀なくされていくことが予想されます。人口減少の抑制や多様化する町民ニーズに的確に対応していかなければなりません。このため、さらなる費用対効果、経費削減等を意識し、収入確保に努め、町民サービスの低下を招かないよう、地域に根差した民力と行政が相互に連携できるよう、さまざまな角度からの検証が必要であると考えてございます。

繰り返しになりますが、やはり町としては、合併特例債、また過疎債、この有利な事業を活用していくことが第一であるなど。同じ事業をやっても、過疎債、合併特例債の活用できない事業については、これは全額町単独予算で行わなければなりませんので、その負担を、町の負担をやはり軽減していくためにはそういう、7割交付税で戻ってくる、算入される、こういうことをしっかりと活用しなければならないなと思っております。いずれにしても、計画的にしっかりと進めていくことが大事であると考えてございます。

また、産・官・学・金、これは決して金銭的な部分の金が入っているのではないと思っ

います。一緒になって考え、そういう中で資金が必要なときに、そういう金融機関もその事業を取り組む方々を支援していくと。まさに行政、民間、また学校、大学等々、そして金融と、そういう中での取り組みが今後大事だということであると考えてございます。

次に、町の補助金に頼らない農・商・工業について、考えていかなければならないのではないかとこのご質問でございますが、町では、総合振興計画の中の基本方向の一つに「産業振興で活力と交流に満ちたまち」を掲げ、「活力に満ちた産業の振興」を施策の大綱とし、農林畜水産業・商業・工業の振興を基本目標として定めており、振興策の一つとして、農・商・工業における各種団体の町の振興発展に寄与する活動費に充てるための金銭的支援として、補助金を交付しております。

まず、農業につきましては、農産物の需要の多様化、米の需給調整、輸入の増大、産地間競争の激化など農業を取り巻く環境の変化の中で、当町の基幹産業である農業には、環境負荷の少ない農業の確立と高付加価値型の自立できる強い経営体質への転換が求められており、地域特産物のブランド化や担い手の確保・育成、農業生産基盤のさらなる整備などにより、効率的・安定的な農業経営と農村の活性化を図っていかねばならないと考えております。

このような中で、町内には、果樹、稲作、畑作、水産などの分野において、農業関係者からなる各種の農業振興団体があり、それぞれの分野において生産物の品質の向上と経営の安定を図り、地域農業の発展に寄与することを目的に講習会や視察研修、情報交換等の活動を行っており、町の農業振興において大きな役割を果たしていただいていると考えております。

また、事業費のかさ上げ補助につきましては、農家の皆さんが消費者ニーズに対応した、高品質でより安全・安心な農作物の生産拡大やブランド化を推進するために、生産基盤の整備や高品質果実・野菜生産のための施設等の整備に取り組みやすくするための補助金として支援することで、農業経営の安定を図るものでございます。

次に、商業についてでございますが、地域の消費生活品の提供や地域文化にもにぎわいを生み出すなど、長年にわたり地域に根差した小売店舗として重要な役割を担ってまいりました。近年は大型店舗の進出もあり、小売店舗の閉鎖が多く見られるようになりつつありますが、その存続に対する対策が重要な課題となっております。

また、工業につきましては、誘致企業の取り組みとしては、南部町に立地を希望する企業の情報収集に努めるとともに、立地いただいた企業が快適な環境の中で安心して操業していただけるよう、経営安定のための基盤整備を進め、経営強化を図っております。誘致企業は、地域産業の活性化はもとより、若者の雇用と定住促進にも直結する重要なものと考えております。そして、

厳しい経営が続く地元企業などの経営安定と基盤整備を図るため、国県などの各種融資制度の周知、活用を進めるほか、起業者への支援制度の創設なども検討していかなければならないと考えてございます。

現在は、多くの農商工団体で、近年の少子高齢化と後継者不足により団体を構成する会員が年々減少傾向にあります。町からの補助金が団体存続のかなめとなってございます。町では、団体が存続できなくなることは町の産業振興に負の影響をもたらすものと考えてございます。ただ、補助金による支援は今後も必要と考えますが、補助団体の活動や農家の方々には経営につながる支援を一緒に考えながら、農商工業の安定強化に向けた取り組みを今後も継続実施し、理想としては町の補助金に頼らない、自立できる団体や農商工業者として頑張りたいと考えてございます。

ただ、非常に環境状況は厳しい状況でそれぞれの地域の皆さんが頑張っていていただきますので、補助金ありきという考えはそれぞれの団体も持っていないと思います。ただ、運営をしていく上で、やはり町からの支援もないと厳しいということも現実だと、こう思っております。その分しっかりと地域振興につながる、農業・商業・工業振興につながる活動をしっかりしていただくということが大事だと、こう思っておりますので、これからも町として支援もしっかりしながら、ただ、川守田議員さんは恐らく、町の今後の財政、そういう部分のご心配をなされて、ずっとずっとその補助金に頼らないで、やはり自立をしていくようになっていかなければならないと、そういう思いからのご質問だと思っておりますので、そこは私どももやはり今後の町の財政状況というものをしっかりと、将来5年、10年だけではなく、20年、30年後、南部町の財政がしっかりと健全でいく、そういうことも当然しっかりと頭に入れながら、そういう中で支援できる部分という部分を進めてまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。一生懸命ご答弁してくださったんですけれども、非常にがっかりしました。ここに至って、いよいよ試練の時期が自治体にとっては来るんだ、ある意味、そういう側面を持った社会が訪れるんだろうなと思ったりもしまして、こういう質問の仕方をしたんですけれども、どなたが書いた原稿かはわかりませんが、今までの一般的なそういった質問に対しての内容と何が、何ら変わらない原稿じゃないですか。少

なくとも、私の質問に対して少しでも、ちょっと特化したところの答弁というのがあれば、その辺からとも思っておったのですけれども、金借りるときは金利の安いところから云々ということ自体が、20年も30年も前からその答弁として常套文句になっているような、そういった言葉なわけですね。そうではなくて、町の中の例えば企業ですとか、農家ですとか、そういった人たちの、その人たちがつくる社会の中の環境のことを考えると、金は幾らあっても足りないはずなんですよね。お金は、自治体として援助してあげられるようなお金というのは、そういうあれが必要なのであれば幾らあっても足りないんですよ。ですから、あんまり当てにしないでくださいねと暗に政府は言っておるわけであります。ですから、じゃ、当てにしないわけにはいきませんけれども、独自にその資金を調達する方法というのを探すべき時期に来ているんじゃないでしょうかという趣旨が、私の質問の趣旨であったつもりであります。

職員の方とか話していますと、何かもう地方交付税、特交その他、それだけがもう町の財政の全てであるような物の言い方しかしないのですけれども、広く見回してみますと、いろいろな投資家の方がいろいろなところに投資するという、その現場というのもいっぱいあります。余りよくは言いたくはないのですけれども、うちの財産区に来たようなメガソーラーのあの一件も、あれも実は日本だけじゃなくて、世界中の投資家委員会というのが投資して実現し得る、初めて実現するような事業規模だったわけですよ。ほかにも、国内のさまざまな資金源として、いろいろなプロジェクトの事業というのが出されております。オリックスしかり……、ああ、具体的にこういうことを言ったらあれでしょうが、いろいろなその資金を持った方々が独自に展開している事業というのもいっぱいあります。そういったところをやはり自治体としても模索するような姿勢というのは、国からの交付金がどうであれ、これから多くなるのか減るのかわかりませんが、もしかしたら多くなるのかもしれないけれども、最初に申したように、お金は幾らあっても足りないぐらいの需要があります。そういうところを考えて、やはり独自の自治体経営を目指すのであれば、そういった姿勢というのを模索するのは、もう本当に遅きに失しているなど、そういう印象があったわけであります。

先日、ちょっと前になりますけれども、ゼロ金利というのが……

○議長（馬場又彦君） 川守田議員、簡潔明瞭をお願いします。

○16番（川守田 稔君） はい、わかりました。何で、なぜ私がこういう一般質問をしたかということを延々と今説明しております。どうぞご理解ください。

ゼロ金利が、しました。ゼロ金利になって、銀行の経営が変わったんですよ。貸し付けるところを探さないと銀行が存続できなくなっているという、そういうことを前提に踏まえたと、やはり民間というの、民間がそれを貸していただくという姿勢に転ずるにはすごくいい時期だと思うんです。ですけれども、そのためにはいろいろな準備が必要ですし、そういう準備ができていない個人ですとか企業というのもしっぱいあるかと思います。そういったことに対して、町はどういうまなざしで見守るのかとか、どういう助けをするのかというところをひとつ伺います。

それから、P F Iに関して、職員の勉強会でといたしますか、そういうご答弁がありましたけれども、それは具体的にどういったことをなさっているのか、詳しくお聞きしたいと思います。

2点についてお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、再質問ありまして、ちょっと要点のほうがかみ合わなかった場合はお許しいただきたいと思いますが、まず1点目、質問いただいております金融機関からの起債の増額について、逆に川守田議員は、金融機関から増額していったほうがいいんじゃないかというご質問だったわけですね。（「そういう場合もあるであろうと」の声あり）最初はそういう質問で受けておりましたので。

我々、当然、利率の少ないところから借りると、これはもうどなたでもそういう考えをしたいと思います。そしてまた、我々の町の一般財源の会計の予算、大体年間100億ぐらい、28年度は10年過ぎて2億4,000万ほど28年度予算が減りました。その歳入の中で一番占めているのが、いわゆる地方交付税が五十数%と、やはり町の歳入を見ると一番大きい、影響するのが地方交付税なわけでございます。ですから、我々は当然、町村会としても交付税の増額というのを常に要望しながらっておりますが、ただ、議員ご指摘のように、それだけで頼るんじゃなくて、やはりみずからの町でも考えていかなければならないというのは、これはもう、今後自治体としては本当にそういうふうに進めていかなければならない部分だと思ってございます。約100億の中で、私どもの自主財源は大体十四、五%ですから、100億とすれば14億ぐらいが住民の方々の税金とか使用料、いろいろな部分で大体そういうふうになってきます。あとが地方交付税、そういう部分が一番大きいという部分でありますので、そういう部分はやはり自治体の長とすれば、そういう活用を考えていくというのは、これは私に限らず、逆に考えなければおかしいんじゃないかなと。

ただ、きのうも中館議員さんからご質問いただきましたふるさと納税、そういう部分でやはり工夫をして歳入をふやしていく、そういうことをやっていかなければならないだろうとご質問をいただきまして、今そういう部分も、職員のほうもいろいろ工夫して品目をふやしながら、全国においては予想もつかないような返礼品目になっているところもあります。そういうのも含めて収入確保を考えていく。ただ、いずれにしても、ふるさと納税につきましても不安定要素の歳入なわけであります。安定的ではないという部分がありますので、今、町のほうも、企画財政担当課のほうでは、現在ある、貯金している基金をどのように有効にしていけばいいのか、そういう中で運用益も考えながらと、さまざま町としても取り組みはしてございます。

基本的にはやはり、さっきも言いましたが、有利な事業はやはり活用していくというのは、これはもう自治体とすれば逆に当然なことでありますので、そういう部分もしっかりと、有利な部分は、同じ事業をやる場合、しっかりとそういうのを活用していきたいと思っております。

P F Iにつきましては、担当課のほうでも商工会さんと一緒に行っておりますので、担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館勝彦君） 先ほど、町長のほうからも答弁ありましたが、今年度ですか、今年度、これから基金の運用管理ということで、先日の全員協議会のほうでもご説明させていただきましたが、そちらのほうを実施しまして、新たにそこから発生します、債権法にしまして、そこから発生します利息を、若干ではございますが高額な利息を得られるということで、これからの財政運営に活用していきたいというふうに考えてございます。（「P F Iはどうするんだ」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） P F Iについての具体的な事柄ですけれども、商工会の勉強会のほうに参加しております。建設課のほうでは公営住宅を建設しておりますので、公営住宅法の中での条件の中で事業を行うということで、民間の事業者が設計、建設、運営までということで、課題も、なかなか運営までということは課題も多くなりまして、今後また勉強会のほうを引き続きしていくということで、そこで終わってございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君）　ありますか。川守田　稔君。

○16番（川守田　稔君）　P F I というのがいいのか悪いのか、私もよくわからないんですけどもね、P F I、町営住宅に対してP F I が適していることなのかどうかというのもまた別な問題として、民間のほうの資金ということの活用ということになると、やっぱり何かしらの単独の融資であつたりとか、投資金、投資家委員会のような、投資家グループのようなですね、そういう複数からの資金提供とかという場合がいろいろあるわけですね。クラウドファンディングにしたって、そういうことですよ……、ですよ。

それで、そういったときに、じゃ例えばその資金提供を受けられるだけの、受けるほうの書類的なとか経営的なそういった環境が整っているのかということ、どうもちょっとそうでもなさそうだし、クラウドファンディングの場合であれば、純然たる利息を求める場合があつたり、ほとんど寄附的に資金を提供してくれる方がおつたりとか、また株主優待のようなサービスだとか、そのサービスだとか商品を有利に購入できるようないろいろなあれがあるわけなんですけれども、例えば純然たる金利を、金利をいただきたいというような投資の相手になったりすると、果たして青色申告だとか白色申告でよろしいのでしょうかということになりますよね。

これは極端な話なんですけれども、例えば町がそういった、町自体がそういった資金の提供を受けるかもしれない。受けるときに、こういう町の予算書みたいな単式簿記で、それで1年に1回の決算でもって用が足りるんでしょうかと。普通であればこういった場合は、1年に4回の決算を求められたりとか、そういった環境が必要になるわけですね。そういうふうな細かなところから見ていくと、まるっきりその、なかなかそういう一般にあふれているような民間資金的なことを獲得していくような環境というのは全く見当たらないような状況だと思うんですよ。ですから、そういったところに目を向けて、どういう支援の仕方が町でできるのかとか、そういったところをぜひ考えたいと思う次第であります。よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（馬場又彦君）　これで川守田　稔君の質問を終わります。

ここで、11時30分まで休憩とします。

（午前11時18分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

○議長（馬場又彦君） 2番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。（「よし、頑張れ」「頑張ります」の声あり）

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） 2番、久保利樹です。先輩議員の方から激励の言葉をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、まべち笑学校の皆様、議会傍聴お疲れさまでございます。我々議員一同、町民の皆さんの声を町政に届ける役割を担っておりますので、その点から今回の質問に移らせていただきます。

第67回南部町議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、関係各位、先輩議員の方々に御礼申し上げます。初めて一般質問をさせていただきますので、お聞き苦しい点多々あるかと思いますが、簡潔に質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

昨年10月から議員活動をさせていただき、はや5カ月がたちました。さまざまな行事等において町民の皆様と触れ合い、お話をする機会も多くなりました。

そういった中で、南部町の将来について考える話題が多く、町民の皆さんも町の将来像を気にかけておられる方が多いようです。20年後、30年後の将来を考えますと、長期的な視点で今から何かを起こさなければならないのなど感じております。そういった目線から、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、新規就農者支援事業の申し込みの実績についてお伺いいたします。

今年度、南部町においては、若手農家の有志を会員とした南部農夢の設立や、皆さんも記憶に新しいと思いますが、全国ネットの人気テレビ番組において南部太ねぎが紹介されるなど、若い農業者の活気・活躍が多く取り上げられています。

その一方で、農業従事者の高齢化、後継者不足、全国的な農家減少が危惧される中、南部町においても後継者不足が大きな問題となっております。達者村事業における農業観光、グリーン・ツーリズム事業など、南部町と農業は密接な関係にあります。新たな農業の担い手を確保するた

めに、新規就農者支援事業は、農業収入を安定化させるために非常に大事な事業と認識しています。南部町の将来展望を把握するために、近年の申し込みの実績を確認したく、答弁をお願いいたします。

2つ目といたしまして、南部町内の中学生を対象とした若年健診について、現在の中学生の健康状態と統計結果を踏まえての対策の現状についてお伺いいたします。

昨年10月22日に、南部町健康宣言大会が行われ、町民の健康への意識の向上、そして実践し、健康寿命を延ばす取り組み等の特別講演を私も聞かせていただきました。私自身もふだんの生活を振り返り、健康意識を高めて、生活習慣病の予防が必要だと感じた次第です。

また、生活習慣病は、子供のころからの習慣によっても大きく左右されます。南部町では今年度、町内の中学1・2年生を対象に若年生活習慣病予防健診を行っておりますが、受診した生徒の65.5%が異常ありの診断を受けています。これは非常に深刻な問題です。町の取り組みとして、親子健康面談や生活習慣病予防教室などを実施しておりますが、その現状について答弁をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、久保利樹議員にお答えを申し上げます。

まず、南部町の農業の将来展望を把握するために、新規就農者支援事業の近年の申し込み実績を確認したいという件でございますが、町では農業後継者育成と農業の活性化を推進する目的により、平成19年度から町独自の事業として、新規学卒就農者と新規農業後継者には月額3万円、新規定住就農者には月額2万円の補助金を3年間交付する新規就農者支援事業を継続して実施してございます。町独自のこういう支援は、県内でもそうないと思っております。

この新規就農者支援事業の申し込みの実績でございますが、平成19年度は8名、20年度は4名、21年度は同じく4名、22年度6名、23年度4名、24年度3名、25年度2名、26年度3名、27年度同じく3名であり、過去9年間の累計は37名で、このうち34名の方が現在農業を続けられております。

なお、離農した方が3名おりますが、その内容は、2名の方が農業以外の職業に就職、1名の方が残念ながらお亡くなりになったものでございます。また、この離農した方々に対してでございますが、途中で農業以外の就業へ就職された方につきましては、交付した補助金を既に全額返

納していただいているところであります。

また、平成24年度から開始された、これは国の補助事業であります青年就農給付金事業も活用しており、この事業は青年就農者の就農意欲を喚起し、就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対する給付金で、こちらは年額150万円、夫婦の場合は年額225万円を最長5年間交付するものであります。この国の補助事業である青年就農給付金事業の実績につきましては、平成24年度は個人6名と夫婦2組、25年度は新たに個人1名、26年度は新たに個人1名、27年度は新たに個人2名と夫婦1組であり、国の事業での累計は各4年間で個人が10名と夫婦が3組となっており、現在全員が農業を続けられております。

加速的な農業後継者不足が大きな問題となってきた中、新たな担い手の確保と人材育成が重要と考え、集落や地域が抱えている人と農地の問題を解決すべく事業である人・農地問題解決加速化支援事業の活用や、昨年8月に南部町内のおおむね45歳未満の若手農業者により設立された、先ほど久保議員からもございました南部農夢、非常に意欲のある方々でございます、連携をしながら、今後とも町の新規就農支援事業と国の青年就農給付金事業の活用を継続して農業後継者育成に取り組んでまいりたいと考えております。

非常に決して多い人数ではありませんけれども、ただ、毎年活用していただいて新規就農に従事しているという実績もございますので、先ほど、川守田議員さんから言えば、保護し過ぎだと思われるかもしれませんが、やはり一つの軌道に乗っていくために、これは国も町も、国と町の金額が先ほど申し上げました格段の差があるわけでございますが、我々は町で支援できる部分という中で、月額3万円ですと36万円、違いがありますけれども、国の予算規模と町の予算規模は全く違いますので、町としてはできる限りの支援をしてきたつもりであります。そしてまた、国のほうは24年度から始めておりますが、我々、19年度から先駆けてまずそういう支援をしっかりと、1人でも多くの就農者をふやしていこうという取り組みはしてきたつもりでございます。

また、新規就農者に限らず、私ども南部町の農業関係支援につきましては、機械等またハウス等そういう部分においても、国県の補助というのはほとんどが3分の1の補助なわけでございますが、半分までは何とか公的部分で支援をしながら、半分はそれぞれ農家の方々も、関係する方々も負担をいただいているということで、なかなか3分の1に町が独自でかさ上げをして半分に持っていっているという町村も、私は少ないと思っております。これは他町村を調べていただければすぐ、当町が農業に対する力を入れているというのも、これはもうはっきり比較ができると思っております。何とか若い方々も、一つの職業、農業という職業に、厳しいのは私どもも把握しております。ただ、農業という職業を選択肢の一つとして考えてもらえるような施策というのは

大事であると、こう考えております。

2点目の町内の中学生を対象とした若年健診についてのご質問でございますが、現在当町におきましては、町内の中学生を対象として若年生活習慣病予防健康診査を実施しているところでございます。いわゆる若年健診は、生徒さん自身が自分の健康状態を知り、生活習慣や食生活の見直し、健康意識の高揚などを図ることを目的とし、血液検査を初め血圧測定や健康面談などを行っているもので、中学1年生及び2年生に実施しているものでございます。

本年度に実施した健診の結果でございますが、1年生と2年生を合わせて336人の生徒さんを対象として実施したものでございます。このうち、異常なしが25.3%、異常ありが、久保議員さん、六十数%でありましたが、それより少なければよかったんですが、私のほうの担当者からいただいた資料は74.7%という結果になってございます。おおよそ4人中3人に何らかの異常がありという状況でございます。

特に異常の割合が高い検査項目でございますが、脂質異常が23.8%、糖代謝異常が20.5%、血圧異常が18.5%、貧血傾向が21.2%などとなっており、脂質異常の状態や糖代謝異常の検査項目から、体に余剰な糖を持った状態の生徒さんがいるという結果が出ております。

一方、当町の健康課題の一つとして、糖尿病及び脳血管疾患による死因の高さがございます。これらの危険因子となる脂質異常や糖代謝異常がおおよそ5人に1人という結果になっていることから、子供のころからの生活習慣病の予防が非常に重要であると思っているところでございます。このため、学校と連携を図りながら、生徒さんを対象とした生活習慣病予防の健康教育の時間を設けていただき、保健師による講話を行っております。

また、健診の結果をもとに、保護者・生徒・保健師の三者による健康面談を実施し、生活リズムや家庭の状況を確認しながら、保健及び栄養指導のほか、生活習慣や食生活の見直しに関する指導等を行っているところでございまして、生徒さんの健康意識の向上につくまして一定の効果を上げているところでございます。

若年健診につきましては、町単独事業で実施しているところですが、保護者の皆さんとの健康面談を通じまして、生徒さん自身だけでなく、生活習慣病予防のための健康意識がその世帯全員に波及するものと思っております。さらには、この若年健診と各種の保健指導を受けた生徒さんたちが、成人、子育てをする時期によい生活習慣を身につけた親となり、それを次世代の子供たちに伝えていくことで将来の生活習慣病の予防につながるものと考えてございます。

昨年、健康宣言、当町も行いました。子供たち含めながら、若いときからやはりそういう健康に意識を持っていただくということが非常に大事であると考えておりますし、健康宣言のときに

来ていただいた弘前大学の中路先生も、特にやはり若いときからの、子供のときからの健康意識が非常に重要であるということで、まさしく私もそのとおりだと思ってございます。

そしてまた、生徒さん方の生活習慣病予防に対する事業については、県内でも非常に、健康福祉部、当町の取り組みを注目してございまして、これも早くから取り組んでまいりました。そういう中で、私どももしっかりとまた、県のほうのモデル的な、そういう町となるように進めていかなければならないと思ってございます。

それと、三者面談、これも当町独自の取り組みだと思ってございます。やはり親御さんと一緒になって、先ほども言いました、家族でやはり健康について会話をしていくと。やはり子供さんだけ気をつけても、親御さんが出す料理がやはりかけ離れるとこれもいけませんし、そういう部分で親子、また保健師も入っての三者面談の取り組みというのは、私は非常にこれはいいことだなと思っておりますので、こういう部分はしっかりとまた担当課のほうで強化しながら、子供たちの健康につながるように取り組んでまいりたいと、こう想着ございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

新規就農についてですが、私もさまざま調べているうちに、平成26年度の青森県の新規就農状況というもの、県の書類を見つけまして、そこで見てみたところ、青森県内の平成26年度の新規就農者、平成に入ってから最多の296名、その内訳がUターン、新規参入、新規学卒とあるんですけれども、過去5年間の伸び率が、Uターン152%、新規参入に関しては179%と、県内全体で見た場合にすごく伸び率が高いなと。テレビ等、報道等でも報じられていますけれども、やっぱり若い方々の農業に対する見方というのが、非常に最近いい傾向になってきていると思いますので、南部町における新規就農者の支援事業に関しても、これから、そうですね、力を入れていただいて、またその周知方法をこの先どのように考えていくのかということの一つ、新規就農について質問いたします。

もう一つ、若年生活習慣病予防に関してですが、体の健康もさることながら、やはり中学生、多感な時期ですので、心のケアも非常に重要な問題になるのかなと思います。先ほど町長も答弁の中で申しましたが、健康面談で三者面談等、親を絡めた面談、これはもう非常にすばらしいことで、やっぱり家庭に帰ってからの食生活が非常に問題になっていると思いますので、私も説得力のある体つきをしているわけではないんですけれども、その親の意識の改革というの

非常に重要なものになってくると思います。

また、当町には鍋条例という、野菜を摂取するのに非常にすぐれた条例もありますので、鍋条例等を絡めながら、こちらのほうも力を入れていただきたいと考えております。

質問は、新規就農者の部分について質問をさせていただいて、私の質問を終了いたします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 久保利樹議員のご質問にお答え申し上げます。

新規就農者の周知方法でございますけれども、まず、町のホームページには掲載してございます。それから、今ちょうど盛んに行われています、2月から3月にかけて、旧南部では農業組合、各農業組合があります。そしてまた、旧名川では農事改良組合と。そのほかに防除組合、各防除組合とか、それとまた果樹のリンゴ、ナシ、ブドウとか、そういう研究会等がございます。また、表彰式とかありますけれども、その中でこの後継者対策ということで、南部町では新規就農、そしてまた青年就農給付金のことについて詳しく説明してございます。

また、新規就農と同時に、南部農夢という組織も立ち上げてあるということで、若い人がいたらとにかく、集まってくれる人はそれこそ60、70代の方もおりますけれども、孫さんとか息子さんで農業をやりたいということで帰ってきた人がいたら、とにかく農林課のほうに相談してくださいと、そういうふうな案内を常に行っているところです。

これからまた、広報等もこれから出ますので、それについてもこれからまた掲載していこうかなということを考えてございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで久保利樹君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして本日の日程は全部終了しました。

なお、3月9日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

(午前11時54分)

平成 2 8 年 3 月 9 日（水曜日）

第 6 7 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第67回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年3月9日（水）午前10時開議

- 第1 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第1号 平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
- 第2 議案第1号 平成28年度南部町一般会計予算
- 第3 議案第2号 平成28年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第4 議案第3号 平成28年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第5 議案第4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第6 議案第5号 平成28年度南部町介護保険特別会計予算
- 第7 議案第6号 平成28年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第8 議案第7号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議案第8号 平成28年度南部町病院事業会計予算
- 第10 議案第9号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第10号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第11号 平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第13 議案第12号 平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第14 議案第13号 平成28年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第15 議案第14号 平成28年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第16 議案第15号 平成28年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成28年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成28年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成28年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第20 議案第19号 南部町名誉町民の決定について
- 第21 議案第20号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第21号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第23 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第23号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第24号 南部町行政不服審査会条例の制定について
- 第26 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第27 議案第26号 南部町職員の降給に関する条例の制定について
- 第28 議案第27号 南部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第28号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第29号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第30号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第31号 南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第32号 南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第33号 南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第34号 南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第35号 南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議案第36号 指定管理者の指定について（広場集会所他1施設）
- 第38 議案第37号 指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）
- 第39 議案第38号 指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他3施設）
- 第40 議案第39号 南部町過疎地域自立促進計画について
- 第41 議案第40号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第42 発委第1号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第43 常任委員会報告
- 第44 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	赤 石 裕 之 君	農業委員会事務局長	中 里 司 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第67回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第1号、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分理由でございますが、受託販売収入の増額に伴い、受託販売代金の支払に不足するおそれが生じたので、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決したものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、平成27年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,100万円としたものでございます。平成28年2月10日付で専決処分してございます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、市場の取引売買に関する事業勘定の1款1項受託金1目受託販売収入に4億円を増額して、補正後の額は34億円としております。

販売収入の状況ですが、28年2月末までの総計でございますが、数量で1万5,564トン、金額では既に30億4,000万円となっております。昨年、29億6,600万円の売上となったときと比較しますと、数量では561件の増、プラス3.7%、金額では3億4,623万円の増額となっており、特にリンゴについては非常に高値で推移してきております。リンゴは、2月末の対前年でございますが、約270トンの増でございます。金額では2億4,720万円の22.9%の増加となっております。3月の販売収入の見込みでございますが、リンゴの在庫が少なくなること等見込まれますので、1日当たりの売上を1,000万円前後と見まして、営業日数23日で見込んでございます。

市場の業務運営に関する業務勘定の1款2項手数料1目受託販売手数料2,800万円を追加しまして、2億3,746万円としてございます。出荷者の方からいただいております7%の手数料収入でございます。

10ページの歳出でございます。10ページをお願いします。

事業勘定、1款1項受託費1目受託販売代金でございますが、出荷されました農家の方々に支払う販売代金として4億円を追加計上してございます。今回の補正により、増収分として25節積立金に2,580万円を追加し、補正後の積立金は7,289万5,000円となりますが、予算執行に当たっては、今後の販売収入にもよりますが、財政収入を見て、その範囲内において積み立てすることとなります。27節公課費に、消費税確定申告額の確定によりまして220万円を追加するものでございます。

以上で、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 増額補正ということで、4億2,800万、大変喜ばしい価格で、聞くところによると11年ぶりということではありますが、近年のこの価格上昇によるその要因としてどういったことが挙げられるのか、ひとつ伺いますし、また今後、28年度も6月からサクランボ等が始まりますし、梅、そして秋の収穫に入っていきますが、ニンニク、リンゴが大きな増額の原因になったというふうに伺っておりますが、28年度もそういった増額が見込めるかどうかをお伺いいたします。

○議長（馬場又彦君） 市場長。

○市場長（中野弘美君） 工藤正孝議員の質問にお答えします。

リンゴについては、輸出が大変好調でございまして、その輸出に伴いまして青森県の国内に出回る関東、関西の市場への流通量が大変少なくなってきたりまして、南部市場への買い付けのお願い、出荷のお願いが大変引き合いが強くなってきておりまして、そのことから市場の売上も伸びてきているところでございます。このことについては、輸出がこの好調が続きますと28年についても大丈夫だろうとは思いますが、大変、青森のリンゴがおいしいということで評判が、輸出でもいいんですけれども、またそれにもまして三戸リンゴ、南部市場からの国内への市場出荷のリンゴも大変、津軽には負けないおいしいリンゴだという評判でございまして、まだまだ28年もそういう取引が続くものだと思っております。

サクランボについては、青森県で一番生産量が多いということで、おいしいサクランボがあるということで6月になりますと買い付けがまた多くなるので、昨年と同じぐらいの値段ではいくだろうという見込みでございます。

梅につきましては、豊後、アンズにつきましても安くて、大変農家の方は伐採が多くなってきていたんですが、買い付け、加工屋さん、青森の梅は捨てがたい、大変物がいいということで、これ以上安くなると出荷されないと私たちの加工も困るということで、これからも頑張っていきたいということで、最低価格600円ぐらいではどんなのでも頑張っていきたいという加工業者等もありますので、農家の方にも頑張れるような価格で買い付けていきたいということですので、売上については大丈夫だと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ありがとうございます。であれば、やはりこの生産者にはそういった情報を発信するべきだと思います。何らかの形では、市場内の電光掲示板ですとか、市況においても一番下のほうにそういった情報なるものが掲載されておりますが、聞くところによると、その地元南部市場に張りついている仲買人の方々以外にも、県外、弘前方面からも来ているというふうにも聞きますし、秋田、岩手からも他社の仲買人さんたちが買い付けに走っていると、来て

いるというふうなことを伺いますが、そういった方々がやはり競りに、収集に来たときは高騰するのでしょうか。

また、そうであるならば、そういった、いつ来るのか、またその方々も毎年、南部市場の生産物利用、競り落としてくれますように、そういった方々にも営業努力といいますか、するべきだと思います。まあ、既にやっていらっしゃると思いますが、特にまた先般、青年部等の若い農業後継者の団体、剪定会に招かれて行ったときには、そういった面積をふやすんだと生産意欲が、いいものをとるという生産意欲が非常に強く、お話を伺っておりましたので、どうぞ生産者、また他県の仲買人の方々にも情報発信していきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 11ページの財政調整基金の積み立てしているのが、今現在7,000万ぐらい……、そこを聞きたいです。ちょっと済みません、財政調整基金の積立金が幾らあるのか。

○議長（馬場又彦君） 市場長。

○市場長（中野弘美君） これは、積立金は全部で2億、今のところ2億幾らでして、これは27年度の7,000……（「全額で」の声あり）全額で2億5,000万ほどになる予定です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（馬場又彦君） ほかにございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
報告第1号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） 日程第2、議案第1号から日程第19、議案第18号までの平成28年度南部町各会計予算議案18件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案18件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第20、議案第19号、南部町名誉町民の決定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうでご説明申し上げます。資料の1ページをお開き願います。

議案第19号、南部町名誉町民の決定についてでございます。

提案理由でございますが、南部町名誉町民として決定することについて、平成28年2月4日付で南部町名誉町民選考委員会に諮問したところ、委員全員の賛成により、南部町名誉町民に基づく名誉町民の称号にふさわしいと答申がございましたので、規定により議会の同意を求めるものでございます。

名誉町民に推挙する方は、住所、静岡県浜松市中区・・・・・・・・・・、氏名、川守田三次郎氏、生年月日、大正・年・月・日、91歳でございます。

事績内容でございますが、国際音楽の日・音楽会の開催に尽力されております。平成27年度で21回となる国際音楽の日・音楽会は、川守田氏の支援により平成7年度から継続して開催され、町内の子供たちに音楽のすばらしさと楽しさを実感させ、音楽を通した魅力あるまちづくりに貢献されております。

また、町学校等に対する楽器等、推定寄贈額でございますが、6,300万相当の多額の寄贈をされております。団体・学校ごとの寄贈額、町関係の受章歴は、次のページに記載しております。

なお、今回が南部町名誉町民条例に基づく第1号の名誉町民となります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり同意されました。

◎議案第20号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第21、議案第20号から日程第23、議案第22号までの期末手当の支給割合に関する議案3件は、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 資料のほうは、3ページのほうをお開き願います。

議案第20号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、あと説明資料の4ページにございます、議案第21号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同じく4ページの議案第22号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

いずれも、平成27年10月9日付、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告にあわせ支給割合が見直されることになったため、県に準じて支給割合を改めるものでございます。議案第20号が町議会議員、議案第21号が町長、副町長、第22号が教育長のそれぞれ期末手当の支給割合を改めるものでございます。いずれも、現行の2.9カ月分から0.05カ月分を引き上げ、2.95カ月に改正するものでございます。

施行日は、議案第20号、議案第21号の第1条の規定が、交付の日から施行し、平成27年12月1日から適用するもの、第2条の規定については平成28年4月1日でございます。議案第22号の施行日は、交付の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号から議案第22号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第20号から議案第22号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第24、議案第23号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、説明資料の5ページのほうをお開き願います。

議案第23号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

趣旨でございますが、平成27年10月9日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

制定内容でございますが、第1条の改正では、1点目として、勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。現行の勤勉手当1.45カ月分から0.05カ月分引き上げ、1.5カ月分に改正するものでございます。

2点目としまして、平成27年4月1日から適用する行政職及び医療職の給料表の改正を行うものでございます。特に若年層に重点を置いて引き上げるものでございます。行政職の初任給では2,500円の引き上げとなっております。

第2条改正では、1点目として、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備になります。

第3条の改正、別表第3関係ですけれども、議案書のほうは42ページに掲載しておりますが、級別職務分類表から級別基準職務表に改め、字句を整理したものでございます。

2点目でございますが、第17条の改正で規定の整備でございます。勤務1時間当たりの給与額を改めるものでございます。

3点目として、第18条の3の改正でございます。条例で引用している行政不服審査法の一部改正に伴う規定の整理で、条例で引用している条項の字句を改めるものでございます。

4点目でございますが、第20条第1項の改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備になります。改正後の地方公務員法に、23条第1項になりますけれども、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとすることが定められたことから、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給することに改めるものでございます。

5点目の第20条第2項の改正でございます。勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） ちょっと参考までにお聞きしたいんですけれども、今の給与が、勤勉手当等が上がった場合に総額でどれぐらいの金額になるのか、わかりましたらちょっとお知らせいただきたい。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 改正後との差額というのは、現在ここに資料を持ち合わせておりませんので、後でお知らせいたします。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第24号及び議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第25、議案第24号及び日程第26、議案第25号の行政不服審査法の施行に伴う議案2件は、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、7ページをお開き願います。

議案第24号、南部町行政不服審査会条例の制定について、議案第25号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、行政不服審査法が50年ぶりに全面的に改正されました。この全部改正される行政不服審査法に伴い、手続の整備及び引用部分の字句の追加及び改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、1点目として、審理員による審理手続の導入、2点目が不服審査会、第三者機関になりますが、その諮問手続の導入、3点目が不服申し立ての手続について、異議申し立てを廃止しまして、審査請求に一元化されるとともに、審査請求期間が60日から3カ月間に改正されたものでございます。

議案第24号は、その行政不服審査法の施行に伴い、町長が諮問する第三者機関として新たに南部町行政不服審査会の設置を行い、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

内容でございますが、審査会の委員は3人とし、法律または行政に関してすぐれた識見を有す

る者のうちから、審査請求の事件ごとに町長が委嘱するものでございます。また、審査会の運営については、会長、会議など必要な事項を定めるものでございます。

施行日は平成28年4月1日になります。

議案第25号は、不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次の8ページをお開き願います。主な関係条例の改正でございますが、南部町情報公開条例の一部改正、南部町個人情報保護条例の一部改正については、審査請求に改めるなど規定の整理をしたものでございます。3点目の南部町行政手続条例の一部改正は規定の整備、4つ目の南部町固定資産評価委員会条例の一部改正も、規定の整理及び引用規定を改めるものでございます。5点目の南部町各委員会等において出頭を求められた者に対する費用弁償支給条例の一部改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴う引用規定を改めるとともに、規定により審理員等の求めに応じて出頭した者の費用弁償を規定するものでございます。6点目の南部町県営土地改良事業賦課徴収条例の一部改正、7つ目の南部町土地改良事業施行条例の一部改正、8つ目の南部町町営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部改正は、異議申し立てを審査請求に改めるなどの規定の整理を行うものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号及び議案第25号を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第24号及び議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第27、議案第26号、南部町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、9ページのほうをお開き願います。

議案第26号、南部町職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

趣旨でございますが、地方公務員法の改正により、職員の意に反する降給に関する条例を定めるものでございます。地方公務員法の改正により、降任の定義が定められまして、改正前は職名を変えずに給料表上の給を下げる場合を降任としていたものを、降給に該当することになり、新たに条例を整備する必要性が生じたため、条例を制定するものでございます。これまでの分限条例であったものが新条例により整備され、分限の枠のところでございますが、降給、降格の区分に明確にしたものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） いよいよこれが、27年度法改正になって、28年から実施に移されるということになるわけですが、これは職員に対しそれぞれ交付とかとあるんですけれども、これは公表対象になるんですか。公表にするかどうかだけ確認します。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 公表という、氏名とかを公表するということにはならないと思いますけれども。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第28、議案第27号、南部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、10ページをお開き願います。

議案第27号、南部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

趣旨でございますが、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項について所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、地方公務員法の改正によりまして、これまでの勤務評定が人事評価に変わり、また新たに退職管理制度が始まることから、公表する項目を改正するものでございます。また、あわせて、行政不服審査法の施行に伴い字句の修正を行うものでございます。

中ほどの囲みの部分でございますが、4月から始まります人事評価は、職員の能力、目標に対する成果などの両面から評価するもので、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保しながら、人材育成及び給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用していくものでございます。

また、もう一つが退職管理制度で、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職員への働きかけを罰則をもって禁止するものでございます。主な禁止内容及び罰則でございますが、1点目が、営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、現職職員へ働きかけることが禁止となります。

あと、2点目が、離職の5年前から課長職であった職員は、課長職であった5年前の職務であっても、離職後2年間、現職員へ働きかけることを禁止するものでございます。

3点目でございますが、在職中にみずから決定した契約と事務に関する要求・依頼は、期間を問わず禁止となります。

米印の部分は、罰金等になります。

施行日は平成28年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 1つ目、人事評価、これは評価はどなたがどういうふうにして行うのか。

あと2点目、退職管理で2年間の職員への要求とあるんですけれども、これには営業活動は含まれないのかどうか。

その2点、ちょっとお聞きしたい。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 1点目の人事評価でございますけれども、誰が評価するのかとい

うことですが、各課長が第1評価者になります。それで、第2評価者として副町長ということになります。

あと、2点目の退職管理で、営業の部分でございますが、通常の営業活動は支障がないということ聞いております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。1番、松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 評価のほうの内容が、勤務評定から人事評価ということになるということなんですけれども、その評価の内容のほうに関しても内容は変わるということでよろしいでしょうか。その評価項目内容ですね。

あと、その評価項目内容ができたなら、私たちもその評価内容に関して見ることはできる、その内容項目に関して見るができるものかと思って、ちょっとご質問しました。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 評価でございますけれども、これまでの勤務評定の項目とは項目が変わってきます。これは県の人事評価の研修等々の説明会でもありましたが、項目のほうは変わってくるということで、あと評価項目については議員の方に、皆様には項目はお知らせすることはできると思いますが、個々の個別的なものについては、これまで個人職員に対しては、勤務評定のほうは、君は、あなたは、これこれでしたよというのはなかったんですが、これは直接、職員の方には公表をすると、それで人材育成を含めて改善していくと、そういうふうな形になります。

○議長（馬場又彦君） いいですか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 内容を私たちが見ることも、その評価の項目内容も、評価前のどういった内容で評価しますよというのは、確認はできるものなんですか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 項目のほうは、シートございますので、それについてはお知らせ
というか、お見せすることはできると思います。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第29、議案第28号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、11ページをお開き願います。
議案第28号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
てでございます。

趣旨でございますが、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものでご
ざいます。

内容でございますが、地方公務員法が改正されまして、条例で引用していた条項にずれが生じ

たため、改正するものでございます。

また、学校教育法が改正されまして、当町にはございませんが、いわゆる小中一貫校が創設されたため、小学校に義務教育学校の前期課程と特別支援学校の小学部を加えるものでございます。義務教育学校の就業期限は9年でありまして、従前の小学校である前期、6年の前期課程と、中学校である後期、3年の後期課程に区分されることになります。

施行日は平成28年4月1日でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） この議案では、説明理由の中に小中一貫校が創設されたという項目がございますけれども、国のほうではこのように小中一貫の法整備も進めている中で、当町でも小規模校、小規模小学校・中学校があると思いますけれども、その方向性について、このように法整備もされてきているという中で、町のほうの教育として、例えば具体的な例を出すと杉沢小・中学校とか複式をやらざるを得ない学校、またこういった小中一貫、やらなければならないような状態になってきていると思うんですけれども、その辺の教育方針といいますか、方向性はどのようになっているのか、教育長、町長のお考えをお聞きしたいんですけれども。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 現状でも、南部町の小中学生、児童生徒の減少というふうなことが現実に見えてきました。特に杉沢地区の場合は、小・中、大変減少しております。今後、小中一貫というふうな部分では、まず大変一貫教育というふうな、杉沢地区の場合の一貫教育というのは、人数その他勘案した場合はなかなか厳しいものがあるなというようことで、これから町内全体を見通した今後のあり方、これを検討していかなきゃならない時期が来ているなど、そう思っております。

まず、小中一貫教育、国でも今推進しているわけでございますけれども、三戸さんのみたいに施設一体型だと結構な成果がある、メリットのある部分があります。ただ、それぞれ施設が離れている部分の一貫教育というのは、かなりのデメリットもあります。そういうふうな部分で、国もその辺の状況もよく考えていただきたいというのが、私たちの教育長部会のところもありま

す。

これから南部町も、そういうふうな未来を託す子供たちのために、そういうふうな体制、どのようにしていったらいいか、これから教育委員会、あとは町長さん含めて、議員の皆様とご相談していかなきゃならないというふうなことを感じております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 一つは、小中一貫校、今教育長のほうからもありましたが、施設が同じ場合だと効果もあると。別々な場合の小中一貫校はそれなりにまた課題もあると。現実的に、杉沢に限らず、小規模校がやっぱり多くなってきております。小中一貫あわせて、今後の学校のあり方、こういう部分を並行して両面から、正直言えば、今後統廃合ということも考えていかなければならない生徒児童数になってきております。

ですから、そういう部分、教育委員会のほうでしっかりと両面等について、また町のほうとしてはできるだけそうならないように、いわゆる子供が多くなってくれば一番いいわけですが、そういう部分は、あわせて当町に住んでいただく、誘客含めながらまちづくりのほうを進めながら、そういう中でもどのぐらい減っていくのか、そういう部分を勘案しながら、教育委員会のほうでまずひとつ協議をしてもらって、どういう方向性が今の現在の、また今後の南部町の学校教育として適切なのか、そういう部分は検討していきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 答弁ありがとうございました。本当に教育長言うとおりで、今こうして児童が減っている中で、もう今現在、岐路に立ってきていると思います。

そんな中で、やはり私がひとつお願いしておきたいのは、地元の住民の声。子供たちの教育はもう最優先ですけれども、地元の住民の声を十分に反映させていただいて、取り組みしていただきたいと、一言申し上げて終わります。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第30、議案第29号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、12ページをお開き願います。

議案第29号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

趣旨でございますが、小松沢集会所を廃止しまして、広場地区及び鳥谷地区に新築した集会施設を追加するため、集会所条例の改正を行うものでございます。

内容でございますが、集会所条例の別表から削除するものとしまして、名称、小松沢集会所、位置、大字小泉字小松沢2番地3。追加するものでございますが、広場集会所、位置が大字平字広場45番地の2、もう一つが、鳥谷ふるさと館、位置が大字鳥谷字青鹿長根27番地1でございます。

なお、鳥谷地区に鳥谷ふるさと館が設置されることに伴い、同地区において集会施設として利用されてきた南部町鳥谷保健福祉館の条例を附則において廃止いたします。

施行日は交付の日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第31、議案第30号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、13ページをお開き願います。

議案第30号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

趣旨でございますが、特別職の職員の規定について、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、1点目が、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員を追加するものでございます。公職選挙法による選任から、議会の同意を得て町長が任命する制

度になったことに伴い、南部町農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止しまして、議会の同意を得て任命、選任される他の特別職の職員等の例により、別表に農業委員会委員を追加しまして費用弁償を変更するものでございます。費用弁償については、現行が会長2,600円、委員2,200円でしたが、改正案で会長・委員1,400円、青森県内・岩手県二戸市・一戸町・九戸村・軽米町・洋野町への旅行は支給しないとなってございます。

2点目でございますが、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員を削除するものでございます。法律または行政に関してすぐれた識見を有する委員として弁護士等を委員に委嘱した際の報酬額について、現行の委員報酬と別に協議する必要があるため、別表区分欄から当該委員名を削除するものでございます。

3点目でございますが、幼稚園の民営化に伴い、幼稚園園長を削除するものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。7番、山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今の報酬、日額等がここに明示されているわけですが、この算定根拠というのは、どういうふうな根拠があるのでしょうか。

私を感じるに、ちょっと安過ぎるんじゃないかと。もう少しやっぱりアップしてもいいのではないかなという部分を感じているのですけれども、ちょっとその辺もしあれば。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 根拠でございますけれども、今ここに持ち合わせておりませんので、これもまた後ほど連絡いたします。

○議長（馬場又彦君） 16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 聞き違いでしたらおわび申し上げます。ただいま、農業委員に弁護士云々という、任命した場合のという、違いますか。

じゃ、もう一回、そのところを。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 農業委員会に弁護士等ではなくて、情報公開審査会委員または個人情報保護審査会委員になられる方が弁護士等であれば、報酬額等についても別途協議して決めるということが生じたので、行政審査会の第三者機関も同様でございますけれども、区分からこの委員名を削除するものでございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時56分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

.....
◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第32、議案第31号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、説明資料の14ページをお開きください。

議案第31号、南部町遺児入学祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、学校教育法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、字句の追加を行うものでございまして、学校教育法が改正され、義務教育学校、いわゆる小中一貫校が創設されたため、小学校に義務教育学校の前期課程を加えるとともに、中学校に義務教育学校の後期課程を加えるものでございます。

また、今回の学校教育法の改正とは関連がございませんが、学校教育法の中に中等教育学校、いわゆる中高一貫校が規定されていることから、この規定と整合性をとるため、中学校に中等教育学校の前期課程を加えるものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第33、議案第32号、南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、説明資料の15ページをお開きください。

議案第32号、南部町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、県におきましてこの3月1日から、公衆浴場入浴料の大人、12歳以上でございますが、大人の価格が420円から450円に改正されたことから、公衆浴場の料金を入浴料金としている町立の入浴施設に係る入浴料金について、所要の改正を行うものでございます。

改正する施設といたしましては、名川老人福祉センター、保健福祉センターぼたんの里及び農林漁業体験実習館チェリウスの3施設でございます。

具体的な内容といたしましては、まず、名川老人福祉センターでございますが、町外の人の使用料、入浴料金ですが、町外の人の使用料を420円から450円に改正するものです。

次に、保健福祉センターぼたんの里ですが、15歳以上の者、これは中学生を除きますが、15歳以上の者の入浴料を420円から450円に改正するものです。なお、参考といたしまして、小学生及び中学生の入浴料は150円となっております。また、町に住所を有する60歳以上の者及び未就学児童の入浴料は無料となっております。

次に、農林漁業体験実習館チェリウスでございますが、15歳以上の者、中学生を除きますが、15歳以上の者の入浴料を420円から450円に改正するものでございます。

施行日ですが、住民への周知期間を確保するため、平成28年5月1日からでございます。また、農林漁業体験実習館チェリウスにおきましては、発行済みの回数券について、引き続き使用できる経過措置を設けることとしております。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第34、議案第33号、南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それでは、説明資料の16ページをお願いいたします。

議案第33号、南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、医師住宅として使用していない2棟の住宅を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、医師住宅管理条例、別表第1は名称や位置、構造等を定めているものです。別表第2では使用料を定めているもので、これらの表から107号及び108号を削除するものでございます。

新旧対照表は、左側が改正前、右側が改正後になります。

施行日は交付の日からになります。

次のページには、参考資料としまして旧病院の配置図を添付してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第35、議案第34号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の18ページをお願いいたします。

議案第34号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨ですが、条例で定める除害施設の水質基準については、下水道法と同様の規定を定めてお

りますが、水質基準の改正があった場合、その都度条例改正の必要がありましたので、国の改正と時間差をなくすため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、条例に規定する水質基準のうち、中段の対照表になりますが、現行の基準、中略しておりますが、1号から34号について、改正案のとおり、下水道法施行令に掲げる基準を適用すると、法律を引用し規定するものでございます。

施行日は交付の日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第36、議案第35号、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 説明資料の19ページをお願いします。

議案第35号、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律、通称「番号法」でございますが、規定されております事務に加えまして、町独自で行う事務について規定するため、条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、乳幼児医療費給付に関する事務を初めとして、医療・福祉関係の9つの事務を設定しております。また、これら庁内連携によりまして、添付書類、住民票とか所得証明書などがございますが、省略できるものとしております。

施行日は交付の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第36号から議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第37、議案第36号から日程第39、議案第38号までの指定管理者の指定についての議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 説明資料のほうは、20ページ、21ページになります。

議案第36号、指定管理者の指定について（広場集会所他1施設）、議案第37号、指定管理者の指定について（南部町名川ドライフラワーセンター）、議案第38号、指定管理者の指定について（名川チェリーセンター他3施設）でございます。

趣旨でございますが、新築または平成28年3月31日で指定期限が終了する、総務課、健康福祉課、農林課所管の各施設について、平成28年4月1日以後の指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者を指定する施設及び指定管理者となる団体でございますが、議案第36号、総務課所管施設では、施設の名称、広場集会所、場所が大字平字広場45番地の2、指定管理者の団体の名称ですが、広場町内会、事務所の位置が大字平字広場45番地の2。2カ所目が、鳥谷ふるさと館、大字鳥谷字青鹿長根27番地1の場所でございます。あと、団体名称が鳥谷町内会、事務所の位置が大字鳥谷字青鹿長根27番地1でございます。総務課所管施設の指定期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間とするものでございます。本来、指定期間は3年でございますが、ほかの集会所の期間に合わせるため、残期間として2年とするものでございます。

議案第37号、健康福祉課所管施設でございます。施設の名称が南部町名川ドライフラワーセンター、設置場所が大字下名久井字剣吉前川原1番地1、団体名称でございますが、アートセンターめいふる、事務所の位置は設置場所と同じでございます。健康福祉課所管施設の指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

議案第38号、農林課所管施設でございます。施設の名称が名川チェリーセンター、設置場所が大字虎渡字西山27番地1、団体の名称が名川チェリーセンター101人会、事務所の場所は設置場所と同じでございます。あと、2カ所目としまして、施設名称、なんぶふるさと物産館、21ページになります、場所が大字相内、大字相内字辰ノ口2番地25、団体名が南部七草会、事務所の位置は設置場所と同様でございます。3カ所目としまして、南部町名川農畜産物加工処理施設そばの里けやぐでございます。場所が大字平字姥懐8番地4、団体名称が、ながわ百笑苦楽部、事務所の位置は設置の場所と、施設の場所と同じでございます。4カ所目が南部町特用林産物加工センター、施設の場所が大字上名久井字大渋民山23番地2、団体名称が達者村特産品協議会、事務

所の位置でございますが、大字鳥舌内字官代14番地1でございます。農林課所管施設の指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

いずれも指定管理者は前回と同じでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 指定管理者は、ここに提案理由に書いてありますように、「公の施設の管理運営を効果的に、効率的に」という文章になっていますけれども、実は私ここで、いや、この方々が悪いというわけではございません。ただ、指定管理者として指定した以上、町でこういうふうにしてもらいたいという要望ができるかどうかというのを第1点聞きます。

それから、実はなぜこの問題を取り上げたかといいますと、実は昨年10月末に、名農祭、私、毎年行っていますけれども、名農祭で校長先生といろいろな懇談をしました。学校の生徒たちの活躍その他をやった中で、農学校で生産したものを加工したりということで、販売その他を授業の一環として施設を使ってやりたいということで、町内の施設にお願いしたようではありますが、残念ながらこの販売その他を受け入れてくれたところが、昨年の9月にデーリーで載っていますから皆さんも見ていますかと思いますが、それを学校の要請に対して受け入れてくれたところがNPO法人の三本の木、「おやさいの集会所」をやっている斗賀の施設だけだったんだそうですよ。ほかの公の産直はあります。町から指定管理を受けてやっている施設は、残念ながら去年の10月の末の時点では受け入れてくれなかったということが校長先生からお話ありました。できれば地元のそういう施設に、子供たちの授業の一環ですから協力いただいて、販売その他をやってもらえばという話があったんです。

ですから、イベント等では、例えば「はっち」へ行行って売っている、それから南郷の文化祭にもイベントのコーナー設けて、名久井農業高校が販売していました。それも私、見えています。ですから、ほかの祭りその他でも、太鼓頼むだとか、行列を頼むだとか、いろいろなことは協力してもらっていると思いますけれども、少なくとも公のこういう指定管理を受けている施設はそういう要望にはできるだけ協力してといいますか、そういうことが私は将来の南部町の、若者であれ、いろいろなことで役立つと思いますので、これは町長にぜひそういう要請をしながら、公共施設、契約しているところは少なくとも、ほかのいろいろな金もうけの業者に協力せえというこ

とではありません。私は、名久井農業高校がせっかくそうした授業の一環としてそういう場所を使って自分たちの生産したものを販売したいというときには、快く引き受けてやってもらうような状況をつくるべきだと思いますけれども、その辺は、そういう一番最初に言ったその要望出せるかどうかは一点です。

それから、出せるのであればぜひ、私は出せるようにしなきゃいけないと思いますけれども、ぜひそういう引き受けている施設、指定管理者は、少なくともそういう町民のいろいろな活動の中で、ぜひこの場所を貸してもらってと言ったら喜んで貸せるような体制をつくるべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 指定管理の中でも恐らく産直さんだろうと思いますが、一つ難しいなと思うのは、我々、指定管理しております。指定管理ということは、そちらのほうに運営をお任せしているわけでありまして。一つは、会員の方々が入会金を払って、維持管理費も売上からそれぞれ、施設によって異なると思いますが、10%等を会のほうに納めて運営していると。そこで名農さんからあった場合、恐らく販売するのは競合する、産直さんが、それぞれ会員の方々が出しているものとまず競合するのではないかなと思っております。そうなったときに、いわゆる欠員が出るとそれぞれが募集をかけて入会金を納めてもらうと、まずこういう部分を管理を受けている会員の方々からご理解をいただけるものかどうか。

例えば欠員が、売り場面積もありますので、会員がほとんど満席の状態であれば恐らくスペースもそんなにないでしょうし、欠員が出たときにその部分の欠員の会員部分を募集をかけているという状況ですので、町からこういうふうにしてほしいと言っていいものかという部分もありますので、少し相談はさせていただきますが、そういうそれぞれが入会金を払って、維持管理費を納めて行っておりますので、そういう部分をじゃどのように、じゃ名農高さんだから、それは全部免除するというふうに理解してもらえるのか、ちょっと課題もありますので、一応それぞれの会員の皆さんには、スペースがあった場合になりますけれども、可能かどうかというのを担当課のほうからでもちょっといかがいはい立ててみたいなと思っております。

私のほうで、今ここでこうするというのもまた、指定管理を受けていただいている会の方々のやはり思いというものもあると思いますので、そういう形で少し確認はしてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） いや、実は今、今はここのNPO法人さんは、毎日じゃないコーナーを設けてですね、そういうお願いしていたそうです。何曜日、何曜日ということで一角を使わせてもらいたいと、そういういうことでこのNPO法人さんは了解して、どうぞそのときにしてくださいという場所をセットしてくれたわけですね。

ですから、後で名農高の問題は予算委員会でも少しやりますけれども、余りにもそれは、税金で建てた施設をですね、やっぱり南部町は農学校、農業ということでやっていますから、若者がそういうのに興味持って、また南部町に住んで、じゃここでそういうことをやろうという子供たちがいるかもしれないんですよ。ですから、そのためには少し指定管理者のほうに、そういう要求があったときにはぜひ受け入れてもらいたいという要望は出すべきだと私は思います。そうしなければ、というのは、会員になった方はそれなりにそこでもう経済効果あるものですから喜んでやっていますけれども、その会員に、前にも話したことありますけれども、新たに会員になりたいと言っても満杯ですからだめですというやり方をやっているんですよ。それに対する不満を持っている町民もあるんですよ。実際に指定管理者、受けた方々はいいい思いをすると、その会員になった方はですね。なれなければ、じゃ公の施設を使ってということ、まあ、それとはまた問題が違うかとも思いますけれども、せっかく農学校で農業の勉強をして、生産をして加工して、それこそ六次産業化をやるわけですよ、農学校の生徒は。それをその場所を使ってといったときに、これは私たちの範囲ですから使わせませんということは、やっぱり公の施設を使ってやっているうちは、その辺はぜひ私は条件つけてもらいたいと。もう一度質問します。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほども申し上げました、会をつくるときに、正直すぐ会員が集まったわけではないんです。苦労しました。その課題は何かというと、まずそういう産直施設が初めてのいわゆる取り組みでありました。入会金、このお金を払えない、工面するのに大変だということで、一つチェリーセンターをとりますと、100人を最初、会員を求めたわけですが、三十数名でした。ゴーサインを出せる状況では、これはちょっと私、職員のときでありましたけれども、それで再度説明会を開いて、最終的には七十ちょっとぐらいで100に足らなかったんですけど

も、まず何とかいけるだろうと、それぞれが最初に負担金を出して行ってございましたので、やはり会員の方々の思い入れもある。後から、販売できて成功してうまくいって、我々も入りたくても入れないと、まずこういう課題もありますけれども、最初の方々はやはり本当に未知数の中で、みずから負担金を出しながらやった方々でもあります。そういう方々のやはり考えというのもある部分では尊重していかなければならないと思っておりますし、また、中館議員さんおっしゃるように、地元の名久井農高、私もいつも名久井農高さんが、県立でありながら失礼な、町立高校の思いなんだと、こういうことを言わせていただいております。まさに地元の高校でありますので、そういうふうにできるようになれば一番いいんですが、スペースの問題は確かにでもあります。会員の方々、やはりそれぞれに与えられた面積、ここでやってそれ以上オーバーするとやはり今度はお客さんの通路に支障が出てきますので、ここはやはり欠員が出てこないとなかなか難しいんだろうなと思っております。

それとあと今一つ、商工会さんのほうも少し検討されている部分が、いわゆる空き店舗を活用して、そこには名久井農高さんの生徒さんが、以前そういうのがあればいいなというご提案がありまして、何とかそういうのは可能にしたいなと考えておりましたが、今、山田会長さんもおられますが、地域の方々含めながら、そこに名久井農高さんともまた協議をしていきたいというふうにお聞きしておりますので、そういう部分を活用しながら、既存の部分というのは少し、中館議員さん、ここで町長はつきり、町長言えば決まるんじゃないかという思いもあるかもしれませんが、それぞれのやはり考えというのもありますので、こちらから一方的にやはり言うということも私は厳しいのではないかなと。しっかりとそれぞれの、向こう、相手方さんのやっばり考えというの聞きながら進めていかないと、これもまた非常にそれぞれの会員の皆さんからは少し意見が出てくるのではないかなと思っておりますので。

ただ、そういう何とかスペースがとれて、できるようなやり方はできないかと、こういう部分はお話をしていきたいなと思っております。そこにおいては、全額と言わなくても、やはり我々はちゃんと会費も払っているんだと、そういう部分をどの程度まず対応できるか、少し具体的な話になるかもしれませんが、そういう話が議員からもご要望が出ていたと、こういう部分はお伝えしていきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） わかりました。学校側では何しろ、生徒は町内のいろいろなところに交

流に出したいという意向は強く持っているようですから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一度確認します。この件に、今私が提案した件についてですね、窓口である、例えば農林課にそういう相談がありました、最後の質問ですけれども、各施設のその窓口になったところに、こういうことがあったという報告は上がったことありますか。これだけ質問します。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 名久井農業高校さんからは、三本の木には水曜日だか木曜日だか、とにかく1週間に1回販売しているというのは私も聞いてございます。ただ、産直さんのほうでという今のご意見に関しては、私、今初めて聞きました。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号から議案第38号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第36号から議案第38号までは原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第40、議案第39号、南部町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 説明資料の22ページをお願いします。

議案第39号、南部町過疎地域自立促進計画についてご説明いたします。

趣旨でございますが、東日本大震災の影響によりまして、過疎対策事業の大幅な遅れが想定され、過疎地域自立促進特別措置法の期限内において施策を展開することが困難な状況が生じているとして、有効期限を平成28年3月31日から平成33年3月31日までの5年間延長となったものでございます。このことに伴いまして、平成28年度から平成32年度までの南部町過疎地域自立促進計画を策定しましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、計画書の13ページをお願いします。

まず、基本的な方向としましては、青森県基本計画「未来を変える挑戦」及び青森県過疎地域自立促進方針との整合性を確保しまして、平成20年3月に策定しました南部町総合振興計画において定めた将来像の実現を目指すこととしております。

続きまして、基本的な施策としまして、「産業振興で活力と交流に満ちたまち」「保健・医療・福祉が充実して安心・安全・快適に暮らせるまち」、次のページをお願いします、「環境と共生して幸せを実感できるまち」「あすを担う人を育て一人一人の個性を生かすまち」「共同と参画により町民が主役となるまち」「計画的・効率的な行財政運営を目指すまち」としまして各事業を展開することとしております。あくまでもこちらの計画は、有効期限の延長によることとしておりますので、内容的には前の計画を踏襲して策定してございます。

16ページからは、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項の9つに区分しまして、各分野の事業計画を載せております。

主な過疎地域の優遇措置としましては、1点目としましては、一部の国庫補助事業における補助率のかさ上げ、2点目ですけれども、こちらのほうが一番大きいんですけれども、過疎対策事業債を発行することができるということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 過疎地域の指定の延長ということで、促進計画をずらっと見ていますと、事業計画の内容は今現在南部町でやっている事業がずらっと網羅されていますけれども、この過疎地域の指定でやはり一番大きいメリットは、過疎対策債が借りられるということなんですけれども、この過疎対策債で今やっている、現実問題としてやっている事業は何々があるか、あとそれが金額ベースにすればどれぐらいの額になっているかをちょっとお知らせいただきたいです。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

現在、過疎対策事業債を活用しまして実施しております事業は、まず町道の整備がございます。補助事業もございますが、その補助事業の裏財源として過疎対策事業債を活用しております。一つとしましては、南本村北古館線ですか、南部中学校のところがございます。あと今現在、大きく実施しておりますのは、橋梁の長寿命化対策として橋のかけかえ、修繕を行っております。あと、過疎対策事業そのものの道路の単独事業としましては、三戸駅の裏にございます路線、町道になります。そちらと、あと避難用として、南部商工会南部支所ですか、あちらのほうから河川に抜ける道路、こらちも過疎対策として実施しております。

あと、ほかの事業としましては、県営事業の負担金として農道関係、農道とあと農地整備がございますが、現在実施しておりますのは小泉地区の圃場整備事業、それから地引地区の圃場整備事業、こちらのほうはもう完成になっております。あとは、中山間事業として農道の整備と水路の整備を行っております。農林業関係は以上でございます。

あと続きまして、消防関係ですと各施設の屯所、あとは消防ポンプ自動車、タンク自動車ですね、そちらのほうとなります。

今年度大きくやっておりますのは、小学校の長寿命化対策として、名久井小学校の補助事業の裏として実施しております。

主な事業は、ことし実施しておるのは、そのような形になります。

事業費につきましてはちょっと、全体の事業費が幾らになるかというのは、私ここでちょっと

申し上げられませんので、後日報告したいと思いますが、大体、過疎対策事業債としましては本年約7億円を予定しております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） それと、もう一つ聞きたいんですけども、昨日の夏堀嘉一郎議員の質問の中で、本庁舎建設、例えば建てるとすれば財源は合併特例債という話をしていましたけれども、去年、秋田県小坂町の行政視察に行ったときに、小坂町の本庁舎の建設に当たっての財源が、この過疎債を使ってやったという話を聞きましたものですが、当町の例えばその本庁舎建設になった場合に、この過疎対策債というのは充当、使えるものですか。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 答えいたします。

過疎対策事業債は、あくまでも過疎の脱却ということを目指して事業を進展するものですから、今おっしゃいました過疎対策事業債を庁舎建設に使うということとはできないということで、こちら、私、県のほうとも確認をとっております。それですので、使える財源としましては合併特例債しかないということで私のほうでは認識しております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかにございませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） この計画書の中に、何とか事業といっているのはもう全体事業をあらわしますからいいんですけども、固有名詞に入っているところありますよね。特に道路なんかは、ここここここ、ここといううたい方をしていますけれども、これはあくまでもそこだけに限定されるものか、またはそれに類似する、その年度の進行ぐあいによってはそれをこちらに流用するということが可能かどうかというのをまず1点聞きたい。

それから、最後のほうに、35ページに危険物除去事業というのも入れていますが、これは新年度予算でもそういう公共施設の調査その他が入っていますから、この辺で明らかになって

くるのかもしれませんが、これは当初からもう事業として組み入れていたものかどうかお聞きします。

この2点です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

道路、例えば道路に関しまして、こちらのほうの流用というのは実際できません。こちらの道路をやりますということで計画書に載せております。ただし、後年度におきまして道路事業がまた出た場合は、こちらの計画書を変更します。それで、その路線名と延長を計上しまして、県のほうに計画書を出しまして採択をいただくというふうになっておりますので、今現在、中についております路線名だけしかできないというのではございません。毎年変更して実施したりしております。

もう一つの……、済みません、申しわけありません。最後にあります、37ページにございます危険物除去事業に関しましては、公共施設の例えば学校の廃校になった部分とかを解体する事業でございます。こちらのほうは、今実際行っております。例えば、ここの庁舎の隣にありました小学校ですか、そちらも取り壊ししておりますし、名久井地区でございますと旧鳥谷小学校、鳥舌内小学校もこちらの事業を活用しまして実施しております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 事業はその都度変更できるというのを聞いて一安心しましたけれども、それからこの建物の除去に関しては政府で、去年でしたか、いろいろな計画書を出して、それに対する交付金は出すというのもありましたよね。この辺との兼ね合いというのはどうなるんですか。新たに必要なもの、公共施設に対しては、統廃合その他で壊すときも補助金出すと、いろいろなことが出ていましたよね。その辺との兼ね合いはどうなりますか。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 公共施設の解体につきましては、前に情報が出ていたものは、計画書をつくれば、そちらのほうの公共施設を解体する起債を、こちらは借金になりますが、そちらのほうを発行できるということで載っておりますが、うちのほうではあくまでもこちらの過疎対策債を使いましてやったほうが、交付税措置として70%の償還の交付税に措置されると。前回出ていました計画書をつくってやる事業に関しましては、30%の交付税措置がある。やはり70%の交付税措置のほうが有利でございますので、南部町としましてはこちらのほうを実施して、過疎対策債として実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに。16番、川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 先ほども申されていた、30%でも70%でも、交付税算入ということに関してなんですけれども、前々からどういう認識なのかなというのは気になってはおるんですけれども、果たして本当に、7割であれ何割であれ、交付税算入ささって、その税の、交付税の金額というのがですね、まあ、よく、交付税には明細がついていまして、それが一番象徴しているんだと思うんですけれども、感覚として、明細がついていないのであれば統計の仕方もないでしょうけれども、感覚としてですね、その分ちゃんと本来あるべき交付税の金額に足ささって、あとその7割であれ何割であれ、そういうふうな地方交付税の、国からの地方交付税の措置がそういうふうになされておるとお考えですか。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

普通交付税に関しましては、算定資料がございまして、その年度の元利償還金が幾らかというのをきちんと報告しまして、その分の70%は算入されてございます。そのほか合併特例債とかにつきましても、元利償還金の70%はきちんと計算しまして、そのバックデータもつけまして県・国のほうへ報告しております。その分は間違いなく算入になっております。

ただ、その算入されていないと、我々が見えないというのは、特別交付税はちょっと、幾ら入ってくるかというのはちょっとわからない部分がありますけれども、普通交付税に関しましては間違いなく明記されて、わかる数字として来ております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） そういう意味で明細がついているのであれば、まあよろしいのかと思うんですけども、ですけども、そういった有利な事業というのも選択して、過疎債であれ、やっている割には、やっていると思うんですけども、何か毎年当初予算案ということになるとあんまり金額変わりませんよねという、そういう印象がここ何年か私あるものですから、その実態というのがどうなっているのかなというのが非常に気になる場所であるという意味で質問をいたしましたんですよ。そういうことでした。

○議長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第41、議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 説明資料の23ページをお願いします。

議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてでございます。

趣旨でございますが、青森県新産業都市建設事業団の平成28年度の設置団体各負担金額が変更となることから、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

対照表についてでございますが、左が現在の計画でございます。（53）、平成27年度において負担する額は合計698万4,000円、南部町は19万4,000円でございます。変更後の計画ですが、（54）、平成28年度における負担額、27年度と比較しまして12万円の減額となっており、686万4,000円でございます。南部町の負担額は19万4,000円で同額となっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第42、発委第1号、南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案については、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

.....

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 日程第43、常任委員会報告を議題とします。

本件については、お手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から所管事務調査の結果について報告がありました。説明を省略し、常任委員会報告とします。

.....

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長（馬場又彦君） 日程第44、委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月14日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

（午後 0 時04分）

平成 2 8 年 3 月 1 4 日（月曜日）

第 6 7 回南部町議会定例会会議録

（第 5 号）

第67回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成28年3月14日（月）午前10時開議

- | | | | |
|---|----|--------|---------------------------------|
| 第 | 1 | 議案第1号 | 平成28年度南部町一般会計予算 |
| 第 | 2 | 議案第2号 | 平成28年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 | 3 | 議案第3号 | 平成28年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 | 4 | 議案第4号 | 平成28年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 | 5 | 議案第5号 | 平成28年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 | 6 | 議案第6号 | 平成28年度南部町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 | 7 | 議案第7号 | 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 | 8 | 議案第8号 | 平成28年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 | 9 | 議案第9号 | 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 | 10 | 議案第10号 | 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 | 11 | 議案第11号 | 平成28年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 | 12 | 議案第12号 | 平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計予算 |
| 第 | 13 | 議案第13号 | 平成28年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 | 14 | 議案第14号 | 平成28年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 | 15 | 議案第15号 | 平成28年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 | 16 | 議案第16号 | 平成28年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 | 17 | 議案第17号 | 平成28年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 | 18 | 議案第18号 | 平成28年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 | 19 | 議案第41号 | 平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号） |
| 第 | 20 | 議案第42号 | 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 第 | 21 | 議案第43号 | 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 | 22 | 議案第44号 | 平成27年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 | 23 | 議案第45号 | 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第 | 24 | 議案第46号 | 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 | 25 | 議案第47号 | 平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |

第 26 議案第48号 平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第49号 南部町教育委員会教育長の任命について

追加第3 議案第50号 南部町農業委員会委員の任命について

追加第4 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	川 村 正 則 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	板 垣 悦 子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	極 檀 藤 男 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君

社会教育課長 赤石裕之君 農業委員会事務局長 中里 司君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根市良典 主 幹 夏坂由美子
主 査 留目成人

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第67回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第1号から議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、議案第1号から日程第18、議案第18号までの平成28年度南部町各会計予算の議案18件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、工藤正孝君。

（予算特別委員会委員長 工藤正孝君 登壇）

○予算特別委員会委員長（工藤正孝君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

3月9日の本会議において、本委員会に審査を付託されました議案第1号から議案第18号までの平成28年度南部町各会計予算18件につきましては、10日及び11日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、議案第1号から議案第18号までの議案18件、全て異議なく全会一致をもって原案のとおり可決しました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号から議案第18号までの議案18件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、議案第41号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案の110ページをお願いいたします。

議案第41号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,555万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,581万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の設定、第3条は地方債の変更をするものでございます。

133ページをお願いいたします。歳出からご説明申し上げます。

1款議会費1項1目議会費でございますが、585万6,000円を減額し、1億1,826万7,000円とするものです。定数削減による議員報酬などの減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。2款総務費1項11目情報化推進費でございますが、1,846万円を追加し、1億5,943万2,000円とするものでございます。これは、社会保障税番号制度に伴いまして国からセキュリティ対策のさらなる強化対策が打ち出しされましたので、このような補正となるものでございます。

同じく、16目公共施設整備基金費でございますが、3億7,960万円を追加し、5億6,615万

6,000円とするものでございます。公共施設整備基金への積立金でございます。今回積み立てを実施しますと、平成27年度末におきまして約34億5,000万円となる見通しでございます。

次のページをお願いいたします。23目地方創生加速化交付金事業費でございます。新たに目を新設しまして、まち・ひと・しごと創生事業関連によります国の補正予算に対応した事業でございます。1つ目としましては、買い物弱者支援事業でございます。事業実施主体であります町商工会に対しまして、委託料としまして297万円、同じく事業補助金としまして1,273万6,000円を見込んでおります。2つ目としましては、移住促進PR事業としまして、旧名川病院医師住宅2棟を改修しまして短期間居住可能な住宅を整備し、移住を検討しております方々に対しましてPRを実施するものでございます。1,225万円を計上しております。3点目でございますが、八戸圏域定住自立圏において、圏域観光計画の策定に係る経費の負担分としまして87万4,000円の負担金を見込んでおります。

次のページをお願いします。2款4項5目南部町農業委員会一般選挙費の648万4,000円の皆減でございます。法律の一部改正によりまして選挙制度から任命制度に変更になったことに伴い、全額減額するものでございます。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費でございますが、1,801万8,000円を減額し、1億9,387万1,000円とするものです。

次のページをお願いいたします。13節の委託料でございますが、社会保障税番号制度対応システムの改修費の減によるものであります。なお、改修は国の制度設計に対応したものでございます。

続きまして、同じく2目住民生活費でございますが、3,300万7,000円を増額し、3億3,947万2,000円とするものです。28節の国民健康保険特別会計繰出金3,270万8,000円を追加しております。保険基盤安定事業費の増によるものでございます。

同じく、3目老人福祉総務費でございますが、1,120万6,000円の減額となっております。28節後期高齢者医療特別会計繰出金1,059万3,000円の減額につきましては、基盤安定事業負担金の確定によります減となっております。

同じく、4目老人福祉費でございます。1,915万3,000円を減額しております。13節委託料では、高齢者温泉保養館利用としまして623万5,000円を減額しております。こちらは、平成26年度の国の補正予算に対応しまして、地域住民生活緊急支援事業において繰越事業として実施したことから減額するものでございます。28節介護保険特別会計繰出金につきましては、792万1,000円の減額としております。介護給付費決算見込みによる減額でございます。

次のページをお願いします。5目老人福祉施設費でございますが、1,035万5,000円を減額してございます。28節介護老人保健施設特別会計繰出金につきましては、1,003万6,000円を減額しております。入所者の減に伴う施設運営費の精査によるものでございます。

6目障害者福祉費でございますが、1,989万1,000円を増額してございます。20節扶助費でございますが、2,180万7,000円を追加しております。障害児給付費は770万円の減としておりますが、介護給付、訓練等給付費が3,100万円の増額となっております。利用者の増によるものでございます。

続きまして、8目臨時福祉給付金交付事業費でございますが、9,994万2,000円を追加しまして1億3,638万8,000円とするものでございます。19節の年金生活者等支援臨時福祉給付金9,900万円であります。年金生活者などの方々に3万円を支給するもので、3,300人を見込んでおります。

次のページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費でございます。1,766万6,000円を減額しまして2億8,768万6,000円とするものです。20節の扶助費のうち、小・中学生等医療給付費1,872万円の減額でございますが、こちらにつきましても、地域住民生活緊急支援事業としまして今年度へ繰り越しました事業を実施しましたので減額するものでございます。

同じく、2目保育所費468万3,000円の減額につきましては、主に7節の臨時職員の賃金645万円の減としております。

次のページをお願いします。4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。397万5,000円を追加しまして5,935万8,000円とするものです。19節の693万3,000円の増額でございますが、公的病院に係る運営補助金としまして、町内における社会医療法人に対し救急医療費の一部を補助するものであります。財源としましては全額、特別交付税措置となっております。

次のページをお願いします。同じく、4款2項1目塵芥処理費、2目環境整備事務組合費、3目塵芥処理事務組合費までそれぞれ減額になっており、合わせまして5,889万6,000円の減となっております。事業費確定によるものでございます。

次のページをお願いします。6款農林水産業費1項3目農業振興費でございます。3,426万9,000円を追加しまして1億2,981万2,000円とするものでございます。19節の補助金ですが、TPP対策に係る補正予算としまして、担い手確保経営強化支援事業補助金による増となっております。なお、財源としましては、全額を県補助金として計上してございます。ただし、先日の一般質問でお答えしておりますとおり、こちらの事業に関しましては毎月4日に国のほうから補助採択の連絡がございまして、5,310万8,000円のうち1,870万9,000円が認められたということでご

ございますので、今後予算調整を行いたいと考えております。

同じく、11目農村整備費でございます。546万3,000円を追加し、1億1,066万4,000円とするものです。

次のページをお願いします。19節の負担金でございますが、県営中山間地域総合整備事業費につきましては、事業費確定によりまして975万円の減額、県営小泉地区経営体育成基盤整備事業につきましては、国の補正予算により追加配分されたものでございます。

同じく、12目農業集落排水事業費でございます。2,385万4,000円を減額し、2億2,343万3,000円とするものです。28節の繰出金についてでございますが、農業集落排水事業特別会計における収入の増などによる繰出金が減となっております。

次のページをお願いします。8款土木費2項2目道路橋梁新設改良費でございます。5,706万5,000円を減額し、1億6,223万5,000円とするものでございます。国庫補助金の配分額が減となったことや事業費の確定により減額となったものでございます。

次のページをお願いします。8款4項1目下水道事業費でございますが、912万5,000円を減額しまして6,605万4,000円とするものです。28節公共下水道事業特別会計繰出金でございますが、事業費確定によるものでございます。

続きまして、8款5項2目住宅建設費でございますが、986万5,000円を減額し、1億332万7,000円とするものです。公営住宅建設事業費の確定によるものでございます。

次に、9款1項1日常備消防費でございます。1,292万円を減額し、3億312万7,000円とするものです。八戸地域広域市町村圏事務組合負担金の確定によりまして減額となるものです。

次のページをお願いします。2目非常備消防費は、747万円を減額し、1億4,945万7,000円とするものです。18節消防用備品の600万円の減は、入札執行によるものでございます。

163ページをお願いします。10款教育費5項4目文化財保護費でございますが、4,822万5,000円を減額し、2,090万4,000円とするものでございます。史跡聖寿寺館跡公有化事業につきましては、補助事業が採択とならなかったことによるものでございます。なお、本事業は次年度において施行することと計画しております。

次のページをお願いします。12款公債費1項2目利子につきましては、1,191万7,000円を減額し、1億5,589万2,000円とするものです。地方債の借り入れ時において、政府資金につきましては変動金利制の10年見直し方式で借り入れしております。今年度の見直し対象となっております資金について、利率が約1%引き下げとなりましたので減となるものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。119ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、1億9,305万7,000円を追加し、56億4,696万4,000円とするものでございます。普通交付税につきましては、今年度分の確定によるもので、総額52億2,503万1,000円となっております。前年度と比較しますと0.7%、約3,700万円の増額となっております。特別交付税につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました公的病院等運営費補助金へ全額充当するものでございます。

続きまして、11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金でございますが、1,450万5,000円を減額し、8,691万5,000円としてございます。保育所入所保護者負担金の減によるものでございます。

次のページをお願いします。13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金でございますが、3,390万6,000円を追加し、4億6,330万円としてございます。障害福祉サービス介護給付費負担金は利用対象者の増、保険基盤安定事業費負担金は算定対象世帯の拡充による増でございます。

続きまして、同じく13款2項1目総務費国庫補助金でございますが、3,062万円を追加しまして6,083万4,000円とするものです。社会保障税番号制度システム整備補助金は、基幹システムにおけるセキュリティ対策のさらなる強化に要する経費としまして計上しております。地方創生加速化交付金は、買い物弱者支援事業、移住促進PR事業及び圏域観光計画策定事業への充当を見込んでおります。

同じく、2目民生費国庫補助金でございます。1億815万4,000円を追加しまして1億7,270万円としております。子ども・子育て支援交付金や年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の増によるものでございます。

次のページをお願いします。4目土木費国庫補助金でございますが、2,558万3,000円を減額し、1億4,990万2,000円とするものです。社会資本整備総合交付金事業の確定により減額したものでございます。

同じく、5目教育費国庫補助金でございますが、4,050万7,000円を減額し、9,921万5,000円とするものです。史跡聖寿寺館跡土地買い上げ事業が今年度採択されなかったことから減額するものでございます。その他は事業費確定により調整したのとなっております。

続きまして、14款県支出金1項1目民生費県負担金でございますが、1,079万円を追加し、3億3,277万9,000円とするものです。国庫負担金と同じく、障害福祉サービス介護給付費負担金、次のページをお願いします。一番上でございます、保険基盤安定事業負担金の増によるものです。

続きまして、下段をお願いします。14款2項4目農林水産業費県補助金でございますが、3,343万5,000円を追加しまして1億1,686万円とするものです。

次のページをお願いします。担い手確保経営強化支援事業により増となるものでございます。

最後の20款の町債につきましては、第3表の町債補正で説明いたしますので、118ページをお願いいたします。118ページでございます、地方債の限度額を変更するものでございます。一番上の過疎地域自立促進特別事業債から最後の学校施設整備事業債まで、全て事業費確定により調整したものでございます。補正前の限度額の合計金額ですけれども、11億3,460万円、これを7,330万円減額しまして10億6,130万円としたものでございます。

続きまして、前のページになります、117ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。

まず、2款1項、事業名、情報化推進事業としまして3,410万2,000円、こちらは基幹システムのセキュリティ強化事業でございます。同じく事業名、地方創生加速化交付金事業2,883万円、総合戦略に係る事業としております。

続きまして、3款1項、事業名、臨時福祉給付金交付事業として1億547万7,000円、こちらは低所得者の高齢者向けの給付金及び事務費となっております。

同じく2項、事業名、子どものための教育・保育事業として486万円、保育料算定システム導入業務となります。

ここまでは、国の平成27年度補正予算に対応したものでございます。

最後に、10款2項、事業名、学校施設環境改善交付金事業に1億8,697万円、名久井小学校校舎長寿命化改良事業でございます。

合わせまして、3億6,023万9,000円を平成28年度へ繰り越すものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 補正のところで、155ページから、道路橋梁費ですね、国庫補助金がまず不採択というんですか、確定のためということで、これは対象工事といいますか、当初予算組んだときはやっぱりここを必要だということで計画した事業だと思いますけれども、どういう理由でだめ、だめというんですか、認められなかったということですか。その辺の理由があったら教えてください。対象になる事業と理由ですね。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 補助事業につきましては、国のほうに要望しておりますけれども、
どういう理由ということですが、国のほうの予算の配分によりまして決定になりますの
で、その分減額となっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、この工事ということじゃなくて、町全体の中でということ
なんですね。このために、やるために上げたんじゃないくて、町全体として見たものの中から、国
のほうで予算配分の関係で認められなかったから、その分を減額するということですか。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 工事の種類には、道路、橋梁とそれぞれ要望しておりますけれども、
国の傾向といたしましては、道路工事にはまず満額つかない傾向にあります。また、橋梁等の補
修事業につきましては100%、予算が決定しております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 128ページをお開きください。これは県補助金ですね、農林水産業費
県補助金であります。ここに、野菜等産地生産販売力強化事業補助金、マイナスの補正でありま
す。それから、経営体育成支援事業補助金、これもマイナス補正であります。字句だけ見ると何
となく想像もできるんですが、具体的にはどういった事業を行ったものなのでしょうか。

それから、その下の機構集約協力金交付事業補助金、これはどういった事業に対しての補助金
でありますか。同じように説明してください。

関連づくとは思いますが、152ページをお開きください。19節、いろいろございます。ここ
のところは、T P P対策の予算措置であったというふうな説明でしたが、先ほどの128ページ、

それぞれの予算がどのような事業に割り振られたのかというのを含めて申したいんですが、果たしてT P P対策として、こういった事業でよろしいのでしょうかという疑問があります。

どういうことかということ、担い手をふやすよりは、今ある後継者の体力を強化して差上げるほうがT P Pに対しては有効なのではないでしょうかという基本的な考えがあるからであります。言っていることがわかりますでしょうか。そういう意味で、担い手確保ということに重きを置いているような施策のように感じますが、どのようにお考えでしょうか。

前後しますが、戻って138ページをお開きください。地方創生加速化交付金事業、13節の委託料とあります。移住促進P R事業、これは委託料となっておりますが、どなたが委託なさるのか。また、漠然と移住ということをおっしゃっているんですが、こういった層を対象に、こういったふうな募集の仕方をするのか。

とりあえず、以上、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、128ページでございます。野菜等産地生産販売強化事業の補助金でございますけれども、これは109万7,000円の減ということです。この事業は毎年、県単独事業ということで行っております。県が4分の1、町も4分の1をかさ上げして50%にして、農家負担が50%ということの事業です。毎年、7月の広報に掲載しまして募集します。そして、9月には県のほうに要望ということで提出しますと、県のほうでは新年度予算に乗せて予算化するというところでございます。

ただ、私ども、全部要望額を上げてございます。要するに、執行するには予算がなければ執行できませんので、要望を全額上げてございます。

ただ、野菜のほうはなかなか要望どおり、100%予算がつかないのが今の現状でございます。去年は5つの農家、5戸の農家から、ゴボウの管理機とかニンニクマルチ収穫機、それから自走式の噴霧器、それからナガイモに堆肥をまく機械ということで、それとニンニクの収穫機ということで5台、5人の農家から5台ありましたけれども、実際はニンニクの収穫機が、たしか250万ぐらいだったと思いますけれども、その1件の採択ということになりました。よって、不採択になった分の4件の農家の方の分を、今これは減額するというところで補正予算に計上してございます。

それから、経営体育成支援事業ということでございます。これは新年度予算に計上してござい

ました。農業機械を買う場合は、国の事業でございます、30%の補助がございます。それで、2名の方がその要望を出していただきましたんですけれども、その方々が要望を取り下げました。よって、まだでも予算化していただきましたので、これはまず2人取り下げたんですけれども、後からまた欲しいという人があればということで、今までは予算を落とさないで乗せてきました。12月末で確定しましたので、申請者がいないということで今減額という補正になってございます。これは結構ハードルが高い事業です。機械買うにしては、3割の補助というのはすごく魅力的なんですけれども、大変それまで到達するポイントがございまして、六次産業をやっているかとか、申請する3年前に農地を拡大したのかとかですね、そういうポイント、10ポイントぐらいあるんですけれども、大変厳しくてなかなか採択にならないというのが現状です。全国的にもすごく申請者が余計です。ですから、そのポイントが、さらに上位のポイントしか採択にならないというような事業でございます。

それから、機構集積協力金交付金の事業でございますけれども、これは今初めて予算上げました。今までなかった事業です。これは農地中間管理機構ということで、平成26年4月から、4月1日から事業を展開してございます。それで、平成27年中に、農地中間管理機構を通して農地の貸借、要するに貸し借りが成立した、その出し手側に対しての経営転換協力金、それと耕作者集積協力金ということでございます。農家戸数は9件ということで、その分の歳入を見て、県から入ります歳入を見て、歳出にも同額計上ということです。これは初めて、今までなかった事業でございます。

それと、担い手確保経営強化支援事業でございます。これは1月の20日に国会で予算が成立ということで、これはTPP対策の予算でございます。1月の20日に成立して、1月の21、22で町のほうでもその要綱を每户配布、じゃなくて回覧を回してですね、1週間後で集計して、要望を出した事業でございます。

それで、事業の内容ですけれども、これは南部町で適切な人・農地プランが作成されていること、それから農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めている地区であることということでございます。対象となる経営体というのは、適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体、かつ、認定農業者、認定新規就農者または集落営農組織であること。あと一つは、農地中間管理機構から賃貸借の権利を設定を受けているものであることということでございます。

それで、補助率はこれは同じ、さっき、経営体育成事業の機械買うのの関係で3割の説明しましたけれども、これは同じ考え方で5割というすごい補助率でございます。ですから、大変その5割ということで魅力はすごくあるんですけれども、これもまた全国からすごい要望がございま

した。国の予算が53億で、東北農政局管内、東北六県で66億の申請が上がったということで、ですからほかの管内もありますけれども、大分申請額が多かったということです。

それでまた、ポイントというのがありまして、そういうポイントの高い順から採択していくという方法でございます。ですから、そのポイントを確保するためには、それぞれそれなりの法人化しているとか、経営規模を拡大しているとか、農地中間管理機構を利用しているとか、それから六次産業化もそのとおり、そういうふうのが並んであるんです。ということで、該当になる農家が2戸ということです。

あと、後継者育成には、この関係も、後継者育成をしなければならないというのは当然入っています。事業は全て、後継者がいることとか、そういう条件が加味されてございます。南部町では後継者、南部農夢を去年設立しましたけれども、その前の年から、町長からも後継者育成ということでそういうふうなことをなさいということでやっていたけれども、これからもそういうふうな後継者の方々にも、こういう事業は積極的に周知しまして進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 1点目の町のPR動画の作成ということですが、専門の業者の方をお願いしていますが、町の各種団体の方々に協力を呼びかけまして、町のよさを出してもらったPRの動画としまして、できた暁には町のホームページに掲載しますし、予定しております首都圏での移住相談会というんですか、そちらのほうでも流したいというふうに考えております。

移住の対象者ということでしたけれども、首都圏におきまして移住相談会というものを実施したいというふうに考えてございます。あとは、現在東京にあるんですけれども、県の青森暮らしサポートセンターというのがございまして、こちらは東京の有楽町にあるということですが、こちらのほうでPRしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 準備していた予算枠を使い切れなくて減額ということなわけですね。それには、募集のためのハードルをクリアできなかったりとかって、そういったことがいろいろありましたということです。ところが、全国的に見ると、3割、5割の補助率ということに対して非常に人気があつてみたいなことなんですが、そういったレベルでもって農業をやりなさいみたいな条件でもって国は予算措置をしているんだと思うんですけども、そういった要求に対してついていけないと解釈してよろしいのでしょうか。それは、ちょっと乱暴な解釈の仕方なんでしょうか。所感でよろしいのでお答えください。

それから、移住、移住者の募集に関してなんですが、私は疑問に思うのは、今住んでいるところからどこか移り住みましょうという、そういった発想のある人がですね、発想があつても、全く見も知らず、縁もゆかりもなく、そういったところをわざわざ選ぶんでしょうかと。そもそもの前提条件として、そういったプロセスを踏んで移住ということになるのかなと。私はちょっと違うような気がするんですよ。例えば、親しい友人がおるから、何とかさんのところ、いや、移り住みたいけれどもどこかいいところないですかみたいなところから始まるような気がするんですよ。そういった前提があつて、公の説明会とかというのを活用してというそもそものプロセスは第二段階だと思うんですけども、そういうのはあつてしかりだと思うんですけども、何かこう、企画として手をつけるあれが違うんじゃないのかな、ちょっと、本当に移住者を集めたいと思うのであれば、もっと違うことをやる必要があるんじゃないのかなと思うわけですよ。

それで、次の段階として、移住してきました、住宅も2戸ですか、2戸用意してありますという。ですけども、住むところがあつて人は生活できるでしょうかということを考えるんですよ。それこそ親しい友人がいれば何とかなるんでしょう。ですけども、例えば人間があれするには、最低限のコミュニティーというのが、人間関係、良好な人間関係が成立して初めてそこに住み続けることができるということがありますよね。そういったときに、言葉は悪いですけども、誤解しないで解釈してもらいたいんですけども、どこか知らないところに行って移住しようという価値観を持っているちょっと変わった類いの人間が、そういう自分の価値観を共有してくれるようなコミュニティーのないところで果たして暮らしていけるんでしょうかという、そこが一番問題だと思うんですよ。どういうキャパシティで、そういった移り住んできた人をその地域として受け入れるか、その態勢をどういうふうに考えるかということのほうが、家を用意する前よりももっと前にちゃんと解決しておかないと、この移住とかなんとかという事業のコンセプト自体が成り立たないんだと思うんですけども、これは前にも言ったことあると思うんですけ

れども、どういうふうにお考えになっっていますか、ご説明ください。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 川守田 稔議員のご質問にお答えいたします。

国の事業ですね、採択基準ということで結構ハードルが高いということは、国全体を考えての農業のこれからの進め方といいますか、やはり国のほうでは所得向上の10%以上を図る目的とか、それから生産コストを10%以上コストを下げるとか、そういうコスト的なもの、それからそのようなものを目標にしている事業とか、ほとんど大きい事業になります。南部町のレベルといえば、まず、大きい農家もありますが、小規模でハウス等もやられている農家さんもございます。国で定められている事業の要件・条件等は、やはりそれに乗っていかないと事業が採択にならないし、申請できないという、これは県は県でもまた事業がありますけれども、必ずそういう要件がございます。

ただ、町では農業を育てていくということで、県の事業にかさ上げして50%に持っていったり、町単独事業でも事業を実施してございますので、やはり目標はそういうふうなものに、国のほうでも進めているほうにはやはり考えてはいただかなければならないと思います。農家の方々を引っ張って進めていただかなければならないと思いますけれども、やはりそこまでいなくても単収を、要するにいいものをつくって高く売るといような単収を上げている農家さんも、やはりそれはそれで支援していただかなければならないなと考えてございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

今住んでいるところから、縁もゆかりもない人が来るのかというご質問でございますが、先ほど申し上げました、青森暮らしサポートセンターというところがございまして、そちらのほうに相談に来る方はやはり縁もゆかりもない方というのは少ないと。やはり全然行ったこともない青森県というところに来るといのは、やはりちょっとハードルが高いというふうに考えておまして、相談に来る方から聞きますと、例えば祖父母がいらっしゃるとか、あと仕事の関係で何年かこちらのほう、青森県とか三八地域のほうに来たことがあると。あとは大学のとき4年間、こ

ちらのほうに住んでいたことがあるとか、そういう方がまずほとんどで、縁もゆかりもない人というのはやはり厳しいのかなというふうには考えております。そういう方、ある程度やっぱりの親戚の方が、遠い親戚になるかもしれませんが、そういう方がいらっしゃるというのは聞いております。

あと、もう一つの住宅のほうなんですけれども、あくまでも町に来て、こちらのほうを整備するのは、町に来て、どんなところなのか、こういう南部町というのはどんなところなのか、いいところなのか、悪いところなのか、過ごしやすいのか、そちらのほうを見てもらうといえますか、感じてもらう。そのために、短期間でございますがそこで生活してもらって、実際に肌で感じてもらいたいなというふうを考えまして整備するものでございます。

仕事につきましては、やはり役場で直接あっせんするというのは厳しいものがありますが、職業安定所とかである程度の情報は開示しておりますので、そちらのほうでできるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 補助率が、例えば50%。50%、いや、すごいじゃないですか。物によっては3分の2とかという補助金もありますよね、募集のあれによってはね。ただ、100万、200万の事業に対して半分だったら、手持ち50万あればなんとかなるという。ところが、これが1,000万、2,000万ということになると、半分、半分もらったって、あと500万、1,000万何とかせにゃならんと。それ、自己資金でできたらいいんでしょうけれども、結局は、じゃどこから調達しましょうかというような問題とかが出てきますよね。まあ、銀行さんが貸してくれたらいいんでしょうけれども、返せねえって書類で審査されると、それはもう無理だとかですね。それ自体も、もう一つ前にフィードバックして、経営体制のという、そういうところに戻っていきますよね。例えば、六次化であったりとか、効率化だったりとか、そういったところに戻っていくわけですから、あんまり担い手、担い手とあれするよりもですね。まあ、担い手をふやすのはよくないと言っているわけじゃないんです。そういう産業として成り立ってくれば、やはり追従している人たちもいるんでしょうから。私は、そういった時期をある程度待つのも必要だと思うんですけれども、ただ、農家自体に体力がなくなっているということですよね。その体力、資金的な体力もそうですし、例えば書類作成の能力ですとか、そういったところが簡単なことではないわけですよね。

どれほどの規模の会社、企業にしろ何にしろ、やっぱりそういうところをサポートしてくださるような目を行政で持ってもらいたいなと個人的には思うんですね。それは役場が直接、昔みたいにやっていた時期もあるんでしょうけれども、今はそういうのができるのかどうか、できるのであれば役場がやればいいと思いますし、そういったサポートの仕方というのはできないものでしょうか、どうでしょうかということを最後にお伺いしたいと思います。

それから、移住に関してなんですけれども、何か委託、委託、例えば仕事に関してはハローワーク、私たちは仮の住まいを提供するという説明だと理解するんですけれども、やっぱり町として募集するのであれば、やはり町が全部、ハローワークともつながりを持たなくてはならないでしょうし、もうちょっと募集する体制というのは真剣に考える必要があるんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがお考えですか。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） お答え申し上げます。

農家の体力、それこそ毎年ですね、農業センサスでもありましたけれども、青森県の農業後継者の数、21%減ということで、これは南部町、青森県全体、南部町でもはっきりしたパーセントはまだ出ていませんけれども、体力は落ちていると思います。やはりそれも後継者不足によるもので、60代、70代、80代の人たちが、後継者がいればまだまだ農地をふやすとか、また改植をしたいとか、積極的に次の段階に取り組む。当然、機械の購入も、後継者がいれば次につながるということで機械も更新します。やはりそれができなくなってくるということは、体力がマイナスになってきているということと私たちも考えています。

また、前にも六次産業化のことでも答弁ありましたけれども、六次産業のやっている、国からの認証をもらわないで、認証を受けないでやっている方々も結構います。でも、その方々は、実際はもう、六次産業をやってみたいなと思っているんだけれども、後継者がいないのでやはり踏み切れないなというところです。共通していることは、やっぱり後継者不足ということがまず一つの要因です。

あと、補助金の絡みとか、さまざまな書類等作成ということでございますけれども、今も農林課では書類はいろいろ、提出書類はいただくんですけれども、書類の作成については町のほうで進めてやってございます。

また、必要なものであれば、いつでも農林課にお出でくださって何でも話してくださいと、

聞いてくださいよということは、常にそれはいつも、いろいろな総会に行つてそのことは皆さんにはお伝えしております。いろいろ思つていても来れない方もいると思うんですけども、その節は議員の皆様も、何かあったら農林課に行つて相談してくださいということをおっしゃっていただければと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

町において、最新の就労募集状況といいますか、そちらのほうは把握することは可能でございますので、最新の情報を提供するという形でこれから考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数146ページ、3款2項1目児童福祉総務費ですね。この中の20節扶助費の中で、乳幼児医療給付費と小・中学生等医療給付費があります。その中で、幼児に関しては27万4,000円を増額しておりますが、先ほどちょっと説明あった中で、この1,872万、これの減額がちょっとまだ、もう一つちょっと私、意味がわからなかったものですから、要因、ちょっともう一回説明、お願いいただければと思います。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

こちらの小・中学生等医療給付費につきましては、26年度から27年度へ繰り越ししました事業、補助事業がございまして、そちらのほうで対応しております。27年度には間違いなく実施はしておるんですけども、当初予算にも乗せて、なおかつ、その補助事業が3月の遅い段階で来たものですから、3月補正に乗せまして繰越事業として27年度に実施したことから、27年度の予算から今落とす、減額するものでございます。

ひとり親につきましては、担当課長のほうから説明させます。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 答えいたします。

ひとり親家庭等医療費のほうでございますが、これは当初見込みより低くなる見込みですので、減額したものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 予算のほうでも、この問題に関しては大体総額、ひとり親はちょっと除きましても、5,000万程度の予算を28年度確保しておりますが、私、この制度に関しては、医療費無料制度は大変いい制度だと思っております。それで、支払いもしなくてもいいようなもので改善もされております。

ただし、1つ残念なことに、これ、制度の中で所得制限がございます。私、できるのであれば、もう少し制限を緩和するか、全廃といえばちょっと難しいのかもしれないんですけども、実際に子育てしている親御さんたちの負担を軽くしていくという趣旨のもとでやるのであれば、その所得制限自体をもう少し緩いものにできないものかと考えております。

ですので、これは予算とかさまざまな要因がかかわってくるものですので、一概にすぐやれとは、できるとは思いませんが、できる限りこれからそういう部分を考慮いただいて、多くの皆さんにこの無料給付が行き渡るような形にもっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁は、もし何かありましたら、答弁いただければ。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 医療費等につきましては、以前にもそういうお話いただきまして、検討はさせていただきますが、うちのほう、学校給食費全面無料化等々含めながらですね、そういう部分もありますので、ただ、基準をもう一回確認をしながら、どの程度できるのか、全て、一つ、

県のほうからも言われているのが、いわゆる無料の現物給付、これに伴って医療費が上がる要因になっているんじゃないかという指摘はいただいております。そういう部分で、全員対象となると、そういう部分の県からの指導、また予算等々ということも当然あるわけでございますので、まずは検討はさせていただきたいなということで、まず、すぐできるという部分もちょっと言えないものですから、要望として承っておきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） ほかに。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） ページは127ページ、川守田 稔議員の質問と、またぶり返すようで恐縮しますが、この補助金、県補助金のあり方といいますか、さっき説明があったように、国県が3分の1とか何分の1とか、いろいろ補助金の条件についてもハードルが高いですし、出てきますが、課長おっしゃったように毎戸配布、あるいは回覧板で、そういった事業がありますよということは報告をしたと。ただしですね、ただ、申し込みがこのように少ないですとか、審査に落ちた方々とか、ハードルが高いんです、非常に。これ、私見るには、沿岸の被災した方々、岩手・宮城・福島のなくなった農地が現在余っているですとか、あいているですとか、そういった方々が集約する、あとは規模拡大するというふうなことに生んだ事業だというふうに私は認識しております。したがって、我が当町におきましては、幾らそういった補助事業の比が大きい額を配付しても、大きい農家さんは何件おられるのかなど。実際、面積が小さくともハウスで2回作物をとる方々であるとかというふうな方には、こういった大きい事業費というのは当たらないと思います。

これは、どうでしょうか、予算化する何とか事業、補助事業があるというのは、かなりこうやって今宣伝して予算づけしたり、補助、補正するわけですがけれども、そういった大きい事業に限り、逆に申し込みがあった場合、補正する。そうじゃない、例えば4年前ですか、根市 勲議員の一般質問でスプレーヤーの補助金をお話をして、今現在3年たって、各防除組合の方々が非常にいいというふうにして利用しています。いわゆる個人で買えない方々というのは、共同防除、共同の機械に頼るわけですね。小さい機械であれば個人で買えるものもございしますが、金額が張るとやはり共同的に組織を組んで使いたいという、これは非常に、南部町独自の補助金でしたので、さっそくお隣の三戸町さんも、まねをしたという言い方は恐縮ですが、三戸町さんも同等の補助金を出した。ただ、すぐにももう消費税、そしてまた車両の金額のアップということで、三戸町さんのほうは金額をアップしたそうであります。

そういった部分も含めると、また一昨年前、馬場又彦議長的一般質問の中において、防風網の修理保全というのもありました。かえってそういった小さい、かゆいところに手が届く政治をしていただきたいなと感じるんですね。防風網にしてみても、まだ何ら結果、予算化をしていないみたいですし、やりたいのか、修理、さまざまなアンケートというのはそれこそ毎戸配布もされておられません。改めて風は毎年来るわけですし、早くにも修理をして落果を防ぎたいという農家さんがかなりあると思いますので、そういったほうをかえってこういった予算化、農家さんの意見集約を含めて、したほうがいいのではないのかなと。防風網補助金とかというふうな項目ですよ。その予算というのは、何件あるから何ぼ、どのぐらいかかるということ、調査がもちろん、下調査が必要だと思いますが、逆に補助事業だけが、県・国の補助事業があるよというだけでどのぐらいの対象者があるかということ、本当に少ないと思います。防風網のほうがもっとも人と人がいると思いますし、やりたいと、直したいという人がいると思います。もちろんお金もかかることですので、財政的にも一昨年の実績等々を踏まえて予算化するわけですけども。ちょっと内容がうまくしゃべれなくて、ご理解いただいたかどうかわかりませんが、川守田 稔さんと全く同感なんです。どうでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今の担い手確保のこの事業は国の事業で、国の要件に沿って、これは補正で、国、来ましたので、2日間の中でも希望をとって、14戸だったと思います、希望。そのうち2戸というか、非常に厳しい内容でございました。一応、町のほうとしては、要望が出た額は予算はまず確保しておかなければならないと。全く未知数でございました。何戸が採択になるのか、そういう中で、農家の方々が希望した額を担い手の部分では確保して。ただ、最終的には法人2団体だけが採択になったということで、これは後でまた3月31日で、不用額で専決で落とさなければならぬと思っております。

それとあと、防風網等々ほかのに対してという話もありました。まず一つは、私ども、3分の1等々の補助、国県に対して町独自で、あらゆる部分について町単独でかさ上げをしております。これは本当にほかの町村、工藤議員も農業もしていますので、他町村比較すればもうわかると思います。そういう部分で、町としても本当に独自のかさ上げで支援してございます。それで、防風網等々についても、私、県のほうにも、これ、前にも答弁したことあると思いますが、知事、また県の幹部、部長級との会議でも要望してまいりました。SSも要望してまいりました。全く

もう県の回答は、ＳＳにしても完全にそういうのは考えていないような答弁でしたので、しからば町で考えていきましょうということで今、ＳＳも３台、単独予算を計上してございます。防風網のほうも、農家の方々のお話を聞くと、いわゆる支柱は使えるんだと、ただネットがやはり穴があいたり、なくなるので、ネットに対する補助があれば非常にコストも安くやれると、こういう話も直接して、何とか考えていただきたいということをお願いしております。

今、産地パワーアップ事業、この事業を今、意向調査で農林課で配布しておりますが、あくまでも今意向でございまして、最終的に県の、青森県の産地パワーアップ事業計画ができれば市町村におりてきます。それで、そのときに事業等々がはっきり出て、正式な申請受け付けになるということになります。その事業では、この前、県の三八地域県民局の職員から聞いた話ですと、防風ネットも該当になると。ただ、全く県のほうの最終的な部分の条件がどういう部分かという部分、これはリース事業ですね、産地パワーアップ事業はリースに対して２分の１補助と。ただ、そこにも５戸以上で、そしてまた面積要件とかというのがあります。そういうのがどういう要件になってくるのかで、当町の申請した方々が全員該当になるのか。ただ、このリースに対して、農家の方々も二方、二通り考えあります。私もお話を聞いたら、１人の方はリース終わった後に買い取りできればいいんだけどもという意見でした。もう一人の農家は、大体農機具というのは５年ぐらいするともう使えなくなってくるので、買い取りも大変なのでリースはリースでいいんじゃないかと。だから、農家の方々も考え一つじゃないんです。そういう部分も、我々また聞きながら、県のほうがどういう県の事業内容を示してくるか、ここを見ながらそれに対して、ただ、町のほうとすれば、予算のほうは確保しながらいきたいと思っていますので、いろいろ全て町じゃなくて、我々もやっぱり県にも国にも同じに負担しましょう、国も出して、県も出して、じゃ町も出しますよ、農家も出しますよと、やはりこういうことを国県のほうにもお願いをしながら、どうしても無理な場合、どの程度できるのか、町も新しい事業をやる場合は予算がふえていくわけですので、いろいろ工夫はしなければなりません。今まで半分まで持っていた、３分の１に対してそれを２分の１まで持っていく、その部分は町が持っているわけですので、じゃその率を少し下げさせてもらいますよ、そのかわり別なのも足しますよというふうなやり方も考えていかないと、ただただ膨れ上がっていただけになりますので、その辺は担当課等ともちょっと検討しながら考えていきたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 済みません、あと1点お願いいたします。

154ページ、6款1項12目ですね、農業集落排水事業です。28節の繰出金、先ほどの説明の中では減額、2,385万4,000円、こういう減額になっておりますが、要因は収入、加入の収入増ということの説明でしたが、どの程度ふえたのか、まずその辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 農業集落排水事業の繰出金でございますけれども、事業の確定によるもので、使用料、また消費税の還付が増になったものでございます。

金額につきましては……（「 」の声あり）申しわけありません。ちょっと今、使用料はですね、農集のほうですけれども、670万、雑入といたしまして、消費税の還付等で844万の増となっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。いいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 今の答弁をしましてですけれども、まだ加入率等は、前の説明でもいろいろ、農集排、公共下水道で伺っておりますが、加入率が伸びていない部分もあると伺ってありました。

それで、これからまだ未整備の地区とか町内いっぱいあるわけですが、今の加入実態を含めまして、これから新規で新しい、そういう下水道整備を町としてはこれからどういうふうな考え方で向かっていくのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 加入率が上がらないということでございますけれども、公共下水道につきましては、今建設事業を実施しております。その過程で、一部供用開始をしている部分がありますので、率は余り上がらないんですけれども、加入戸数は着実にふえているということでございます。農集のほうの加入率につきましても、建設事業自体は今終わっておりますので、数パーセントですけれども、確実に率は増加しております。

全体の新規の事業等でございますけれども、町全体の汚水処理構想が計画しておりまして、公共事業が今のところ37年度で完了の予定になっておりますので、引き続き、まだ新規事業入っていない剣吉地区とか、そういった農集排のほうで事業を進める計画になってございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時30分まで休憩とします。

（午前11時20分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）
.....

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第20、議案第42号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 議案書の169ページをお開きください。

議案第42号、平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,062万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,937万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものを説明いたします。183ページをお開きください。

下段、2款の保険給付費でございますが、1項療養諸費については、1目一般被保険者療養給付費から185ページ下段の5目審査支払手数料まで、合わせまして520万円を増額し、総額を14億9,442万6,000円とするものです。

また、187ページ、2款2項高額療養費については、1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者高額介護合算療養費まで、合わせまして220万円を増額し、総額を2億10万円とするものです。

さらに、189ページ、2款4項出産育児諸費については、1目出産育児一時金を210万円減額し、総額を840万円とするものです。

その下、2款5項葬祭諸費については、1目葬祭費を100万円減額し、総額を300万円とするものです。

これら2款の保険給付につきましては、本年度の給付額の確定見込みによりまして、それぞれの目の増額または減額、あるいは財源の内訳構成をするなど、所要の補正を行うものです。

下段、3款1項1目後期高齢者支援金でございますが、4,164万4,000円減額し、総額を3億2,915万4,000円とするものです。これは社会保険診療報酬支払基金への負担金ですが、被保険者数の減によりまして減額するものです。

191ページをお開きください。上段、4款1項1目前期高齢者納付金でございますが、28万5,000円減額し、総額を18万5,000円とするものです。これも社会保険診療報酬支払基金への負担金ですが、被保険者数の減により減額するものです。

中段、6款1項1目介護納付金でございますが、3,927万5,000円減額し、総額を1億5,686万2,000円とするものです。これも社会保険診療報酬支払基金への負担金でございますが、被保険者数の減によりまして減額するものです。

下段、7款1項同事業拠出金でございますが、1目高額医療費同事業拠出金、193ページの2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして3,090万円を減額し、総額を6億9,310万

4,000円とするものです。これは青森県国民健康保険団体連合会への負担金ですが、額の決定見込みによりまして減額をするものです。

下段、8款3項1目施設管理費でございますが、これは健康センターの維持管理費でございますが、285万7,000円を減額し、総額を4,276万2,000円とするものです。これは次のページ、2節給料及び3節職員手当等ですが、職員の給料及び手当につきまして、県の人事院勧告に基づきまして増額をするものです。また、11節需用費、12節役務費、13節委託料及び196ページ上段、18節備品購入費については、事務費等の確定見込みによりまして減額するもので、合わせまして285万7,000円を減額するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。175ページにお戻りください。主なものを説明いたします。

上段、3款1項国庫負担金、その下、3款2項国庫補助金、その下の4款1項療養給付費交付金及び下段の5款1項前期高齢者交付金、4款と5款は社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

それと、177ページ上段の6款1項県負担金、その下、6款2項県補助金及びその下、7款1項共同事業交付金、これは青森県国民健康保険団体連合会からの交付金でございますが、これらはいずれも本年度の交付決定または交付決定見込みによりまして、それぞれ増額または減額するものでございます。

下段、8款1項1目利子及び配当金でございますが、9万円を増額し、総額を11万円とするものです。これは国保財政調整基金の利子につきまして、当初見込みより多くなる見込みですので増額するものでございます。

179ページをお開きください。上段、9款1項1目財政調整基金繰入金でございますが、9,824万1,000円を減額し、総額を1億738万7,000円とするものです。これは国保会計全体における財源不足額が、当初見込みより少なくなる見込みのため減額するものでございます。

それから、中段、9款2項1目一般会計繰入金でございますが、3,270万8,000円を増額し、総額を2億6,982万2,000円とするものです。これは歳出のところでも説明いたしましたが、各保険給付費の給付額の決定見込み、あるいは各事業の完了及び事業費等の確定見込みによりまして、一般会計からの繰入金を増額または減額し、合わせて3,270万8,000円を増額するものです。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 日程第21、議案第43号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田 勉君) 議案書の199ページをお開きください。

議案第43号、平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,646万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,325万8,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

まず、第2条の繰越明許費からご説明申し上げます。205ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございますが、款は1款総務費、項は1項総務管理費、事業名は地域医療介護総合確保基金補助金、金額は6,400万円でございます。12月の補正予算におきまして、県

からの補助金100%を財源としまして、地域医療介護総合確保基金補助金7,517万8,000円を計上したところでございます。

内容としては、地域密着型サービスの介護施設等の整備に関する事業として、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの整備につきまして、整備する事業者に対して補助するもので、1施設当たり、施設の整備分として3,200万円、施設を開設する準備経費として556万9,000円、合わせて3,758万9,000円の交付基準となっておりまして、2施設分の7,517万8,000円を計上したところです。このうちの施設の整備分3,200万円の2施設分6,400万円について、施設の整備に日数を要し、年度内にその支出が終わらない見込みとなったことから、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。212ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費でございますが、17万円を減額し、総額を1億742万9,000円とするものです。これは次のページ、1節報酬は委員会の開催見込みによる減額、2節給料及び3節職員手当等は、職員の給料及び手当につきまして人事院勧告に基づきまして増額するもので、合わせまして17万円を減額するものです。

中段、1款3項1目介護認定審査会費でございますが、41万3,000円を減額し、総額を47万3,000円とするものです。これは、次のページ、19節負担金、補助及び交付金の八戸広域市町村圏事務組合の負担金の確定によるものでございます。

その下、2目認定調査等費でございますが、165万円を減額し、総額を720万8,000円とするものです。事業費等の確定によるものです。

下段、2款1項保険給付費でございますが、1目介護サービス等費から、214ページ及び216ページ上段の6目介護予防サービス等諸費まで、合わせまして2,365万7,000円を減額し、総額を24億8,781万2,000円とするものです。これは介護保険サービスの本年度の給付費の確定見込みによりまして、それぞれの目の説明欄にありますそれぞれのサービスの給付費につきまして増額または減額をするほか、審査支払手数料につきましては減額し、合わせまして2,365万7,000円を減額するものです。

次に、3款1項2目一次予防事業費でございますが、93万4,000円を減額し、総額を601万3,000円とするものでございます。これは事業の完了及び事業費等の確定見込みによりまして減額するものでございます。

218ページをお開きください。上段の5目任意事業費でございますが、93万5,000円を減額し、

総額を714万9,000円とするものでございます。これは次のページ、2節給料及び3節職員手当等につきましては職員の人件費の増、また1節報酬、8節報償金、20節扶助費につきましては、事業の完了及び事業費等の確定見込みによりまして減額するもので、合わせて93万5,000円を減額するものでございます。

それから、下段、4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、838万8,000円を減額し、総額を9,000円とするものです。これは介護給付費準備基金に積み立てる額が、当初見込みより低くなる見込みにより減額するものでございます。

220ページをお開きください。5款1項2目財政安定化基金償還金でございますが、6万6,000円を減額し、総額を833万4,000円とするものです。これは財源不足のため、過年度におきまして県の財政安定化基金から借入れをしているところですが、この返還する額の決定によりまして減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。206ページにお戻りください。

上段、1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、33万4,000円を増額し、総額を4億8,103万9,000円とするものでございます。これは収入見込みの確定によりまして、次のページ、1節現年度分特別徴収保険料につきましては減額、2節現年度分普通徴収保険料につきましては増額し、合わせて33万4,000円を増額するものでございます。

中段、3款国庫支出金1項国庫負担金及び下段の2項国庫補助金、それから208ページでございますが、上段、4款1項支払基金交付金、その下の5款1項県負担金、2項の県委託金及び3項県補助金まで、本年度の交付決定または交付決定見込みによりまして、それぞれ増額または減額するものでございます。

下段、7款1項一般会計繰入金でございますが、1目介護給付費繰入金から、210ページ上段、5目の低所得者保険料軽減繰入金まで、合わせて792万1,000円を減額し、総額を3億6,464万4,000円とするものです。これは歳出でも説明いたしましたが、介護給付費の確定見込みを初め、各種事業の完了及び事業費等の確定見込みによりまして減額、あるいは職員の人件費に伴う増額、合わせまして792万1,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第22、議案第44号、平成27年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の224ページをお開きください。

議案第44号、平成27年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,073万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。232ページをお開きください。

上段、1款1項1目居宅介護支援事業費でございますが、13万8,000円を増額し、総額を1,300万円とするものです。これは次のページ、1節給料及び3節職員手当等は、職員の給料及び手当につきまして県人事院勧告に基づきまして増額するものです。9節旅費及び12節役務費は、事務費等の確定及び確定見込みによりまして減額するものでございます。13節委託料は、介護予防計画作成業務につきまして、委託件数が増加することが見込まれることから増額するものでございます。

次に、下段、２目訪問看護サービス事業費でございますが、49万円を減額し、総額を1,773万7,000円とするものです。これは次のページ、１節給料及び３節職員手当等は、職員の給料及び手当につきまして県人事院勧告に基づきまして増額するものでございます。７節賃金から12節役務費までは、事務費等の確定及び確定見込みにより減額するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。230ページにお戻りください。

上段、１款サービス収入１項介護給付費１目居宅介護支援計画費でございますが、6万3,000円を減額し、総額を615万7,000円とするものです。これは要介護１から５までのケアプラン作成による事業収入ですが、収入額の確定見込みによりまして減額するものです。

その下、２目介護予防支援計画費でございますが、20万9,000円を増額し、総額を654万1,000円とするものです。これは要支援１から２までのケアプラン作成による事業収入ですが、収入額の確定見込みによりまして増額するものでございます。

その下、３目訪問看護事業費でございますが、90万8,000円を減額し、総額を１万1,000円とするものです。これは訪問看護による事業収入ですが、次のページ、１節訪問看護事業費は事業収入、２節は利用者負担金でございますが、いずれも額の確定見込みによりまして減額するものでございます。

下段、２款１項１目一般会計繰入金でございますが、41万円を増額し、総額を1,802万6,000円とするものです。これは歳出でも説明いたしましたが、職員の人件費による増額及び事業費、事務費等の確定、確定見込みによる増額や減額によりまして、次のページ、１節居宅介護支援事業費繰入金につきましては8,000円の減額、２節訪問看護事業費繰入金につきましては41万8,000円を増額し、合わせて41万円を増額するものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第23、議案第45号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の235ページをお開きください。

議案第45号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,575万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。245ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費でございますが、64万4,000円を増額し、総額を1,100万7,000円とするものです。これは次のページ、13節委託料ですが、特定健診の受診者の増が見込まれることから、医療機関への健診の委託料を増額するものです。

下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合会納付金でございますが、421万3,000円を減額し、総額を1億7,380万円とするものです。これは次のページ、19節負担金、補助及び交付金ですが、後期高齢者医療広域連合会への納付金として、後期高齢者医療保険料分として本年度の収入見込みにより386万5,000円の増額、また後期高齢者医療保険基盤安定分として事業費の決定によりまして807万8,000円の減額、合わせまして421万3,000円の減額となるものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。241ページにお戻りください。

上段、1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料を64万円減額し、2目普通徴収保険料を351万9,000円を増額し、合わせて287万9,000円を増額して総額を1億

135万6,000円とするものです。これは本年度の保険料収入額の見込みによるものです。

次の2款1項1目督促手数料でございますが、2万1,000円を減額し、総額を2万4,000円とするものです。これは収入額の見込みにより減額するものでございます。

次の3款1項1目一般会計繰入金でございますが、1,059万3,000円を減額し、総額を7,265万円とするものです。これは事業費及び事務費等の決定見込みによりまして、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次の4款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越額を計上するものです。

243ページをお開きください。下段、6款1項1目広域連合健診委託金でございますが、64万4,000円を増額し、総額を790万円とするものです。これは歳出でも説明いたしましたが、医療機関への特定健診の委託料の増が見込まれることから、同額を広域連合からの歳入として計上するものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第24、議案第46号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 議案書の247ページをお願いいたします。

議案第46号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業の確定等により予算を精査し、補正するものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,170万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,650万円とするものです。

次に、253ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。建設事業の確定等により、下水道事業債の限度額を800万円減額し、9,450万円とするものです。

次に、254ページをお願いいたします。歳入の主なものについて説明いたします。

中段の3款1項1目一般会計繰入金は、912万5,000円を減額し、6,605万4,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

5款1項1目雑入は、458万円増額し、1,558万1,000円とするものです。これは確定申告により、消費税の還付金と、馬淵川の河川工事に伴う井戸の移転補償費確定によるものでございます。

6款1項1目下水道事業債は、第2表での地方債のとおり800万円を減額し、9,450万円とするもので、補助事業費の確定によるものでございます。

以上が、歳入の説明でございます。

次に、256ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。

1款1項1目施設管理費は、247万3,000円を減額し、2,234万7,000円とするものでございます。これは需用費、委託料、工事請負費、それぞれ不用額を減額するものでございます。

2款1項1目公共下水道建設費において、922万7,000円を減額し、1億9,016万2,000円とするものでございます。主な内容といたしまして、15節工事請負費の300万円と22節補償費の540万円を減額しており、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

以上で、公共下水道事業の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 日程第25、議案第47号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(工藤良夫君) 議案書の259ページをお願いいたします。

議案第47号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ871万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,779万円とするものでございます。

次に、265ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1款1項1目排水使用料について、670万円の増額とし、3,581万3,000円とするものです。これは使用料を精査したものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、2,385万4,000円の減額とし、2億2,343万3,000円とするもの

で、事業費の確定によるものでございます。

4款1項1目雑入ですが、844万4,000円を増額しております。これは消費税更正申告による還付金によるものでございます。

以上が、歳入の説明でございます。

次に、267ページをお願いいたします。歳出の主なものについて説明いたします。

下段の1款1項2目施設管理費は、910万5,000円を減額し、5,897万7,000円とするもので、13節委託料の事業費の確定によるものでございます。

以上で、農業集落排水事業の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第26、議案第48号、平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極壇藤男君） それでは、議案の270ページをお開き願います。

議案第48号、平成27年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,003万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,867万3,000円とするものでございます。

それでは、276ページ、277ページをお開き願います。歳入でございますが、予算精査による歳出の減に伴いまして、4款1項1目の一般会計繰入金から1,003万4,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、278ページ、279ページをお開き願います。歳出の主な補正につきましてご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費でございますが、603万4,000円を減額し、2億9,489万8,000円とするものでございます。7節につきましては、臨時職員の賃金の補正でございますが、募集定員に満たなかったため300万円の減額をするものでございます。13節委託料でございますが、暖房給湯業務における重油等の使用量の減により200万円を減額補正するものでございます。次に、17節公有財産購入費におきましては、事業費確定のため減額をするものでございます。

次に、2目療養費につきましては、400万円を減額し、4,617万8,000円とするものでございます。11節需用費におきましては、消耗品費及び医薬材料費を合わせて200万円の減額をするものでございます。13節委託料におきましては、給食業務委託料の食数の減により200万円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 3カ月前に、補正予算で3,542万円の増が、我々審議して認めてきました。このすぐ3カ月後に、今度減額ということですが、臨時職員を募集して見つからなかったというのが大きな要因だということで話は聞いていますが、そのほかに何か、その当時の12月の補正として検討した中で、この3カ月間でどうしても経費削減にせざるを得なかったといえますか、大きな要因は何だったのかをまず聞きます。

それから、この老健の予算審議のときによく問題になってきます、南部病院とのかかわりという事で今まで何回も説明を受けておりますけれども、その問題で、この3月まで協議事項で解決したのは何か、それからまた解決できないでまだ残っている課題、どういうものがある、それをいつごろまでに解決すれば隣接との問題が全て解決するのか質問します。

○議長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（極壇藤男君） まずもって12月の補正でございますが、12月の補正では2,140万5,000円の減額ということで承認を得てございます。その中で、今回大きなものがまた、臨時職員の減額ということでございまして、臨時職員につきましては看護師2名を予定していたところ1名の任用ということで、ここで100万円の減額ということでございまして、介護員17名につきましては、14名を今現在任用してございまして、その中で200万円ほどの減額になってございまして、その分でまた臨時職員におきましては300万円の減額となっております。

あとは、給湯業務、それから需用費、消耗品、医薬材料費等につきましては、見込みがちょっと高かったかなと。見込みにつきましては、4月から10月までの平均値で見込みを出してございましたので、実際のところもっと低く、45名での計算にすればもう少し低く補正できたのかなというふうには思っております。

そして、南部病院とのかかわりということでございますが、来年度、本年度予算につきまして、建物の購入ということも予算のほうには計上してございます。ですので、建物購入につきましては解決してございまして、あとにつきましては、建物購入したことにつきまして、大体解決かなと。土地のほうも今年度、買収してございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） そうすれば、南部病院とのかかわり、今まで共用しているのだとか、説明、その他いろいろなことがあってという話、何回も説明を受けているんですけども、その辺も全てもう解決するということですか。単独で、老健だけの問題として、あとのものは全部管理できるということなのか。副町長さんが大分苦労されてやっていたというような話、聞いていましたが、その辺のところはもう全て、27年、28年のその建物を買い取れば、その辺の問題は全て

解決するという解釈でよろしいんですか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今、お話があったとおりでございます。土地の取得につきましては、27年度で予算計上しておりまして、これは町のほうの土地になりました。登記が終わっております。

それから、共用部分につきましては、給食の部分等、これまでは病院さんのものでありましたけれども、それを共用してございました。それで、それぞれ負担割合を決めて負担してきたわけですが、その部分は新年度に入って病院さんが新しいほうに移転するまでは少し経費が残ります。そして、病院さんが移りますと、今度は給食の部分は病院さんで別に設置することですので、町のほうで必要であれば町のほうにお譲りをしますということですので、その建物の部分については、これは新年度予算になりますが、計上してございますので、その部分が終わりますと一通り、それぞれ独立した分になるということですので、今お話がありましたようにほとんどが終わるという予定でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。本日、町長から、議案第49号、南部町教育委員会教育長の任命について、議案第50号、南部町農業委員会委員の任命について、議案第51号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案3件が追加提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号から議案第51号までの議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後0時20分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午後0時21分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案3件につきましてご説明を申し上げます。

議案第49号、南部町教育委員会教育長の任命についてであります。地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部改正に伴い、平成28年3月31日をもって教育長の任期が満了となるため、同法第4条の規定により教育長を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

教育長として任命する方は、住所、南部町大字剣吉字・・・・・・・・、氏名、山田義雄氏、昭和・年・月・日生まれ。

任命する山田氏は、現教育長であり、人格が高潔で、教育行政に関しすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

次に、議案第50号、南部町農業委員会委員の任命についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、平成28年3月31日をもって農業委員会委員の任期が満了となるため、同法第8条の規定により委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

最初に、公募等による委員として任命する方々であります。大字栳木、山田憲幸氏、大字片岸、滝田信彦氏、大字苫米地、松村範明氏、大字福田、三浦恵美子氏、大字剣吉、川守田雄一氏、大字斗賀、梅内勝治氏、大字高瀬、石橋 薫氏、大字鳥谷、中村文男氏、大字下名久井、町内名、五日市になります。河守田雄一氏、大字下名久井、工藤信仁氏、大字赤石、赤石敏文氏、同じく相内、佐々木一雄氏、大字小向、堀内重男氏の13名でございます。

次に、各団体からの推薦による委員の任命であります。大字平字野場、野田清八氏、南部地域農業共済組合からの推薦でございます。大字斗賀、奥瀬修一氏、名川土地改良区からの推薦でございます。大字平、砂庭周平氏、八戸農業協同組合からの推薦でございます。以上3名、合計16名の方々であります。

任命する方々は、いずれも農業に関するすぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

次に、議案第51号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。任期が満了する人権擁護委員について、新たに1名を推薦いたしたく、国へ推薦するに当たり議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、住所、南部町大字鳥舌内字・・・・・・・・、氏名、日渡喜久氏、昭和・年・月・日生まれ。

推薦する日渡氏は、すぐれた識見と豊富な行政経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、平成28年7月1日から平成31年6月30日まででございます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案49号から議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4の議案3件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号から議案第51号までの議案3件を一括議題とします。

本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

それでは、議案第49号から議案第51号までの3件を一括して採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号から議案第51号までは同意することに決定しました。

ここで、ただいま教育長の任命の同意がなされました山田義雄君から、ご挨拶をいただきます。山田義雄君は、ご登壇の上、ご挨拶願います。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） 教育長就任に当たりまして、こういうふうな挨拶の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、町長より任命をいただきまして、そして議員の皆様からご同意いただきまして、教育長の任につかせていただくことになりました。本当にありがとうございます。

本町の抱える教育的な課題解決のため、そして学校教育、社会教育を含めた南部町の教育発展のために誠心誠意頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも議員の皆様からご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今後ともよろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第67回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月4日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、平成28年度一般会計及び各特別会計の当初予算のほか、南部町名誉町民の決定や条例案並びに補正予算案など、終始熱心に、かつ、慎重にご審議を尽くされ、全議案とも原案のとおりご議決を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきましたさまざまなご意見、ご提言に十分留意いたしまして、今後の事業推進に役立ててまいりたいと思います。

さて、平成28年は、合併から11年目のスタートの年であり、まさに南部町再チャレンジ、そういう1年にしなければならないと思っております。

日本は、世界に先駆けて人口減少社会に突入しました。高齢化も伴う、前例のないこの大きな社会変化にどう対応するのか、国際社会が注目する中、将来を担う子供たちのためにも、我々地方公共団体は智慧を絞っていかなければなりません。

当町におきましては、地方交付税の合併特例措置の縮減期間が始まり、日本経済の面では日銀による日本初となるマイナス金利が導入されました。18歳選挙権やT P P、劇的にふえる外国人旅行者、世界各地で発生する紛争や対立により混沌とする世界情勢、グローバル化された社会ではこれらの前例のないさまざまな要素がかみ合い、地方の生活にも影響を与えることになるため、町の職員にも視野を広くした対応が求められるとともに、これまでと同じことを続けるのではなく、変わることを恐れないこと、再チャレンジすることが求められると考えております。

本議会の一般質問でも取り上げられましたが、職員の挨拶は少しでもよくなるようにみずから意識して変わらなければならないものであり、ふるさと納税への取り組みのように、社会情勢の変化に敏感に対応できるような柔軟さも必要だと思っております。

重要施策の一つとして位置づけている健康長寿を目指すには、町民の方々と町が一緒になって取り組み、町全体が変わらなければなりませんので、これから実施していくさまざまな事業を通じまして機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

また、後継者問題を含む農業や商工業を取り巻く課題に対応するため、それぞれの団体や関係する方々がみずから変わろうと動き出していることは非常に心強いことでありますので、町としても必要な支援を続けてまいりたいと考えております。

一方、取り巻く環境が変わっても、変わらないものもあります。東日本大震災から5年の月日がたちました。あのとき、誰もが大切に感じた家族や人を思う気持ち、きずなの大切さは、行政においても基本となる部分であり、いつまでも変わることがない、忘れてはいけないことだと思っております。常に町民のためにという気持ちは、いつまでも変わらない、また私の信念でもあります。

子育て支援事業や定住対策、農業観光やグリーン・ツーリズム、達者村事業などあらゆる事業が、町民の皆様に「南部町に住んでよかった」と思ってもらえるように、また子供たちが南部町にずっとかかわっていきたいと思える南部町であり続けるように考えたものであります。この気持ちを忘れることなく、職員一同、一生懸命取り組んでまいる所存でありますので、これからもご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりますが、4月からの新年度が災害のない穏やかな年度であることをお祈りするとともに、議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げ、

本定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、4日の開会以来11日間、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらずご熱心に審議を賜り、提案されました平成28年度当初予算を初め、条例など多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長初め理事者各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審議にご協力いただき感謝申し上げます。本会議、予算特別委員会において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を払われるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、町政発展のため一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

皆様におかれましては、年度末でもありご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、町政の積極的推進にご尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

これをもちまして、第67回南部町議会定例会を閉会します。

（午後 0 時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 滝 田 勉

署 名 議 員 西 野 耕太郎